

七月古來の庄屋を廢し選舉を以て庄屋を人材に採らしむ。

九月廿日車駕東巡 東海道甲賀三雲藤房卿の墓へ勅使  
石山右兵衛を遣され金幣を賜ふ

十一月十日朽木奎之允縣知事 後退一  
と改む

十二月廿二日還幸。

明治二年正月 別所村園城寺境  
内圓滿院門室 移廳、同月薩長土肥封土を奉還す。列藩相次で之に倣ふ。

藩主を藩知事となす。

三月七日車駕東京に行幸。

七月新に官制を定め神祇太政の二官及び民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省を置く。

十月五日皇后宮東京行啓

明治三年七月各藩知事を東京に召し諭して其職を罷め東京の邸に移住せしめ藩を改めて縣となし東京、大坂、京都を三府とす。

八月郡中各村に古來若者と唱ふる者を禁止す。

十月北越征討の官軍凱旋に付沿道宿驛より租米上納の延期を訴ふ。

同 四年三月一般の人民に苗字を許し各戸に之を届け出しむ。

三月十一日神武天皇遙拜式執行の旨各村に達す。

十一月二日縣知事を令と改めらる。

同月廿二日大津縣を廢し更に大津縣を置、滋賀、野洲、栗太、甲賀、蒲生、神崎、六郡を管轄す。松田道之縣令たり。

同 五年正月滋賀縣と改稱す。

二月水口村、八幡寺内北元町に本縣出廳を設置す。

四月七日始めて區制を施行し、蒲生郡を十八區に分ち、每一區に戸長を置き、

從前の組合惣代、總年寄、中年寄を廢し、毎町村の庄屋年寄、百姓總代は舊稱を存置す

七月地藏祭を止め略傍の石佛を取除かしむ。

八月每區に總戸長、副總戸長を置き、各村の庄屋を戸長とし、年寄を副戸長と

し、市街には町年寄を戸長とし、副戸長を置く。

同月地券發行に付地所取扱心得を頒布す。

九月歐學校を 大津坂  
本町 聞く 獨人を教師とし英、佛、獨、  
蘭語及商業裁縫を教授す、其資金は管内六郡の寺院に勸

誘し義捐せしむ。 明治七年八  
月之を廢す

同月廿八日犬上縣を本縣に合併す。



同月人々に種痘を爲すことを令す。

十二月朔日舊水口縣支配地蒲生、甲賀二郡中にて高一萬五千四拾八石六升七合五勺四才、舊西大路縣支配地野洲、蒲生二郡中に高一萬五千七百六拾石六斗八升二合五勺、舊川越縣支配地甲賀、野洲、蒲生三郡中にて高一萬九千九百八拾六石八升二合五勺七才を本縣に領收す。

此月太陰曆を廢して太陽曆を用ひしめ、十二月三日を明治六年一月一日とす。古への十二時を二十四時間に改め、祭日を定め日曜日を以て從來の一六の日の休暇に代ふ。

此月限り古來の番人を廢す。

同 六年一月十八日戶籍取扱心得を頒布す。

三月地券取調に付布達せられ、日を期して野帳下繪圖成功、可致旨を令す。

四月高札場を取除き制札は上納し、高札場は公賣せしむ。同月各町村に掲示場を新設せしむ。證券印紙の使用を開始す。

六月三日生糸改會社改正規則頒布

七月三日地券專務、地租專務、印紙專務を置く、縣屬中村耕を地券專務總括に

命す、  
九月五日地券專務長

同月廿八日地租改正法を頒布す。

十一月十九日總戶長を區長とし、總副戶長を副區長と改稱す。

十二月廿五日年始、祝日、遙拜三式を改定す。

同 七年三月十二日舊習を廢し、新古門閥の區別なく協和親睦すべきを令す。

四月九日曩に地券取調の際毎郡一人選出せし地券取調用掛を廢す。

九月徴兵検査開始、十七日壯兵検査に付戶長同道滋賀縣廳に出頭せしむ。

十二月全國戶口調査終了。千四百三十六箇村、三百三十九箇町、戶數十三萬

六千百八十八戶、人口五十七萬九千七百四人、神社二千三百五十八座、佛刹三千四百寺。

同 八年三月廿三日松田道之内務大丞に轉任

五月二日籠手田安定權令

七月縣内里程表建設に付諸街道調査

同 十年一月西南の亂起る。八月平定

同月十一日府縣參事大中少屬を廢し書記官屬を置く、酒井明大書記官



四月十九日減租の詔あり、減租の半額を五年間貯蓄し凶荒の豫備に充てしむ。

同十一年七月官制改正

十月北陸巡幸十日木之本行在十一日高宮行在。廿一日還幸の際復高宮に行在あらせらる

同十二年四月二十日通常縣會を大津南町願證寺に開く。議員六十四人。

五月十六日區制を廢し郡制を施行し、蒲生郡役所を八幡に置く、前戸長を廢し各町村に戸長一名を置く。

七月一日各郡役所開廳、富田義昌蒲生郡長、

同月九日戸長の任期を二ヶ年とす。

同十三年六月山梨、三重、京都巡幸、廿八日水口御着泊、廿九日大津着御。

七月十四日大津大谷間鐵道開通。

同十四年二月七日福井縣を置かる。

同十六年四月廿六日、賣藥營業者心得を定めらる。

同十七年三月十五日長濱敦賀間汽車開通

七月五日籠手田安定元老院議官、工部大書記官中井弘滋賀縣令

十二月富田義昌辭し山本歸一郡長

同十八年五月廿八日全管内町村戸長役場を聯合し百九十九役場とし、其所屬區域、役場位置を定め、七月一日より實行。

同十九年七月三日縣令を縣知事と改む。

十一月一日尙武義會規約成る。

同二十年二月廿一日車駕還幸、大津より御乘船長濱に御着。

同二十一年六月廿五日、縣廳落成開廳式工費十萬九千九百七十一圓、

同廿二年四月一日より町村制實施、蒲生郡を八幡町日野町及二十二箇村に分轄す。

七月十六日武内稱蒲生郡長

同廿三年四月五日、天皇后京都巡幸、九日滋賀縣廳に臨御、三尾崎疏水工場開通式、

五月二日還幸、

五月廿一日中井弘元老院議官、岩崎小二郎知事。

(以下省略)

## 第十九章 區制施行



廢藩置縣當時未だ郡制あらざれば、區制を以て縣廳の事務を各町村に取次がしめたり。區制は明治五年四月七日に施行令出で、各區に長を置く此を總戸長といふ。同年八月從來各村の庄屋年寄役の名稱を廢し、庄屋を戸長、年寄役を副戸長と改む。戸長は總戸長に隸し、副戸長は戸長を輔佐す。郡内を十八區に別ち、當町附近は松尾、大窪、村井、河原、日田、上野田、山本、大谷、木津の三町六個村は第十五區に、寺尻、小井口は十六區に付屬せり。

總戸長は縣廳に直隸して町村の行政を分掌す。六年十一月十九日總戸長を區長と改め更に副區長を置く。七年九月十五日區長戸長の給料を其區内の民費負擔と定む。

## 第二十章 地券改正、地券書式、地券臺帳書式、地籍

封建時代の地租は領主によりて其額同じからず。又同一の領主と雖も甲村と乙村との租率同じからずして寛苛輕重一ならず。明治の初め先づ之が統一を圖り、古來の米納法を止め金納に改めんとし、明治五年各郡の區長中より地券用掛を命じ、爾後各村に丈量を行ひ田地の收穫を検して地價を定め、地價に従ひ租率を定む。地券、地圖を製し個人に土地の所有權を與へ、賣買を公許し、明治九年を以て全國に均しく其法を施行す。地價に對し百分の三の租率を以て賦課せられしが、十年一月詔して五厘を減じて二分五厘とし、民費は本租五分の一に過ぎざらしむ。全國石高を廢して段別を稱し、租は盡く金錢を以て納むるに至れり。

### 大谷共有記録

- 一、被<sub>レ</sub>仰出候地券證出來ニ付、五月二日ニ御達被<sub>レ</sub>下候ニ付、同十日券證四百九拾八枚御請申、券證印稅とて貳拾八兩貳分と三百五十文上納仕候。
- 一、今般御高札取拂被<sub>レ</sub>仰付候ニ付、建物ハ村費ニ御座候間、村方にて取拂、御懸札之儀ハ縣廳へ相納申候間、此段御届奉<sub>レ</sub>申上候。

明治六年八月

大谷村戸長

溝江伊兵衛



地券書式

裏面

(菊) 大 日 本 帝 國 政 府 (桐)

明治八年政正 地 券

何國何郡何町何村第何番

一田何反何畝何歩 持主 氏 名

地價何程

此百分ノ三金何程 地租

明治十年ヨリ

此百分ノ貳ケ半金何程 地租

右検査之上授與之

明治年月日 縣 名印

日本帝國ノ人民土地ヲ所有スルモノハ、必ラズ此券狀ヲ有スヘシ。

日本帝國外ノ人民ハ此土地ヲ所有スルノ權利ナキ者トス。故ニ何等ノ事由アルトモ、日本政府ハ地主即チ名前ノ所有ト認ムベシ。

日本人民ノ此券狀ヲ有スルモノハ其土地ヲ適意ニ所用シ、又ハ土地ヲ所有シ得ヘキ權利アル者ニ賣買讓渡質入書入スルコトヲ得ヘシ。

賣買讓渡質入書入等ヲナサントスルモノハ、渾テ其規則ヲ遵守スヘシ、若シ其規則ニ因ラスシテ此券狀ヲ有スルトモ其權利ヲ得サルモノトス。

何縣何郡何村 氏 名

主 事 何郡長 氏 名印

表書ノ地所自今右記名ノ者所有タルヲ確認ス

明治年月日

第二十一章 郡制の施行及日野町聯合區域

明治十一年までは縣區の制度を以て人民を統治せられしも、十一年七月に至り、大化改新の例に倣ひ府縣官制を改革し、縣治の下に郡制を設けられたり、其縣郡の職制左の如し、

縣 令一人 大書記官 少書記官大小の内一人を置 屬一等より十等迄 警部一等より十等まで

郡 郡長八等相當 郡書記十等相當より十等相當まで

明治十二年五月區制を廢し郡制を施行し、蒲生郡役所を八幡に置き七月開廳富田義昌郡長たり。此時副戸長を廢し各町村に戸長一名を置く、同十八年聯合戸長役場を大窪町に置き、村井、大窪、松尾、日田、木津、河原、大谷、上野田、里



口を組合とし、主宰を聯合戸長と云ふ。

明治十二年 一月より六月迄

町入費御檢印願

蒲生郡日野村井町

合金百五拾五圓六拾貳錢五厘

内譯

金三拾九圓六拾貳錢

戸長給

金貳拾五圓四拾九錢

一月より五月迄 副戸長給

金四圓八拾六錢三厘

地主 惣代日當

金七圓八拾錢

臨時書役雇入日當

金九圓

役場小遣日當

金壹圓壹錢九厘

物價表並郵便稅

金三圓四拾三錢七厘

井堰守人浚入費

金貳圓八拾八錢

二月十七日より十九日迄惣代二人本廳行滞在一日往返二日分

金六圓五拾貳錢

四月より六月迄正副區長給料旅費差引殘金

金六圓廿八錢六厘

舊區内諸入費割當

金拾九圓六拾七錢八厘

戸長役場筆紙墨油炭器械費

金貳拾九圓三錢貳厘

全村ニ係る山論費龍王引合大坂上奉行廿四人分日當其他代書料諸費客年越高分

右ハ本年一月一日より六月三十日迄當町入費書面之通相違無之候間賦課仕度候也。

明治十二年九月一日

右町惣代 西田市兵衛 印  
舊副戸長 西田善兵衛 印  
戸長 長 十字六四文 印

滋賀縣令 籠手田安定殿

戸長給並役場費御下附願

戸數三百零三戸

蒲生郡日野村井町

地價金六萬九千零卅五圓九拾八錢壹厘

戸長給壹戸ニ付金貳拾貳錢四厘

此金六拾七圓八拾七錢貳厘

同地價百圓ニ付金三錢貳厘



此金貳拾貳圓〇九錢壹厘

役場費壹戸ニ付金拾四錢九厘

此金四拾五圓拾九錢七厘

同地價百圓ニ付金貳錢貳厘

此金拾五圓拾八錢七厘九毛

合計金百五拾圓三拾四錢七厘九毛

四季ニ割賦し一季分

金三拾六圓七拾貳錢五厘

内譯

金貳拾貳圓五錢

戸長以下給料

金拾四圓六拾七錢五厘

役場費

右者本年七月一日より九月三十日迄一季分戸長以下給料並役場費とも御布達之通前書金額御下渡奉願候也。

蒲生郡日野村井町

明治十二年九月廿五日

戸長 十字六四文匁

蒲生郡長宮田義昌殿

### 第二十二章 憲法發布の勅語及祝賀

明治二十二年二月十一日憲法發布の勅語降れり。

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ、朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス。

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力補翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖先ノ威徳ト、並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ。朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ、其ノ朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎勵シ、相與ニ和衷協同シ、益々我ガ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ、祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ、此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサル也。

憲法は百法の根本にして國家經緯の大法たり。之に由りて我が立憲代議政體の基礎定まる。皇室の安泰、臣民の權利義務、政府の職掌、帝國議會の權限等秩序一定してまた動す可からず。是に於て臣民歡天喜地聖代の德澤を謳歌し、舉國至誠を披瀝し、



て慶賀の意を表せり。

日野町にては満街戸々球燈旭旗を以て裝飾せられ、町民盡く綿向社前に集合して慶賀の式典を舉げ、是より有志者南山王の神苑に於て園遊會を開き、多くの模擬店を設け、各割烹店の酌婦赤前垂にて來客を迎へ、杯盤の間に周旋し、餘興には酌婦官女の假裝をなして舞踊する等、興趣愈々出で、歡娛窮まる所なく、和氣霽々の中に宴を閉ぢ、空前絶後の大典を祝賀せり。

### 第二十三章 町村制の實施、町會議員、區畫

明治二十二年四月一日町村制を實施せられ、村井、小井口、寺尻、木津、日田、大窪、川原、松尾、上野田、大谷の十大字を以て日野町を組織し、役場を大字大窪西村久右衛門の宅を假用して之に充て事務を處理し、こゝに新なる日野町は成立し、百般の自治政務は悉く統一に歸す。同年六月決議せし町内分區區域及び町役場成立當時の役場吏員町會議員左の如し。

町長 矢野定治郎 報酬年額 金百五拾圓  
助役 西村市良右衛門 同 金百貳拾圓

町長より推薦せる吏員 二十二年六月

收入役 小谷朝永 月俸六圓 書記 山中安太郎 月俸五圓 書記 石岡庄助 月俸五圓

附屬員 木田武兵衛 月俸四圓 同 岡村石松 月俸四圓 同 大野由太郎 月俸四圓

同 西田鐵三郎 月俸參圓

各就任せり。

#### 一、町會議員

村井重助 西村市良右衛門 中野藤四郎 矢野定治郎 市田音右衛門  
北川半治郎 矢野久左衛門 西田政兵衛 寺田宗三郎 小谷清治郎  
北川清兵衛 岡吉兵衛 竹村兵左衛門 吉永榮二 正野玄三  
赤澤忠右衛門 高井作右衛門 山中安太郎

#### 二、區畫 明治廿二年六月廿七日決議

第一區 大字村井町之内 裏屋町、北下町、北中町、北谷、池田、北上町、北今町、池尻、南谷、殿ヶ井戸、大前、菅ヶ谷、大田、宮後、安村、西中道、裏家、東中道、城館、御墓、鳶ヶ井戸、志禮田、椿原、厩上

第二區 大字村井町之内 本町、新町、越川町



第三區 大字村井町之内 鍛冶今町、長嶋町、横町、舊城下、吳服町、西川原田、東川原田、竹街道、小井川原、野々山、瀬々串、向山、馬見岡、鳩ヶ平

第四區 大字小井口

第五區 大字寺尻

第六區 大字木津

第七區 大字日田

第八區 大字大窪町之内 清水町、内池町、双六町、小松山、川原田町、上清雲町、下清雲町、

輪井ヶ谷、川原田、一本松、中段

第九區 大字大窪町之内 下鍛冶町、杉野神町、永繁町、仕出町、今井町、下大將軍町

第十區 大字大窪町之内 南大窪町、金英町、上鍛冶町

第十一區 大字大窪町之内 上岡本町、中岡本町、下岡本町、大將軍西、日田

第十二區 大字大窪町之内 玉屋町、大窪裏、上大窪裏、北目黒、越川町、上大窪町、大窪町、

柳繩手、大裏東、西中道、東中道、越川町裏

第十三區 大字川原

第十四區 大字松尾町丙組

第十五區 大字松尾町甲組

第十六區 大字松尾町乙組

第十七區 大字上野田

第十八區 大字大谷

### 第二十四章 明治二十二年度歳出入精算表

歳入

第一款 雑 收 入 一、三、一、五<sup>四</sup>

第一項 不用品賣拂代 四

第二項 小學校授業料 八四一

第三項 豫知スベカラザル收入 一

第四項 同年度内前期殘金 四六九

第二款 前年度繰越金 五四二

第三款 國庫下渡金 八三

第一項 國庫下渡金 八三

第二十四章 明治二十二年度歳出入精算表



第四款 町 村 税

二〇二五

第一項 直接國縣稅附加稅

二〇二五

合計

三、九六五

歲出經常費

第一款 役 場 費

一、二三一

第一項 給 料

四三七

第二項 雜 給

五七九

第三項 需 用 費

二〇二

第四項 修 繕 費

一三

第二款 會 議 費

四七

第一項 雜 給

一

第二項 需 用 費

四六

第三款 土 木 費

一

第一項 道 路 橋 梁 費

一

第四款 教 育 費

一、八五五

第一項 日 野 小 學 校 費

一、八五五

第五款 衛 生 費

二六

第一項 傳 染 病 豫 防 費

一

第二項 胞 衣 埋 設 所 費

九

第三項 補 助 費

一六

第六款 救 助 費

一

第一項 救 助 費

一

第七款 警 備 費

九九

第一項 消 防 費

九九

第八款 勸 業 費

二八

第一項 勸 業 費

五

第二項 農 事 教 師 費

二三

第九款 雜 支 出

一二



第一項 便所建設費

一二

合計

三三三〇〇

歳出臨時費

第一款 役場費

一二

第一項 役場改修費

一二

第二款 教育費

一四八

第一項 小學校増築費

一四八

合計

一六〇

通計

三四六〇

即ち歳入豫算金四千七百七拾六圓拾錢八厘

同 精算金三千九百六拾四圓三拾五錢壹厘

歳出經常費豫算金四千拾三圓五拾五錢八厘

同 精算金三千三百圓四拾三錢九厘

歳出臨時費豫算金百六拾貳圓五拾五錢

同 精算金百五拾九圓四拾三錢

合計 豫算金四千七百七拾六圓拾錢八厘

同 精算金三千四百五拾九圓八拾六錢九厘

歳入出差引金五百四圓四拾八錢貳厘 二十三年度繰越金

となるなり。

第二十五章 明治二十三年度地方税負擔額

地方税戸數割負擔額

一、金四百四拾貳圓八拾九錢五厘

一月現在戸數千五百六拾五戸普通額一戸廿八錢三厘

一等五圓九拾九錢五厘

四十等貳錢三厘

地方税商業税負擔額

一、金七百四拾貳圓九拾錢

二月一日現在商業者四百三拾七人、普通一人一圓七拾錢

一等拾壹圓

二十等六拾錢



地方税工業税負擔額

一、金九拾七圓貳拾錢

二月一日現在工業者百八人普通一人九拾錢

一等三圓

八等四拾五錢

雜種税料理屋税 金三拾九圓貳拾錢

料理屋七人普通一人五圓六拾錢 一等拾圓 五等二圓五拾錢

飲食店税 金三拾三圓三拾錢

飲食店三拾七人普通一人九拾錢 一等二圓八拾錢 九等四拾五錢

第二十六章 農工及諸雇賃錢表 明治廿三年

業名	上		中		下	
	男	女	男	女	男	女
農作年雇	12,000	5,000	8,000	3,500	5,000	2,000
農作日雇	150	100	130	80	80	50
養蠶	150	80	140	70	150	80
製茶	300	250	300	250	300	250
織機	1,000	700	1,000	700	1,000	700

業名	上		中		下	
	男	女	男	女	男	女
大工日	260	260	230	230	100	100
左官日	260	260	240	240	200	200
石工日	350	350	250	250	200	200
木工挽日	250	250	235	235	200	200
家根職日	280	280	240	240	200	200
瓦葺日	260	260	240	240	200	200
壘刺日	200	200	170	170	140	140
建具職日	230	230	200	200	160	160
版摺職日	200	200	150	150	100	100
指物職日	230	230	200	200	160	160
和服仕立日	80	80	50	50	10	10
洋服仕立日	250	250	230	230	100	100
鍛冶職日	300	300	230	230	200	200
酒造稼人日	330	330	330	330	330	330
醬油造稼人日	160	160	160	160	160	160
油絞職日	180	180	180	180	180	180
染物職日	200	200	200	200	200	200
綿打職日	200	200	200	200	200	200
日雇人足	180	180	180	180	180	180
菓子製造職月	3,000	3,000	2,500	2,500	1,300	1,300
菓子製造職日	1,600	1,600	1,400	1,400	1,000	1,000
菓子製造職月	3,000	3,000	2,500	2,500	1,300	1,300
菓子製造職日	1,600	1,600	1,400	1,400	1,000	1,000
菓子製造職月	3,000	3,000	2,500	2,500	1,300	1,300
菓子製造職日	1,600	1,600	1,400	1,400	1,000	1,000

第二十七章 町長世代と任退年月

一代 矢野定次郎  
二代 小谷朝永

自明治二十二年七月  
至同二十三年七月  
自明治二十七年六月  
至同二十七年六月

第二十七章 町長世代と任退年月









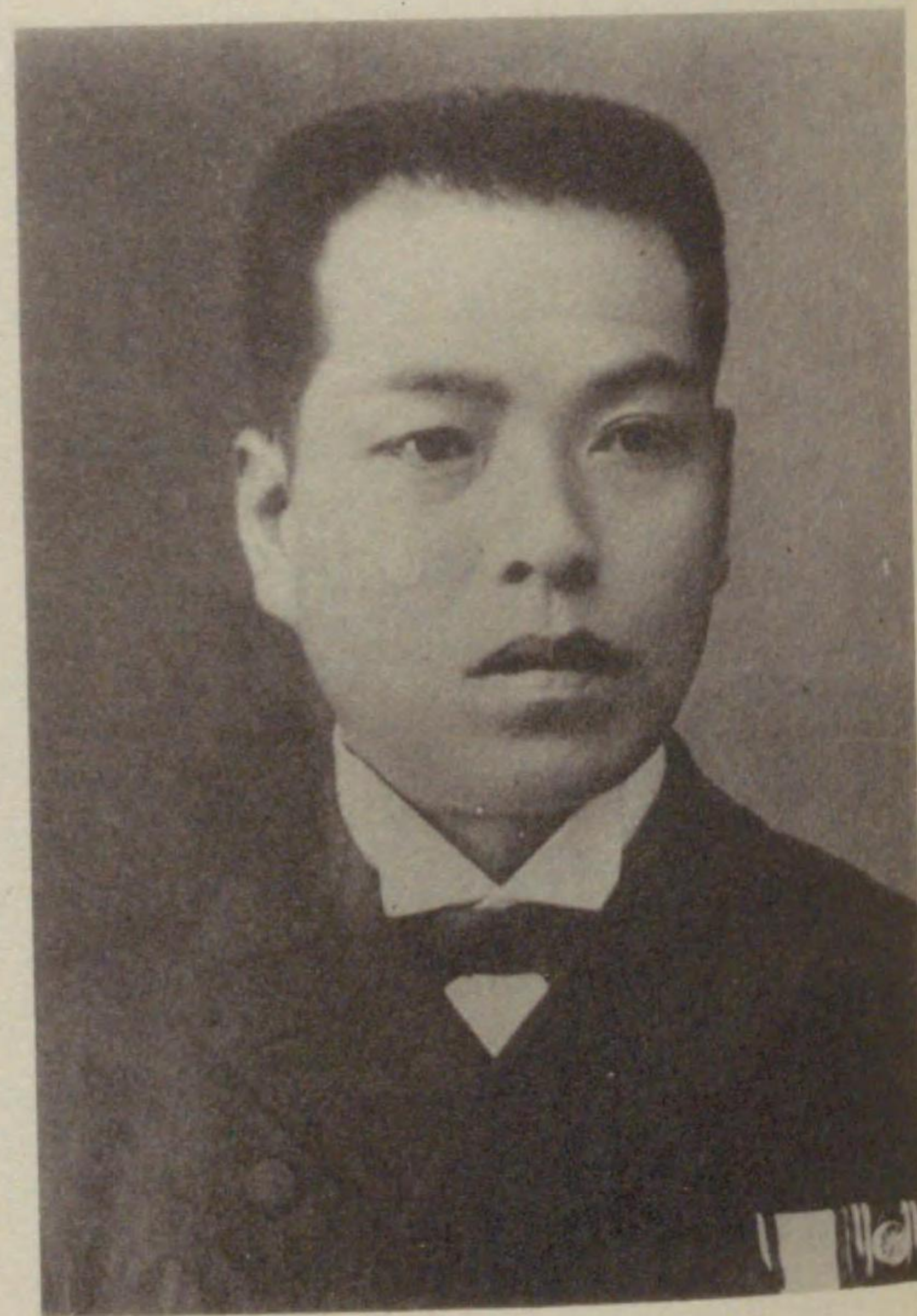
門衛右作井高長町代六  
代八



三立野正長町代五  
代十



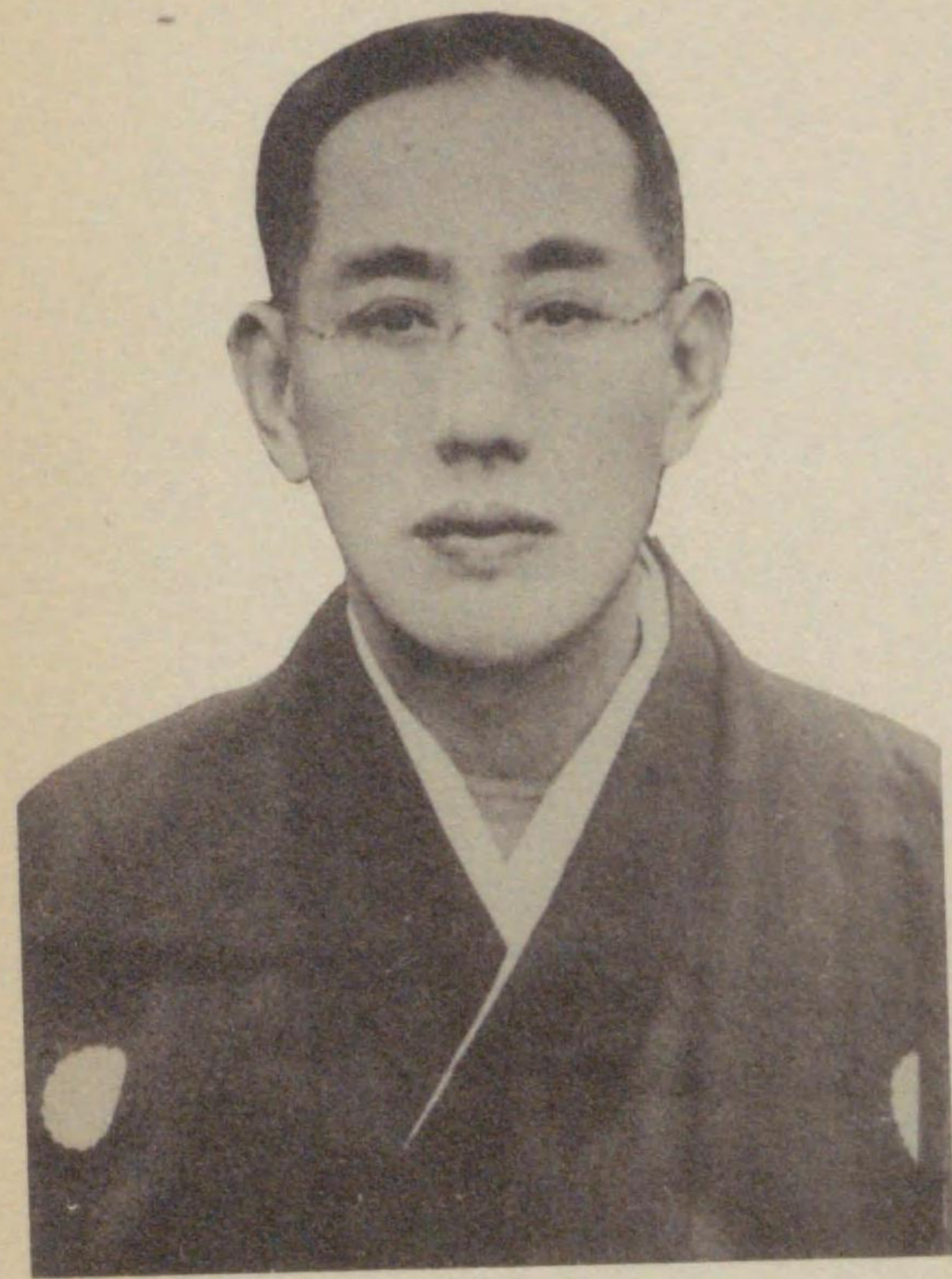
平善崎嶋長町代九



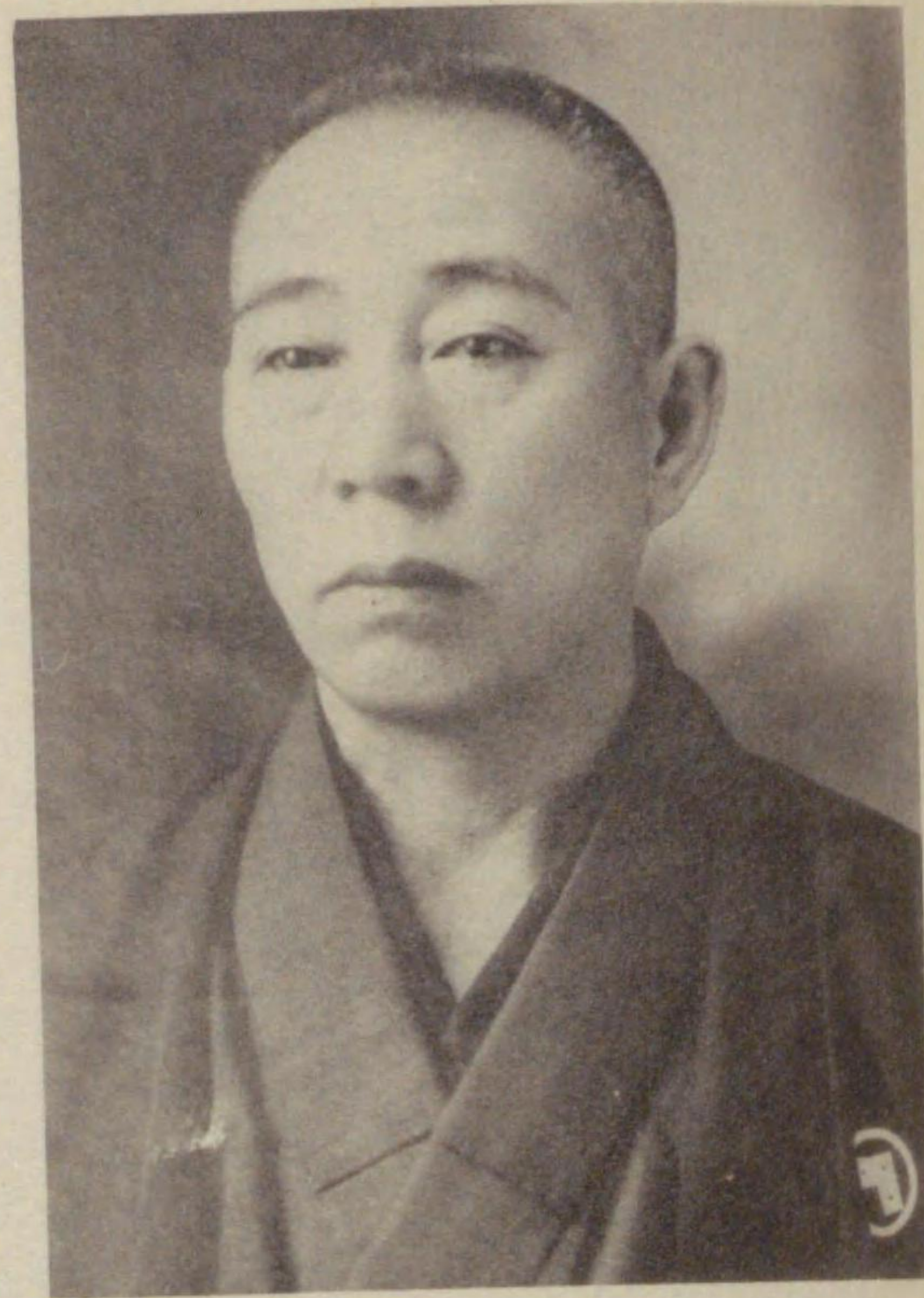
衛兵五田澤長町代七



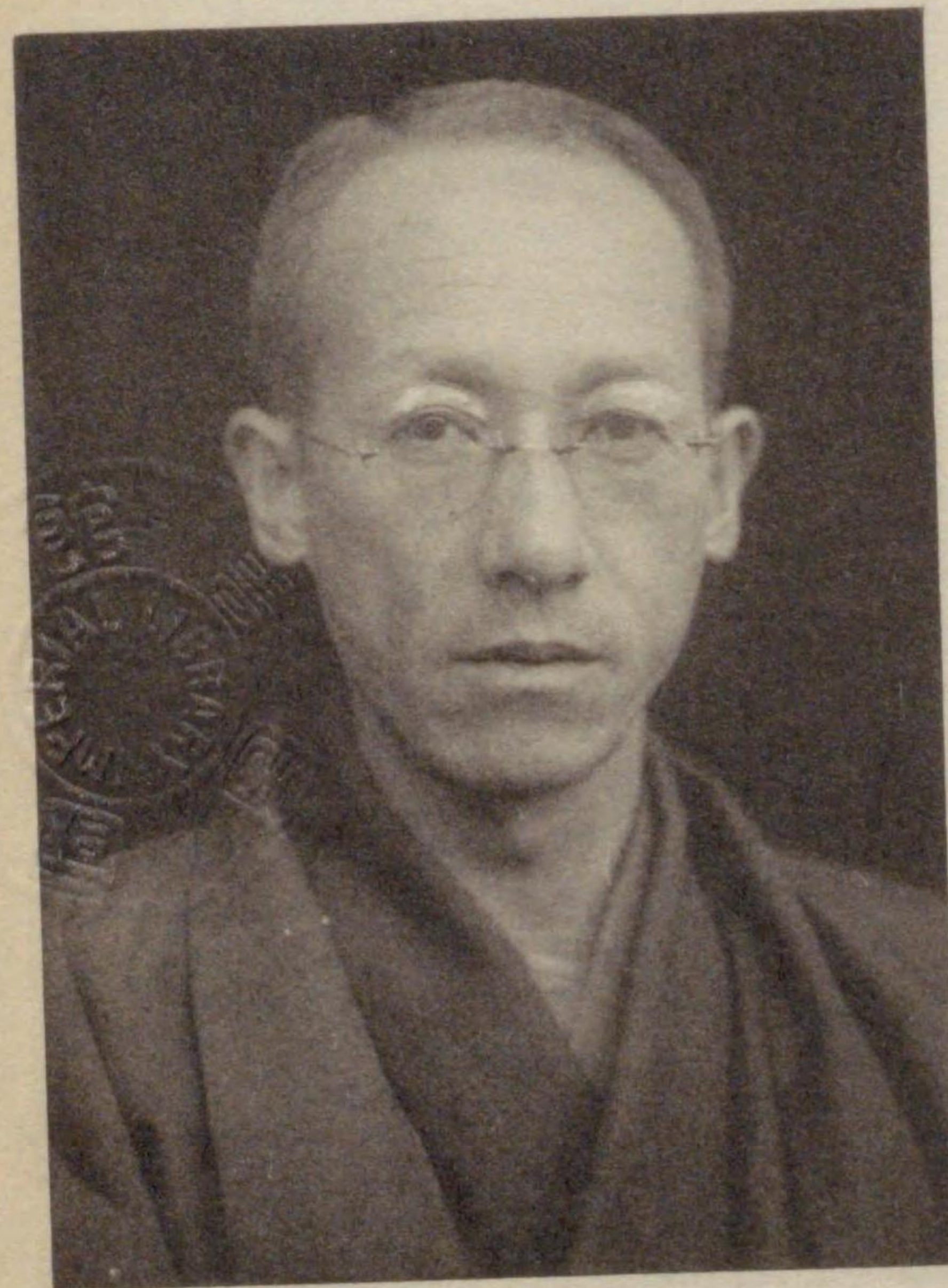




門衛左源井中 長町代六十



郎三宗田寺 長町代五十



亮 綽野矢 長町代十二



二商井高 長町代八十

十九代町長 高井作右衛門(寫眞ナシ)





十八代	高井商二	自昭和三年十一月
十九代	高井作右衛門	至自昭和五年三月
二十代	矢野緯亮	自昭和五年十月
		在職中

### 第二十八章 町役場の新築並役場より各地への里程

町村制實施以來、大字大窪字大窪西村久右衛門の宅を假用して町役場に充てたりしが、其後同字第五百七十七及五百七十七の一なる合併番地をトして新に土木を起し、明治二十七年に至りて工事竣成移轉の式を舉行せり。當時町村役場として規模の大なる構造の宏壯なりしは、縣下殆んど其比なかりしと云ふ。式日朗讀せられし知事郡長の祝辭次の如し、

蒲生郡日野町役場新築成ル。茲ニ移轉ノ式ヲ舉グ。實ニ慶賀スベキナリ。惟フニ町村ハ一國構成ノ要素ニシテ、其行政ノ成否ハ延テ國勢ノ隆替ニ關ス。苟モ事ニ從フモノ仔細ニ心ヲ用ヒズシテ可ナランヤ。今ヤ本町千數百金ヲ支出シ以テ役場ヲ建築シ、漸ク將ニ町務ヲ整理セントス。蓋シ一町雍睦ノ效果トシテ、自治ノ實績他日必ズ燦然タルモノアラン。切ニ望ム本町吏員タルモノ將來益々精ヲ勵



ミ治ヲ圖リ、以テ斯民ノ福利ヲ増進センコトヲ。

明治二十七年二月十六日

滋賀縣知事 大越 亨

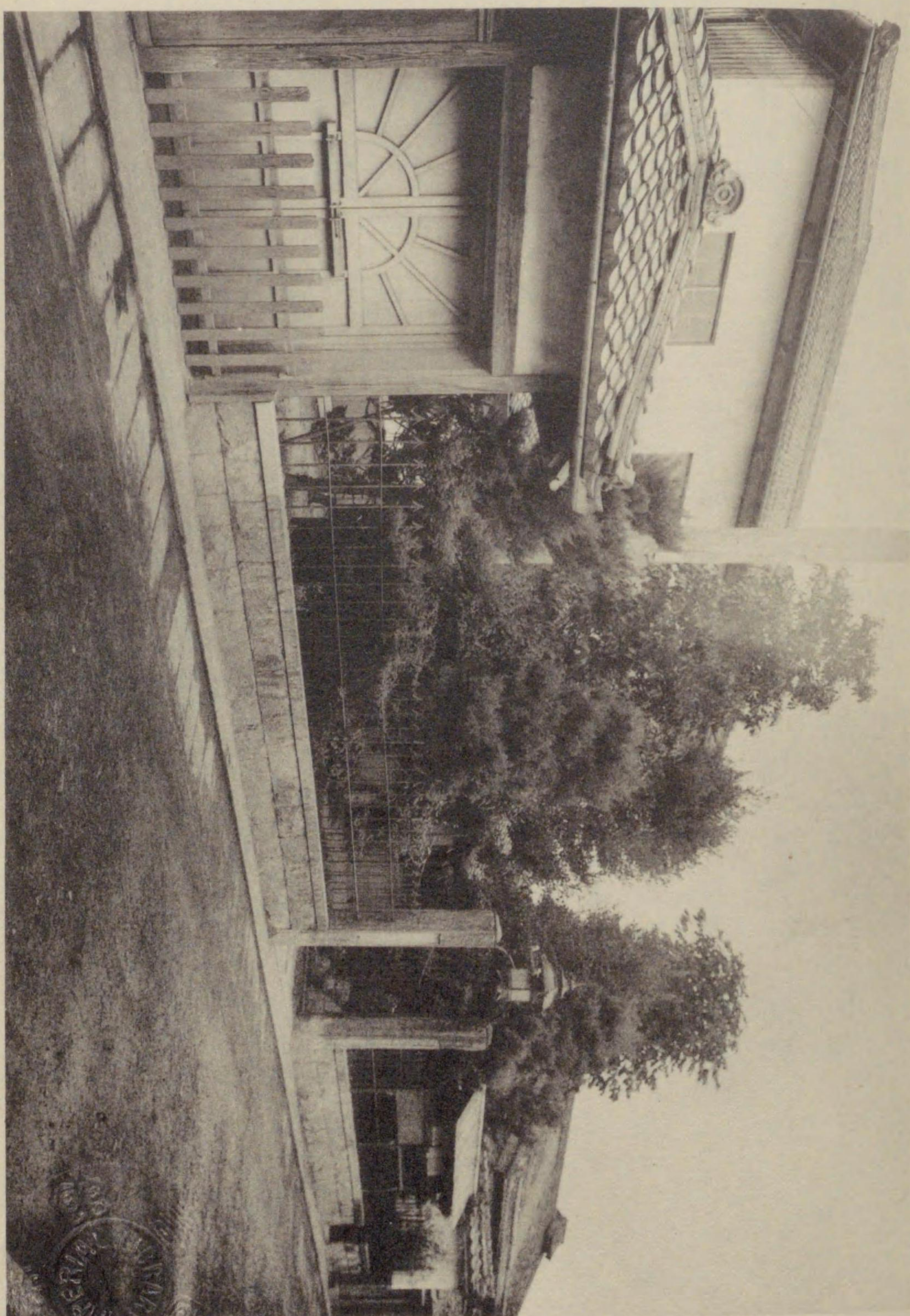
祝 辭

町村役場ノ構造ハ執務ノ便ニ、殊ニ人民ノ出入ヲ容易ナラシムルヲ望ムハ極メテ必要ナリ。從來日野町役場ハ民屋ヲ使用シ、此等ノ希望ヲ滿タス能ハザルヲ以テ常ニ憾トセリ。茲ニ町長及町會議員諸氏奮起シ、有志者ノ寄附金ト町費トヲ以テ之ガ新築ヲ決議シ、爾來經營怠ラズ、今ヤ落成ヲ告グ。其結構宏壯ニシテ質素、而シテ事ヲ執ル便ニ、人民ノ出入ニ最モ便利ヲ與ヘ復タ遺憾ナシ。豈ニ賀セザルベケンヤ。依テ望ム本町當局者ニ在リテハ、進テ事務ヲ處スルニ敏捷懇切ヲ旨トシ、自治ノ精神ヲ明ニセンコトヲ。本日移轉ノ式ヲ舉グルニ方リ、之ヲ以テ祝辭トス。

明治二十七年二月十六日

滋賀縣蒲生郡長正七位 武 内 稱

此日町立日野小學校増築落成式あり。學校並に役場の縦覽を許したるにより、町は勿論近郷村より來り觀る者群集空前の盛況を極めたり。教育志小學校の條參照



日 野 町 役 場



里	程	大字村井	五町
滋賀縣廳	十二里四町	大字村井	五町
蒲生郡役所	五里三十町	同 小井口	拾町
八幡警察署	五里二十七町	同 寺尻	拾三町
彦根區裁判所	八里二十町	同 木津	拾町
西大路村	九町	同 日田	八町
鎌掛村	三十三町	同 大窪	〇
南比都佐村	一里十五町	同 河原	七町
北比都佐村	二十八町	同 松尾	拾二町
東櫻谷村	一里二町	同 上野田	拾五町
西櫻谷村	一里二十三町	同 大谷	拾八町

第二十九章 明治二十三年米價の騰貴貧民救助

明治二十三年米價暴騰し貧民饑餓に迫るの慘狀を呈せしにより、正野玄三外二十  
 八人より 多きは參拾五圓 少なきは五拾錢 金百二十八圓五十錢を出し、村井町の窮民百一人に一人一日白



米三合宛を施し、次で又正野玄三外百三十二人より、日野町の窮民二百三十四人に八月より十一月迄一人一日白米二合宛を與へて救助せり。

### 第三十章 濃尾の地震と當町の被害及義捐

明治二十四年十月尾濃地方に大震災あり。其慘憺たる情况當時人をして戦慄を禁じ得ざらしめたり。日野は震源地を距ること遠かりしを以て其被害甚多からざりしも、猶建築物倒潰に至らざりしものの損害住家三十六、倉庫二十一、納屋十二、厠十一、庇六、座敷六、石垣三間、板塀二十二間、土塀十二間、瓦千百八十八枚、井戸の崩れたるもの三箇所、社寺石燈籠の倒れたるもの百〇五、石門一等ありて人畜に死傷なかりしは不幸中の幸なりしなり。日野町より濃尾震災者救助米買收費として、金六拾圓拾壹錢五厘を醸出送付し、尋で正野玄三山中安太郎外若干人より、岐阜愛知兩縣へ金百六拾餘圓を義捐し、同胞相憐の誠意を表したり。

注意 明治二十七八年同三十七八年以下戦役に、係る記事は下巻に小學校女學校幼稚園及蒲生氏郷銅像建設に係る記事は教育志に、其他の問題も其部門志に分記したれば本志に省く。

### 第三十一章 大正天皇の御踐祚と大嘗祭

大正元年七月三十一日午前十時 大正天皇は登極令により、即位あり。宮中正殿（一）に於て朝見の御儀を行はせられ、先帝諒闇の期了りて後、即位の大典を擧げさせらるゝことゝなりしが、大正三年四月十一日昭憲皇太后の崩御にて一ケ年の御延期となり、同四年十一月十日を以て京都御所紫宸殿に於て高御座に登り大典を行はせられたり。

此日當町は街衢を清掃し、千門萬戸高く旭旗を翻し、軒頭には翠松紅燈と相映じ、街路にはフロツクコートにシルクハットの洋装せるもの、袴羽織の禮服を着せるもの、胸間幾多の勳章を耀せる軍装のもの、天晴れ日麗かなる秋日和に三々五々嬉々として、往來し、互に慶賀の祝辭を交換し、帽影劍光相映じて滿街祥瑞の氣漲り渡れり。午後町長を始めし役場吏員、町會議員、區長、區會議員、各名譽職員、赤十字社員、濟生會員、各種團體員、各官衙員等陸續として祝賀會場たる日野尋常高等小學校講堂に參集し、三時三十分紫宸殿南庭萬歲旛の下に億兆を代表し、大隈内閣總理大臣萬歲を三唱するの時に至り、會衆起立西嚮一齊に高く萬歲を三唱して奉祝す。其聲轟然として天に



震ひ地を動かせり。是より祝宴を開き、羽觴交々飛び、興趣頻に沸き、和氣霽々の中に  
歡娛を盡して散會したり。

### 第一節 當町の賜饌者

同月十六日大饗第一日の儀行はるゝに付、當日正午滋賀縣公會堂に於て、縣下有資  
格者に饗饌を賜れり。當町より此の饗宴に列するの光榮を荷ひたるは左の諸氏と  
す。

日野町長	野田東三郎
從七位勳六等功四級陸軍歩兵大尉	岸和田喜三郎
正八位勳八等陸軍歩兵少尉	北浦彌一郎
正八位陸軍三等軍醫	和田孝太郎
正八位陸軍三等主計	高井商二
日野町立實科高等女學校長	水谷捨太郎
同 校 教 諭	大西顯正
日野町立尋常高等小學校長	羽田穰
同 校 訓 導	高尾甚七

滋賀縣山林組合員	西村市良右衛門
濟生會員(壹千圓以上献金者)	正野玄三
同	高井作右衛門
同	島崎善平
同	山中安太郎
同	中井源左衛門

賜饌者には大禮記念章を授與せらる。

### 第二節 恩露に霑へる高齢者並御沙汰書

御大典に際し全國八十歳以上の高齡者に老をいたはり、孝をすゝむる大御心を以  
て、酒肴料一封金半圓並に木杯(朱塗にして徑二寸七分内に「養老」外に「大正四年大禮恩賜」  
の金文字あるもの)一個を下賜し給へり。本町内天杯を拜戴したる八十歳以上の高  
齡者左の如し。

八十歳以上の高齢者 大正四年十一月十日 四十八名

大 窪 徳次郎母 長野 とく 天保六年十月生 八〇



同	幸次郎母	松原	さと	同	年同月生	八〇
同	戸主	河野	宗龍	同	年七月生	八〇
同	品藏母	永田	この	同	年二月生	八〇
同	芳藏父	西川	芳兵衛	同	年六月生	八〇
同	市太郎父	尾林	伊三郎	同	年正月生	八〇
上野田	嘉兵衛母	内田	はつ	天保五年八月生	八〇	八〇
大津	猪之助父	吉澤	太郎左衛門	同	年七月生	八〇
松尾	政吉母	清水	こと	同	年七月生	八〇
大窪	市藏祖母	小龜	つみ	同	年五月生	八〇
大窪	増治郎父	林	林市	同	年四月生	八〇
大窪	戸主	市田	甚左衛門	同	年六月生	八一
同	いご母	高田	まさ	天保四年正月生	八一	八一
同	戸主	嶋村	さき	同	年十二月生	八一
同	木曾松父	茨木	まさ	同	年六月生	八一
同		内藤	善兵衛	同	年六月生	八一

村井	戸主	小龜	伊兵衛	同	年五月生	八二
上野田	喜太郎母	辻	たつ	同	年三月生	八二
同	徳太郎祖母	石井	みよ	同	年正月生	八二
同	彦太郎養母	森田	つよ	天保三年十月生	八三	八三
寺尻	與三松妻ノ祖母	竹村	しな	天保二年五月生	八四	八四
松尾	庄助養母	石岡	津ね	同	年四月生	八四
大窪	万治郎母	大澤	ひさ	天保元年十二月生	八四	八四
村井	福次郎父	村井	吉兵衛	同	年十月生	八五
木津	利兵衛養母	吉澤	わさ	同	年四月生	八五
松尾	岩吉父	島村	治郎助	文政十二年五月生	八六	八六
大窪	四郎左衛門母	松本	のぶ	同		八六
上野田	彌助祖父	中森	清八	同	十一年五月生	八七
小井口	瀧藏養母	小田	りゑ	同	十年六月生	八八
村井	鐵三郎養母	西田	こと	同	年五月生	八八
同	源左衛門母	若村	さく	同	八年十二月生	八九







## 第三節 御大典奉祝

十一月十七日小學校講堂に於て、又大典奉祝宴會を開く。午後二時司會者町長野田東三郎は壇上に立ち、昨日賜饌の光榮を得て縣公會堂に至り、恩賜の饗膳を忝うせり。之を諸君に頒ち齊しく恩露に浴せんとし謹んで拜受し歸れり。然れども御酒は一人に賜ひし量なれば、多數の諸君に頒つに足らざるを以て、自釀の酒中に一瓶の恩酒を混じたるものなり。請ふ之を諒せよ。御蒸飯は一粒宛と雖も記念として之を頒つべしとの挨拶ありて、其賜饌の器物を觀覽せしめ、是より分饌開宴、一同起立萬歳を三唱する時、學校にて調製せる一大氣球の下に、「奉祝御即位大典 滋賀縣蒲生郡日野町」と記せる金紙を垂れたるものを飛揚せしに、看るく天半高く上昇し、須臾にして瑞雲の間に没し去れり。一同拍手大喝采、是に於て會員に記念杯を交附し、三時三十分閉會。會衆蹀躞嬉々として退散したり。

## 奉 祝 踊

御大典奉祝の爲め、全国各地に於て各種の催しありて、祝賀の誠意を發揮せしが、當町に於ては十一月十五日より三日間熱狂的奉祝の舉あり。町々競ふて意匠を凝ら

し、男女老幼の差別なく、紅白だんだらの衣装を揃ふるあり。縮緬友禪等花やかなる長襦袢を纏ふもあり。俳優の衣装に鬘を冠むり顔面を化粧し刀をさし鎗を提げ赤穂の義士に扮する一團あり。假裝自轉車隊の行列あり。各種變裝の行列あり。或は模擬の神輿を昇ぎて練り廻るあり。花屋臺を曳きて囃し行くあり。清雲藝妓の底拔屋臺に囃し立て富豪の門毎に手踊を演ずるあり。凡そ三日三夜の間工夫を易へ意匠を變じ、百人百種奇狀異態眞面目なるあり滑稽なるあり、千變萬化宛然として走馬燈の觀あり。上は綿向神社より下は日野驛に至るの間一去一來大賑ひを演じたり。斯の如きは慶應四年に行はれたる御蔭踊にも増したる事にて、實に空前にして絶後なるべしと某老は語れり。事常軌を逸したる所あるも、至尊の御大典を奉祝する庶民の熱情溢れて茲に至る。亦是國民性精華の發露と見る豈不可ならんや。

## 第四節 御大典記念事業

## 一、日野教育會

日野町には從來教化の進歩を補助する機關なきを以て、御即位大禮記念事業として日野町教育會を創設し、時々碩學大家を聘して講演會を開き、智識の普及を圖らん



この議起り、有志の賛同を得、大正四年十一月二十一日發會式を擧げたり。

教育會の  
條參照

## 二、日野町志編纂

町長野田東三郎氏は多年の宿望たりし町誌を編纂し、御即位御大禮の記念とせんとし有志に謀り、其賛襄を得て左の書を町會に提出するに至れり。

本町ハ古キ歴史ヲ有シ、且ツ資料ノ豊富ナルヲ以テ、之ヲ蒐集シ本町志ヲ編纂シ、後代ニ傳ヘ度希望ヲ有セシモ、如何セン經費ノ支出ニ途ナク、幸ニ今回本町山中安太郎外四名ヨリ本費ヲ指定寄附出願ニ依リ之ヲ採納シ、本事業ヲ遂行シ、以テ本月行ハセラルベキ御即位大禮ヲ記念セントス。

大正四年十一月一日提出

日野町長 野田東三郎

町會は直に之を採納せり。其寄附金額並に寄附者氏名左の如し

一、金一千圓

此譯

金三百圓

山中安太郎

金三百圓

野田六左衛門

金貳百圓

島崎善平

金壹百圓

正野 玄三

金壹百圓

野田東三郎

是に於て、町誌編纂の事は全く町の事業となり、翌五年蒲生郡志編纂主任中川泉三氏を顧問に推し、予は編纂主任を囑託せられ、専ら資料の蒐集編纂の事に當り、別に委員を擧げて資料蒐集を幫助せしめられたり。

## 第三十二章 陸軍特別大演習

大正六年十月 大元帥陛下は十數萬の貔貅を統率したまひ、本縣に於て陸軍特別大演習を擧行あらせらるゝを以て、町民は親しく大蘇の威風を仰ぎ奉ることを得るは無上の光榮なりとし、深く意を衛生に留め、健康を診斷して疾病を未發に防ぎ、宿舍の用を待ちて家屋を清潔にし、行軍の勞を慰めんが爲に道路を掃除し、町役場員は臨時物件の徵發あるも萬違算なきを期し、在郷軍人は各地に休憩所を設け、湯茶を大釜に沸し軍馬口洗の水を槽中に湛へ、通過軍隊の便宜を圖り、消防組は十一日より十八日に至る九日間晝夜各數回全町を巡邏して非常を警戒する等、各階級を通じて赤誠を披瀝せり。參加師團は月初より行動を起し、路次各種の演習を行ひつゝ、漸次湖國



の四境を超えて殺到す。大元帥陛下は其十四日京都皇宮御發駕、彦根大本營に着御、直に御野立所に進み、御統監あらせらるゝや、東西兩軍の將卒意氣天を衝きて互に敵を呑むの概あり。劔光帽影湖東の山野に充ち、銃砲の雷は殷々として地を動かし、硝煙の雲は漠々として天を掩ひ、一進一退臨機策應千變萬化端倪を知らず。幾多の飛行機は晩秋の晴霄を翱翔し、敵狀の偵察爆彈の投下、戦闘刻々激烈を加へ、壯絶悽絶名狀すべからず。斯の如きこと三日に亙る。此間日野町より公職者、女學校生徒、小學校兒童、青年團員、其他個人の各地に戰況を觀覽せしもの前後一萬餘人と註せらる。十六日大演習は終局を告げ、翌十七日彦根郊外に觀兵式を擧げさせられ、次で賜宴の盛儀あり。此日日野町人士にして恩招を忝うし罔極の光榮に浴したるは、

一、在郷將校 岸和田喜三郎町長 北浦彌一郎 高井商二 和田孝太郎  
赤十字特別社員 高井作右衛門 山中安太郎 中井源左衛門

恩露は又左の人々に下り感激の涙となりて衣袂を濡せり。

二、軍人遺族 二十一人内現住者十八人 御菓子料金壹圓宛御下賜

- 大字 大窪 眞杉源治郎 野西まん 稻田龍賢 佐治ゑい 森 藤 吉  
大字 小井口 八鳥寅治郎

- 大字 松尾 高井ゑい 竹田定吉 吉澤よし  
大字 大谷 小森淺次郎 小森とぎ  
大字 寺尻 竹村常次郎 竹村たけ 谷田庄太郎  
大字 村井 村井やす 小龜キワ  
大字 上野田 矢島さく 野瀬田龜藏 上野田高治 名坂しけ  
廢兵 三人  
大字 村井 北岸芳造 小龜和太郎  
大字 木津 岡平吉

### 第三十三章 大正八年米價の騰貴窮民の救助

歐洲戰亂勃發以來物價漸次昂進し、大正七年の收穫期より米價頓に騰貴し、八年の春に至り、益々甚しく、中流以下の階級者の生活困難に赴き、窮民饑餓に泣くの聲は各地に起れり。是の時に當り奸商の毒手を延べて米穀を買ひ占むる者多く、又利を見るに敏なる農家の深く貯米を藏して市場に出さざる等、種々の原因によりて現米の減少を來し、米價は愈々暴騰し、八月初旬白米小賣相場は一升の價五十三錢に至り、活



路に窮するの餘、所在不穩の兆候ありしが、果然騷擾は名古屋市に起り、忽ち全國の都市に瀰漫し、窮民の群衆は奸商の家屋を襲ひ、米商に迫りて廉賣を誓はしめ、餘勢米商以外の店舗、富豪の邸宅官舎公衙等を毀ち、甚しきに至りては刀劔を閃かし拳銃を發し、火を家屋に放ち、警官隊と衝突し、互に死傷を出し、勢猖獗を極め遂に軍隊の出動となりて、僅に鎮靜に歸したるが如き慘狀は殆んど各地に演出せられたり。本縣下に於ても、亦各地に不穩の情況を呈したるも、甲賀郡長野村の騷擾を甚しとし、其他は幸に大事に至らず、此際日野にても某夜數十人南山王に集り、暴舉の密議を凝せりなどの流言行はれ、人心頗る恟々たりしなり。

是より先き、今春來米價日々昂騰して多數國民は活路に窮し、所在不穩の兆あること、早くも天聽に達し、畏くも御軫憂一方ならず、閣僚侍臣より審かに民間辛苦の狀況を聽し召され、今回特に御内帑金三百萬圓の御下賜あり。緩急に應じ各府縣に頒ちて救濟の資に充つべき様御沙汰あり。

政府に於ては外國米廉賣及び國內の貯藏米強制買収を行ひ、米穀供給の途の圓滑を圖るため、金一千萬圓を國庫より支出して此危急を救ふ事となり、八月十三日之を發表したり。

翌十四日男爵三井八郎右衛門、同岩崎久彌より米價廉賣資金として金壹百萬圓宛の寄附を内務省に申出、其他神戸鈴木商店外三名の寄附申出もありたり。

御内帑金の本縣への分配額は三萬四千圓にて、本郡へは四千四百七十四圓、本町へは貳百拾七圓の御下賜にて、三井男爵以下の分は本町へ百六拾五圓の分配あり。

日野町に於ては窮民救助の必要を感じ、七月下旬より有志者屢役場樓上に相會し協議を重ね、八月に至り町に對し寄附金の申出ありし者前後七拾四名に達せり。是に於て本町窮民生活の狀況を調査し、其程度の最も甚しきを甲とし、之に次ぐを乙とし、其狀乙よりも稍輕きを丙とし、之が救助の方法を講究し、左の如き標準を定めたり。

- 甲 六拾五戸貳百七人 一日一人ニ付施米三合宛
- 乙 百拾七戸四百七拾八人 普通米價の割引をなす
- 丙

十三日朝より施米を頒つと共に、割引米券を發行せり。此日日野町の米穀商人相會し、騷擾の勃發を防歇せんが爲め、當日の米價一升四拾八錢なるも、一戸にして一日貳升以内を購求する者に限り、特に一升四拾錢にて廉賣すべき旨を廣告し、十五日正午より更に三拾七錢に低下發賣したり。米商の廉賣と町の補給とを對照すれば左の



如し。但し此間の白米小賣相場は、一升五拾三錢より四拾九錢の間を上下したるなり。

米商發賣價格

米 券

八月十五日	一般	四拾錢
	被救助者	三拾五錢
同 十六日	一般被救助者共	三拾五錢
	被救助者	三拾錢
同 十八日	同	同

此日より正崇寺村井會所、松尾會所の三個所に公設市場を開き、外米一升拾九錢五厘運賃減量其他の費用は町にて負擔したる實費なりにて販賣せしこと、二十四日まで七日間

同 二十六日	同	四拾錢
同 二十七日	同	四拾貳錢
九月二十四日	同	四拾三錢
同 二十五日	同	四拾四錢
同 三十日	同	四拾五錢
十月三日	同	四拾七錢

同 四日	同	四拾八錢
同 十日	同	四拾九錢

右の如く米商發賣の價格の昂進するに隨ひ、補給米券の差額も亦増加し、始めは一升到五錢なりしも、後には十五錢を上下せり。救助期間は五拾日の豫定なりしが、漸次延長し七拾九日間にして十月三十一日に至り、ひとまづ打切りたり。

窮民救助金寄附者

家産等級標準寄附	特別寄附	合 計	氏 名	家産等級標準寄附	特別寄附	合 計	氏 名
金百五拾圓	金五百圓	六百五拾圓	山中安太郎	金五拾圓	金百圓	百五拾圓	藤村市郎治
金百五拾圓	金五百圓	六百五拾圓	中井源左衛門	金五拾圓	金百圓	百五拾圓	谷 長右衛門
金百五拾圓	金五百圓	六百五拾圓	高井作右衛門	金五拾圓	金百五拾圓	貳百圓	北浦彌左衛門
金百貳拾圓	金參百五拾圓	四百七拾圓	野田六左衛門	以下應分寄附			
金百貳拾圓	金參百五拾圓	四百七拾圓	鳥崎善平	金貳拾圓	金貳拾圓	四拾圓	村井重助
金百圓	金參百圓	四百圓	辻惣兵衛	金參拾圓	金百圓	百參拾圓	岡治兵衛
金百圓	金參百圓	四百圓	正野支三	金參拾圓			矢野 義
金八拾圓	金貳百圓	貳百八拾圓	若村源左衛門	金參拾圓			中井宗兵衛
金八拾圓	金貳百圓	貳百八拾圓	岸和田喜三郎	金參拾圓			小谷新右衛門
金八拾圓	金貳百圓	貳百八拾圓	井上喜兵衛	金參拾圓			辻 善兵衛
金八拾圓	金貳百圓	貳百八拾圓	岡伊右衛門	金四拾圓			小森久左衛門



金貳拾圓	西田禮三	金拾圓	青木音吉
金參拾圓	中森彦兵衛	金拾圓	西田鐵三郎
金貳拾圓	岡安吉	金拾圓	小龜勝之助
金參拾圓	野田東三郎	金拾圓	村井福次郎
金貳拾圓	松本四郎兵衛	金拾圓	岡卯三郎
金參拾圓	高井商二	金拾圓	野田恒藏
金貳拾圓	若村定助	金拾圓	岡喜兵衛
金拾五圓	小西貞	金拾圓	門坂善太郎
金拾五圓	村井久三郎	金拾圓	福地與兵衛
金拾五圓	谷源右衛門	金拾圓	宮尾利兵衛
金貳拾圓	守村儀一郎	金貳拾圓	島田仁平
金拾圓	岡崎與左衛門	金拾圓	木村善右衛門
金貳拾圓	筒井卯吉	金參拾圓	石岡清藏
金拾圓	中野六兵衛	金拾圓	西村市良右衛門
金拾五圓	名阪喜兵衛	金參圓	中野嘉兵衛
金拾五圓	西岡市兵衛	金百圓	在大阪
金拾五圓	田中傳藏	金貳拾圓	高井兵三郎
金拾五圓	中井四郎	金貳拾圓	同
金拾圓	島崎泉治	金拾圓	同
金拾圓	石岡庄助	金拾圓	同
			村井孝太郎

金拾圓	同	金拾圓	天理教日野分教會
金五拾圓	市橋重男	金貳拾圓	大阪市無名氏
金廿五圓	矢野稔亮	金貳拾圓	大字木津青年團靜養社
金參拾圓	藤澤さみ	金參圓	矢野順三
金拾圓	林直吉	金參圓	今井宗五郎
金五拾圓	岡安吉	金壹圓	森田久治郎
金五拾圓	八幡銀行支店	金參圓	赤澤傳吉
金五拾圓	近江銀行支店		

金貳百拾七圓

御下賜

金百六拾五圓

男爵三井八郎右衛門、同岩崎久彌外  
鈴木商店其他三名よりの寄附配當

合計金六千九百貳拾五圓

因に記す。大正八年末より九年の始めには物價彌々騰貴し、五六割を普通とし、甚しきは十割以上の暴騰となり、玄米一石五十五六圓、白米一石六十一二圓に達し、全國の工業地に於て職工相團結して、勞銀の増加、勞働時間の短縮<sup>一日八時間</sup>を叫び、同盟怠業同盟罷業を企て、資本家と勞働者との間に紛議葛藤を生じ、間々暴舉を敢てするに至り、爰に社會政策の講究は起れり。米價の騰貴により農家の收金激増し、株式賣買の投機に手を下す者多く生じたりしが、九年の初夏の頃より、俄然株式の暴落により、戰事中



暴利を貪りし所謂成金なる者の破産と共に、農家の損失を招きし者亦少なからざりしなり。

### 第三十四章 町制實施三十年記念及其

#### 後の功勞者表彰

大正八年四月は町制實施以來三十年に當るを以て、之が記念として九日午後零時二十分より小學校講堂に於て先づ町民會を開く。會衆一千餘人、町長開會の辭に次て町政の方針を述べ、助役東與市は事務及び事業並に財政の概要を報告し、こゝに町民會を閉ぢ、功績者表彰式に移り、町長の開會の辭、君が代の唱歌、勅語の捧讀ありて、町長親しく十八名に對し表彰狀を授與し、助役は之を納むべき桐匣の箱蓋に表彰狀日野町を交附せり。其表彰せられたる功績の概要左の如し。

矢野定治郎氏(前文略) 職に第一回の町長に就き、新制を處理し、町政の基礎を定め、且つ町會議員、學務委員、區長、衛生組合長等の公職に従事し、多年勵精自治の發達に貢献せられたり。末尾に茲に町村制實施三十年の記念に當り、町會の決議により謹んで貴下の功勞を表彰すの語あり。以下此の末尾の文を省略せり。て町長の氏名を署せり。

故小谷朝永氏 第二回の町長に擧げられ、拮据勵精町政に貢献せられたり。

故中井源三郎氏 第三回の町長となり、銳意町政の刷新を圖り、日清の役軍國の庶務繁劇を加ふるの際奔走幹旋緩急宜しきを得、且つ町會議員、本町出納臨時検査委員、學務委員等の公職に就き、熱心事に従はれたり。

一、山中安太郎氏 第四回の町長に推され、小學校の増新築等の難局に當り、克く之を處理し、且つ町會議員、本町出納臨時検査委員、學務委員、女學校商議員等三十年間殆んど公職を離れたることなく、熱心勵精町政の刷新自治の發達に貢献せられたり。

一、正野玄三氏 第五回及び第十回の町長となり、吏員を淘汰し、廳規を厲行して町政の刷新を圖り、且つ町會議員、本町出納臨時検査委員、學務委員、商議員等の公職に就き、多年本町の爲に盡瘁せられ、殊に町村制實施に先ち、聯合戸長を罷め、町村制實施に係る事項取扱主擔を命せられ、従前の事務を整理し、新制施行の素地を固め、女子手藝學校の寄宿舎を建築し、小學校移轉建築の議決するや、高井作右衛門氏と共に町長を助けて規模計劃の衝に當り、第十回町長として、小學校第二期工事の進捗を圖り、或は青年團を起し、尙齒會を創め、電信架設の事に幹旋して、公衆の便利を謀られたり。



一、澤田五兵衛氏 収入役となり、助役となり、第七回の町長となり、日露戦役軍國多事の秋に際し、出征者の待遇遺家族の保護、軍隊の慰問、國債の應募等、東奔西走、座席暖なる暇なく、獻身職責を盡され、且町會議員の職に就き、勵精本町の爲に貢獻せられたり。

一、島崎善平氏 第九回の町長に推され、小學校移轉建築の大工事を企圖し、町會の翼賛を得て工事茲に起り、第一期の竣成を慶し、同時に女子手藝學校の設置を計劃し、經營遂に開校の式を學び、且つ町事務監査員、町會議員、學務委員、商議員等の公職に就き、多年勵精村政の發展に貢獻せられたり。

一、石岡清藏氏 第十一回町長となり、小學校未竣建築工事を監督促進して落成の典を擧げ、本町多年の目的を達し、慈濟會を設立して免囚を保護し、且つ町會議員、學務委員、商議員等の公職に従事し、町治の改善刷新に貢獻せられたり。

一、故野田六左衛門氏 多年町會議員となり、町政を翼賛し、本町出納臨時委員となり、會計を監督し、區長となりては町是の徹底に努め、勵精克く其職を盡されたり。

一、中井宗兵衛氏 町會議員となりて町政を協賛し、區長或は正副衛生組合長の職に在ること共に多年なるは他に其比を見ず。能く本町の爲に盡瘁せられたり。

一、門坂伊三郎氏 多年町會議員となり、區長其他各種の委員となり、勵精克く其職を盡されたり。

一、故北川半治郎氏 多年町會議員となり、又収入役に擧げられ、日露戦役の際繁劇なる事務を處理し、或は區長となり熱誠其職務に盡されたり。

一、野田東三郎氏 第十二回の町長に推され、幾多行政の改善を圖り、今上登極の記念として町志編纂の計劃を定め、又町教育會を創設し、其事業として蒲生氏郷の銅像建設を企劃し、實科高等女學校々舎を増改築し、且つ町會議員區長學務委員商議員等の公職に就き、多年銳意町治の爲めに盡瘁せられたり。

一、西村市良右衛門氏 名譽助役の職に就き、町村制實施の際、庶政更新事務繁劇の時に在りて、克く町長を補翼し、又新制當時より擧げられて町會議員となり、三十年間僅に議席を缺かれしのみ。其他本町出納臨時検査委員、區長等の職に就き、多年熱誠自治の發達に貢獻せられたり。

一、寺田宗三郎氏 多年町會議員に擧げられ、公正の論克く町政を翼賛して自治の發達を圖り、又區長其他各種の委員となり熱心其職を盡されたり。

一、山田富藏氏 多年町會議員且つ學務委員、各種委員の公職に就き、自治の發達を幫



助せられたり。

一、故高井愛蓮氏 第六回の町長に推され、鋭意町政の刷新を期し、事務の改善を圖り、日露戦役に際し繁劇なる庶務を處理し、任期満ちて職を退くも、幹旋克く奉公の誠を輸し、再び第八回の町長となり、専ら戦後經營の事業に執掌し、尋で小學校移轉建築の議成るや、自ら其規模計劃の事に任じ、建築費中へ多くの金を寄附し、又女子手藝學校の前途を憂慮し、死に臨みて基本財産として巨額の勸業銀行株券を寄附すべきことを簿中に手記せられしを、歿後に至りて令嗣之を發見し、直に其遺志を遂行して同校永遠の基礎を鞏固にせられたる等、本町の福利君に負ふ所極めて多し

一、故中井源祐氏 君は公職に就かれずと雖も、常に本町の平和安寧を企圖し、町長其他の公人を補翼し、苟くも圓滿を缺くの事あれば、親しく其間に入りて幹旋の勞を取り、至誠能く人を動かし、民心爲に輯睦を加へ、町政爲に進展を致したるは多くの知らざる所なり。實に君は隠れたる公職者にして、本町の君に負ふ所最も多しとす。

是に於て町長の式辭あり。

茲ニ本町々制滿三十年記念祝賀式ヲ舉グルニ當リ、本町自治ノ爲ニ盡瘁セラレタル諸君ノ功勞ヲ表彰スルヲ得タルハ本職ノ最モ欣幸トスル所ナリ。惟フニ諸君ハ或ハ町長トナリ、或ハ議員トナリ、或ハ區長其他各種ノ委員トナリ其間陰ニ陽ニ熱誠以テ町政ノ圓滿自治ノ發展ヲ期セラレタルハ、町民ノ齊シク肝銘スル所ニシテ、今ヤ本町ガ國運ノ發展ニ伴ヒ、能ク時勢ニ順應シ、自治ノ進展ヲ致ス所以ノモノハ、蓋シ諸君ノ獻身的努力ノ賜ニ外ナラズ。是レ本職ガ全町民ト共ニ感謝措ク能ハザル所ナリ。本日ノ表彰ヨリ諸君ノ功勞ニ酬ユル能ハズト雖モ、町民ノ微衷ヲ諒トセラレ、將來益々本町自治ノ爲ニ助力セラレンコトヲ冀フ。一言以テ式辭トス。

大正八年四月九日

日野町長 藤村市郎治

是より郡長藤谷<sup>永三</sup>、日野警察分署長<sup>中山</sup>の祝演、其他來賓の祝辭あり。之に對して左の答辭あり。

吾町々制施行以來茲ニ三十年、本日記念式ヲ舉行セラレ、吾曹ノ公職ニ于ル久シキヲ以テ表彰セラル。元ヨリ過賞敢テ當ラズト雖モ、已ニ町會ノ議ヲ經テ此ノ光榮ニ浴ス。胡ゾ猥リニ辭スルヲ得ン。唯命之順フテ欽承ス。懷フニ不肖等平素卓越ノ功ナク、而モ異數ノ讚辭ヲ得テ衷心慚愧ニ堪ヘズ。今ヤ晩年事ニ從フノ勇ヲ



缺クモ、將來懋メテ町是ニ留意シ、且ツ此ノ惠澤ヲ後昆ニ傳へ、永ク吾町ノ圓滿ナル  
向上進展ヲ期スルニ倚リ酬ユル所アラントス。聊カ數言ヲ陳シ之ヲ答辭トス。

大正八年四月九日

受賞者總代 正野 玄三

本郡青年監塚本義雄の自治に關する講演ありて閉會。會衆に菓子を頒てり。是より校  
内裁縫室に於て被表彰者十八人を正賓とし、之に他の來賓七人を併せ、町長町會議員  
區長等三十二人主人となり、折詰瓶酒の饗あり。此日町制實施以來公職に就きし人  
々に記念扇子一本宛を贈れり。來賓は本郡長、第二課長、分署長、女學校長水谷捨太郎、小學校  
長羽田穰、青年監等にて此式費金四百圓

前記の外、大正九年及び大正十二年に於て、左記兩名を町功勞者として追加表彰す。

表彰狀

貴下ハ明治二十年九月本町ニ消防組ヲ創設スルニ際シ、能ク力ヲ盡シ、直ニ副組頭  
ニ任ゼラレシヨリ同三十六年七月ニ至ル十有五年、其ノ間一意其ノ職ニ從ヒ、或ハ  
小頭ニ或ハ組頭トナリテ、組員ノ指揮督勵ニ勉メ、其ノ功勞洵ニ多大ナルモノアリ  
依ツテ茲ニ之ヲ表彰ス。

大正九年十月三十日

蒲生郡日野町長 寺田宗三郎

奥村梅治郎殿

表彰狀

貴下ハ夙ニ衆望ニ推サレテ町會議員トナリ、克ク町政ヲ翼賛シ、區長トナリテハ熱  
誠自治事務ノ進展ヲ圖リ、特ニ正副衛生組長ノ任ニ在ルコト前後二十有餘年ノ久  
シキニ及ビ、終始一貫勵精其ノ職ニ盡サレタルハ本町ノ感謝措ク能ハザル所ナリ。  
茲ニ謹ンデ貴下ノ功勞ヲ表彰ス。

大正十二年十月三十一日

蒲生郡日野町長 中井源左衛門

岡崎要治殿

第三十五章 關東大震災義捐

大正十二年九月一日關東方面に稀有の大地震突發し東京府及其近縣を襲ひ剩へ  
大火四方に起り殊に東京横濱の兩市は其慘害言語に絶し罹災者の境遇洵に同情に  
堪へず本町に於ては須く義捐金品の募集に着手せしに現金五千四百七拾圓と衣類  
九十七點漬物大樽六個、梅干大樽二個及白米二俵の贖出金品を得直ちに災害地に送



付したり

### 第三十六章 今上陛下御即位の大典

昭和三年十一月十日 今上陛下京都御所紫宸殿に於て即位の大典を行はせらる。此の日當町は各戸に國旗を掲げ、軒頭には松ヶ枝に紅燈をつるし、又種々裝飾を施し、老若男女嬉々として右往左返し、天高く日麗にして、瑞祥の氣全町に漲る。午後二時町長初め官公吏、名譽職、町民一同祝賀會場(日野小學校講堂)に參集し、午後三時紫宸殿南庭に於て、億兆を代表して田中内閣總理大臣が萬歳を稱する時を計り、一同起立して萬歳三唱奉祝し、夫より一同祝盃を舉げ、奉祝氣分横溢せる中に散會したり。町に於ける奉祝方法左の如し。

一、奉祝の意を表する爲め左記期日に各戸國旗の掲揚

- 十一月七日 聖上陛下京都行幸ニ付縣内御通過
- 同 十日 即位禮當日
- 同 十四日 大嘗祭當日
- 同 十五日 大嘗祭當日
- 同 十六日 大嘗當日

同 十九日 聖上陛下神宮御親謁の爲め縣内御通過

同 二十二日 聖上陛下神宮より御還幸の爲め縣内御通過

同 二十六日 聖上陛下東京へ御還幸の爲め縣内御通過

二、國旗掲揚の日は松ヶ枝に紅燈を吊し夜は點燈

三、御大禮中左の日時は出來得る限り休業を爲し、奉祝の誠意を捧ぐること。

十一月十日 御即位當日

同 十四日 大嘗祭第一日

同 十六日 大饗第一日

但し十一月十日、十七日は一般休業すること

四、十一月十日 奉祝式を左の通り施行す。

午後二時式場日野小學校に參集

但し服装男子は通常服(フロックコート)制服(モーニングコート)又は紋付羽織袴) 女子は白襟紋付のこま

在宅者は門前に整列し、京都皇宮に向ひ、萬歳奉唱時刻に萬歳三唱。

萬歳奉唱時刻は午後三時「サイン」を以て報知す。

五、十一月十日 午後六時より提燈行列



第一號砲 午後五時各字出發各自紅提燈携帶雲雀野に集合  
第二號砲 主催者發聲にて萬歳を唱し、樂隊先導縣社綿向神社まで提燈行列、此

所にて萬歳を唱へ各自任意退散。

六、十一月十四日 一般氏は氏神に參拜すること

七、十一月十七日 午後一時小學校講堂に於て奉祝宴開催

第一節 當町の賜饌者

曠古の御大典に際し、大饗第一日當町在住有資格者に對し左の地方賜饌の恩書い  
たる。

來十六日大饗第一日ノ儀行ハセラルルニ付、當日正午歩兵第九聯隊第三大隊營庭  
ニ於テ饗饌ヲ賜リ候條、此段申入候也。

昭和三年十一月一日 宮内大臣 一木喜徳郎

御紋章

有資格者殿

此の日地方饗饌を賜りたる光榮者左の如し

資格氏名	資格氏名
地方森林會議員 石岡清藏	從六位勳五等 右京守義
恩賜財團濟生會寄付者總代 高井作右衛門	三等軍醫 和田孝太郎
同 野田六左衛門	判任官待遇(二等以上) 寺澤護法
同 正野玄三	高等官待遇 宇野寛一
同 若村源左衛門	判任官待遇(二等以上) 北川久一
大臣表彰 高橋虎次郎	歩兵少尉 松本哲隆
日本赤十字社佩有功章 正野尙旨	從六位 大西顯清
同 高井美津	判任官待遇(二等以上) 蒲生厚美
同 中井源左衛門	勳六等 外池泰二郎
同 縣會議員 橋田治右衛門	三等主計 高井商二
判任官待遇(二等以上) 外池幾太郎	褒賞受領者 山中兵右衛門
正六位 福惠道暢	從六位勳六等 藤岡房吉
從七位 水谷とみを	從七位勳八等 山邊健藏



判任官待遇(二等以上)	竹島至郎	判任官待遇(二等以上)	鳥越親賢
同	木村周英	同	松尾甫
同	林いし	同	松井みつ
同	可須水房尾	同	大森幸代
警察署長	西出勇治郎		

賜饌者には大禮記念章を授與せらる。記念章は銀製にして綬あり。表面に高御座あり。其の中央に金色の菊花御紋章ありて、下方に萬歳の文字を表す。裏面には大禮記念章昭和三年十一月の文字あり。

### 第二節 恩露に霑へる高齢者並に御沙汰書

御即位の大典に當り、全國八十歳以上の高齢者に酒肴料一封金五拾錢並ニ木杯朱塗にして徑三寸内により小學校に於て傳達式を舉行したり。恩露に浴せし高齢者左の如し。

八十歳以上ノ高齢者

昭和五年十一月十日 四十六名

大字名 戸籍 氏名 生年月日 年齢

寺尻	戸主	井戸すめ	嘉永二年五月十二日生	八〇
大窪	同	門阪善太郎	同 年三月二十二日生	八〇
同	久四郎祖母	古川いを	同 年正月十日生	八〇
同	彌三五郎母	山田なを	同 年十一月二十日生	八〇
同	善吉祖母	黄野瀬さこ	同 年四月四日生	八〇
松尾	戸主	市田徳松	同 年正月十二日生	八〇
同	治右衛門母	橋田ひさ	同 年六月十五日生	八〇
上野田	清八妻ノ祖母	徳田つく	同 年四月十五日生	八〇
村井	嘉吉母	植田こん	嘉永元年八月十五日生	八一
村井	市之丞母	池内なか	同 年十一月二十日生	八一
小井口	長治郎母	小田はる	同 年四月九日生	八一
大窪	源右衛門養母	谷すて	同 年三月三日生	八一
同	増太郎母	野西まん	同 年五月三日生	八一
同	與左衛門父	岡崎要治	同 年正月朔日生	八一
同	文吉養母	増田かな	同 年七月十日生	八一







上野田 興三郎祖母

辻

て

る

同年八月十一日生

八八

賜物に對し本縣知事より次の如き賀詞を傳ふ。

高齡者氏名殿

壽高フシテ愈強健、齡長クシテ益々矍鑠タリ。今茲ニ

聖上陛下登極ノ大禮ニ際リ、畏クモ老ヲ養ヒ耄ヲ恤ムノ思召ヲ以テ、天杯並ニ酒肴

料ヲ下賜セラル。

天恩優渥洵ニ感泣ニ堪ヘザルナリ。

茲ニ御下賜品ヲ傳達スルニ方リ、其ノ榮譽ヲ賀スルト共ニ、彌々生ヲ攝シ氣ヲ養ヒ、以テ更ニ松喬ノ壽ヲ重ネラレムコトヲ望ム。

昭和三年十一月十日

滋賀縣知事正五位勳五等 堀田 鼎

第三節 御大典奉祝

十一月十七日、小學校講堂に於て御大典奉祝宴を開く。午後一時司會者町長高井商二は壇上に立ち、昨日賜饌の光榮を得て、大津歩兵第九聯隊第三大隊に至り恩賜の

饗膳を忝ふせり。之を諸君に頌ち齊しく恩露に浴せんとして、謹んで拜受歸町す。此の恩酒を清酒と混じ之を諸君に頌つと挨拶あり。是より分饌開宴一同起立萬歳を三唱し、會衆嬉々として退散せり

奉 祝 踊

御大典奉祝の爲め、全国各地に於て各種の催しありて奉祝の誠意を表せしが、當町に於ても十一月十五日より三日間熱狂的奉祝の舉あり。殊に最終日たる十七日は各種催物晝夜一齊に各町内を練り歩き、且つ北比都佐村西大路村の催物も參加し、未曾有の壯觀を極めたり。次に記するは當日催物の主なるものなり。

催物種類	主催者
獻上米御輿	大字村井 北 今 町 下
神酒德利鏡餅御輿	同 本 町 下
樂太鼓成物	同 新 町
悠紀齋田ニ鳳凰	同 吳 服 町
大砲ニ鳳凰	大字村井 横 町
太鼓ニ鳳凰奉祝ノ文字作り	同 鍛 冶 今 町



三輛車成物	大字小井口
屋形船	大字寺尻
模型神輿	大字木津
模型屋臺	大字大窪 双六町
地球儀昇物	大字大窪 第八區
模型屋臺	同 今井町
模型三種神器山車	同 杉野神町
禮裝行列	同 下鍛冶町
神酒徳利	同 上鍛冶町
模型御輿	同 金英町
模型山車	同 南大窪町
山車	同 上岡本町
同	同 中岡本町
同	同 下岡本町
花屋臺	同 大窪町

天ノ岩戸	同 上大窪町
瓦型船曳物	同 越川町
模型大三寶	同 上大窪裏町
山車	同 玉屋町
模型神輿	同 大窪裏町
屋臺船	大字 河原
作り神輿	大字 松尾甲組
模型屋臺	大字 松尾乙組
擔物	大字 上野田
模型神輿	三光株式會社

### 第四節 御大典記念事業

#### 一、部落有財産の統一

古來各部落に有する財産を町に統一するは多年の懸案にして、頗る至難の事とす。されば常に斷えず其の必要を説き只管時運の到來を待ちしに、昭和三年十一月



今上陛下即位の御大典を舉げさせらるゝに遇ひ、其の記念事業として決行すべく、同年一月劈頭の町會に於て協定し、爾來準備を整へ、五月二十六日町會を開き、委員五十五名を選定し、六月二十三日委員總會を開き、縣齋藤森林課長より部落有財産統一に係る趣旨並に其の方法及び結果に關して京都府方面に於ける模範的例證を舉げ詳細懇篤なる講話を聽く。閉會に際し、特別委員二十名内二名は後より追加を選び、七月二日特別委員會に於て、更に櫻本久七、澤田五兵衛、寺田宗三郎、石岡清藏の四名を起草委員に推し、七月十二日町長、助役、起草委員は、京都府檜山村並上夜久野村方面を、次で同二十三日石岡委員と助役は、三重縣尾鷲町及び北牟婁各村に互る部落有財産統一狀況を視察調査し、其の範を參酌し、七月三十日起草委員會に於て大體方針を定め、八月六日より各大字に於ける財産の實況を調査し、統一方案を樹て、十月二十三日特別委員會に諮り、同二十八日委員總會を開催し、諸般の報告を爲すと共に其の諒解を求め、更に起草委員四名を實行委員に改め、續て趣旨の徹底を期する爲め各大字を歴訪し、懇談を重ね、遂に十一月五日町會を開き、大字大窪に於ける動産を除き左の部落有財産を悉く本町有に統一の議を可決せり。

種別	反別坪數	種別	反別坪數
山林	一、三二〇町四七〇三	原野	五一七

宅地

三五坪

以上日野町外二ヶ村山林組合所屬共有山林に係る日野町大字村井、大窪、河原、松尾、上野田の共有權を統一

山林

二八八町二六〇五

以上日野町西大路村山林組合所屬共有山林に係る同上各大字共有權(但北山一四〇町八五〇九は大字上野田に關係なし)を統一

宅地

町 二、三六一坪

建物

二階 四〇五坪  
一、二二

田畑

一、四四一六

畑

町六九二一

山林

六二、四〇一九

原野

三、四一〇九

溝池

七、四六一二

溝渠

四〇一

井溝

五〇一

墓地

三、八九〇〇

雜種地

一四

池沼

二二七

以上は前記山林組合關係共有山を除く各部落有財産統一集計高なり

右統一の結果、大字村井字鳩ヶ平所屬山林拾五町七段貳拾七步は更に日野尋常高等小學校基本財産に移し、學校林として經營することゝなれり。

二、篤行者表彰

昭和三年十一月十日 今上陛下御即位の大禮を舉げさせらるゝに際し、曠古の御



盛儀を記念する爲め、本町は同月三日午前十時小學校講堂に於て、多年商店其の他の勤績功績者及び篤農者並に節婦等の表彰式を舉行し、町長野田東三郎より左の表彰状を授與せり。

篤農家

大字松尾 安田久治郎

表彰状

貴下ハ夙ニ意ヲ農事ノ改良ニ注ギ、多年其業ニ勵精シ、孜々トシテ倦マズ。効績日ヲ逐フテ顯著ナリ。其熱誠以テ社會ノ模範トナスベシ。今ヤ 聖上陛下御登極ノ大典ヲ舉ゲサセラルルニ際シ、永遠ノ記念トシテ銀盃一函ヲ贈リ以テ貴下ノ篤行ヲ表彰ス。

昭和三年十一月三日

蒲生郡日野町長 野田東三郎

節婦

大字松尾 高井ゑい

表彰状

貴下ハ資性貞順夫ヲ迎ヘテ幾何ナラズ日露ノ役起ル。夫從軍シテ南山ニ戰歿セルヤ、胎中ヨリノ遺兒ヲ愛育シ、克ク祖母ト母トニ仕ヘ、勤儉以テ家ヲ齊ヘ、貞操ヲ守ルコト三十餘年、一子長ジテ亦兵役ニ服シ、歸郷孝養ヲ全フス。其高節眞ニ社會ノ

模範トスベシ。今ヤ 聖上陛下御登極ノ大典ヲ舉ゲサセラル、ニ際シ、永遠ノ記念トシテ銀盃一函ヲ贈リ、以テ貴下ノ貞節ヲ表彰ス。

昭和三年十一月三日

蒲生郡日野町長 野田東三郎

表彰状

(三田彦太郎外百七十三名氏名)

貴下ハ(雇主ノ名)ノ店員トシテ恪勤茲ニ(何)十年、其間忠實店務ニ勉メ、銳意事業ヲ勵ミ、身ヲ以テ主家ニ竭サル。其丹誠眞ニ社會ノ模範トスベク、亦日野商人ガ傳統的主従關係ノ美風貴下ノ行迹ニ因テ、今仍ホ渝ラザルヲ見ル。今ヤ 聖上陛下御登極ノ大典ヲ舉ゲサセラル、ニ際シ、永遠ノ記念トシテ、銀盃一函ヲ贈リ、以テ貴下ノ忠悃ヲ表彰ス。

昭和三年十一月三日

蒲生郡日野町長 野田東三郎

五十年以上勤績者

大字大窪 矢野由三郎

大字松尾 三田彦太郎

大字上野田 矢嶋庄三郎

四十年以上勤績者

大字村井 小 椋 龜 吉

大字村井 小龜和太郎

大字村井 西田龜之助



大字村井	中西五三郎	大字村井	辻 忠 吉	大字村井	西田友治
大字日田	吉永利三郎	大字日田	山本音吉	大字大窪	藤澤吉五良
大字大窪	谷田由三良	大字大窪	堀井友之助	同	津田喜三郎
同	市岡三藏	同	青山善太郎	同	山口嘉七
同	北岡虎吉	同	伴重兵衛	同	川村善松
同	門野友三	同	宮尾利兵衛	同	中島廣藏
同	小林榮吉	同	西村宗三良	大字松尾	寺田房吉
大字松尾	村井利吉	大字松尾	川島百藏	同	大澤與七
大字上野田	上野友次郎				

三十年以上勤績者

大字村井	植田嘉吉	大字村井	山本定吉	大字村井	島村貞治
同	若村千太郎	同	西田磯吉	同	岡西三郎
同	岡村勝次郎	大字小井口	門坂萬吉	大字木津	岡林治郎
大字木津	岡與三郎	大字日田	吉永忠三郎	大字大窪	樫野定吉
大字大窪	野崎助次郎	大字大窪	油浦金藏	同	木田與惣吉

二十年以上勤績者

同	池内直吉	同	井口專治郎	同	角田芳治郎
同	中澤長六郎	同	伊藤善治郎	同	村田甚藏
同	澤田新吉	同	谷正治	同	角田常治郎
同	松本平治郎	同	福井冬之助	同	高井作兵衛
同	堀甚藏	同	西川喜太郎	同	西川芳藏
同	杉原喜三郎	同	村澤末丸	同	野崎初吉
同	正野光三郎	同	吉永忠七	同	飯室清吉
大字河原	北川與吉	大字松尾	佐治喜太郎	大字松尾	高井嘉七
大字松尾	谷尙三郎	同	外池忠次郎	同	藤澤忠吉
同	清水金治	同	堀幸助	同	森田金左衛門
同	大澤善三郎	同	中田豊次郎	大字上野田	石井傳吉
大字上野田	名坂和藏	大字上野田	島村和作	大字上野田	石井嘉市

大字村井	西田耕太郎	大字村井	梅村末吉	大字村井	川崎治太郎
同	青木新助	同	岡末吉	同	岡國太郎



大字村井	木村權治郎	大字村井	岡 憲太郎	大字村井	島村喜藏
同	小川丑之助	同	木村定治良	同	市田寅吉
同	岡 淺六	同	井戸太郎吉	同	小龜寛次郎
同	辻直次良	同	小串勝治	同	木村孝次
同	上田藤吉	同	角兼三郎	大字小井口	赤澤己之次郎
大字寺尻	福本庄藏	大字木津	岡 九一	大字木津	内田忠兵衛
大字木津	小谷熊治郎	大字日田	野田宗吉	大字日田	吉永佐吉
大字日田	赤澤のぶ	大字大窪	外池卯一	大字大窪	藤川清治郎
大字大窪	杉村伊三郎	同	福井市太郎	同	三日月雄造
同	赤塚彌吉	同	小谷儀三郎	同	矢野辰藏
同	永田卯三郎	同	井口佐吉	同	古澤音吉
同	木村惣治郎	同	高木又七	同	古澤清藏
同	椎野辻松	同	藪為三郎	同	高橋磯補
同	橋本清治郎	同	井上清治郎	同	西田喜六
同	中村慎四郎	同	久野勝治郎	同	木村辰治郎

同	井田秀吉	同	岡崎磯松	同	河合覺治郎
同	井上政雄	同	藤岡謀治郎	同	外池治三郎
同	伴安治郎	同	増田茂三	同	中河榮治郎
同	吉永竹次良	同	寺澤元吉	大字河原	北川幸助
大字松尾	寺田安太郎	同	頓宮義三	同	外池和吉
同	佐治孝二	同	入谷由治郎	同	小澤捨治郎
同	町田貞吉	同	井口彌三郎	同	南五郎兵衛
同	山田彌吉	同	吉倉直治郎	同	澤田藤太郎
同	森田久藏	同	清水傳兵衛	大字上野田	柚木藤太郎
同	中野源太郎	同	嶋村銀治	同	中野和藏
同	中野勇治	同	岩谷勘三郎	同	中野和三郎
同	島村富治郎	大字大谷	小森安吉	同	小森音吉
大字大窪	井口彌平治	同	美阪種造	同	中島重三郎
同	大野藤藏	同	平野伊之助	同	

表彰状



外池治三郎

貴下ハ夙ニ通信ノ公務ニ携ハリ、日野郵便局集配人トシテ恪勤茲ニ二十五年、其間  
櫛風沐雨終始一貫以テ事務ニ盡瘁セラル。其忠誠眞ニ社會ノ模範トスベシ。今  
ヤ 聖上陛下御登極ノ大典ヲ舉ゲサセラル、ニ際シ、永遠ノ記念トシテ銀盃一函  
ヲ贈リ、以テ貴下ノ忠悃ヲ表彰ス。

昭和三年十一月三日

蒲生郡日野町長 野田東三郎

表彰状

高木又七

柚木藤太郎

貴下ハ八幡銀行員トシテ恪勤茲ニ二十二年、其間克ク自己ノ職責ヲ全フシ、同僚相濟  
シ以テ銀行事業ノ發達ニ竭サル。其忠實以テ社會ノ模範トスベシ。今ヤ 聖上  
陛下御登極ノ大典ヲ舉ゲサセラル、ニ際シ、永遠ノ記念トシテ銀盃一函ヲ贈リ、以  
テ貴下ノ忠悃ヲ表彰ス。

昭和三年十一月三日

蒲生郡日野町長 野田東三郎

表彰状

小澤捨治郎

南五郎兵衛

貴下ハ日野製劑株式會社々員トシテ茲ニ二十一年、其間拮据勉勵克ク會社ノ事業ニ努  
メ、同僚相倚リ専心以テ事業ノ進運ニ盡瘁セラル。其忠實眞ニ社會ノ模範トスベ  
シ。今ヤ 聖上陛下御登極ノ大典ヲ舉ゲサセラル、ニ際シ、永遠ノ記念トシテ銀  
盃一函ヲ贈リ、以テ貴下ノ忠悃ヲ表彰ス。

昭和三年十一月三日

蒲生郡日野町長 野田東三郎

表彰状

山本音吉

伊藤善治郎

貴下ハ野田六左衛門家農夫トシテ恪勤茲ニ三十四年、其間忠實主家ノ業ニ服シ、銳意事ニ  
努メテ一日モ怠ラズ。其丹誠以テ社會ノ模範トナスベシ。今ヤ 聖上陛下御登  
極ノ大典ヲ舉ゲサセラル、ニ際シ、永遠ノ記念トシテ銀盃一函ヲ贈リ、以テ貴下ノ  
忠悃ヲ表彰ス。

昭和三年十一月三日

蒲生郡日野町長 野田東三郎



## 表彰状

赤澤のふ

貴下ハ野田六左衛門氏ノ家婢トシテ克ク四行ヲ慎ミ、忠實内政ヲ輔佐シ、主家ノ爲メニ恪勤セラレタルコト茲ニ二十三年。其丹誠婢子中稀ニ觀ル所、其溫順ニシテ主從關係ノ親密ヲ保テ、情操ハ以テ社會ノ龜鑑トナスニ足ル。今ヤ、聖上陛下御登極ノ大典ヲ舉ゲサセラル、ニ際シ、永遠ノ記念トシテ銀盃一函ヲ贈リ、以テ貴下ノ忠悃ヲ表彰ス。

昭和三年十一月三日

蒲生郡日野町長 野田東三郎

## 第三十七章 朝香宮殿下の御駐泊

朝香宮鳩彦王殿下には、陸軍大學校兵學教官の御資格を以て、昭和四年十月下旬陸軍大學秋季參謀演習の統裁官として、日野町へ御成、御駐泊可被爲在豫定に付、御宿舍檢分並設備等指示の爲め、七月二十三日同大學校より歩兵大尉沖靜夫を派遣せられ、爾來同校とも交渉を重ねたる後、御宿舍として同年四月新築せる縣社馬見岡綿向神社々務所を選定したり。然れども該社務所たる工事竣成後日猶淺く、未だ浴場の設

備なきは勿論、塀垣等更に追造するの要ありしを以て、有志數名の醵金に依り、殿下御専用の浴場等を建設し、其他諸般の準備を整へ、御成當日たる十月二十四日早朝より、各戸に國旗を掲げ、只管奉迎の至誠を捧げたり。廳て殿下には、午後三時御着直ちに神前に御參拜神饌料を供進あり、後御宿舍社務所に入らせられ、高井町長、福惠女學校長、小川警察署長、三浦助役に謁を賜ひたり。同夜當地特産として日野町より柿二籠、正野家謹製萬病感應丸一箱、外に在郷軍人日野町分會より柿二籠を献上せしに何れも御嘉納あらせられたり。翌二十五日午前八時二十分當日の演習場に充てられたる日野小學校に成らせられ、陣務御終了後、午後三時頃日野高等女學校に御成、親しく各授業を台覽記念樹の御手植を賜ひ、午後四時四十分御宿舍御着、此處にても亦社務所前に記念樹雄松の御手植を賜ふ。翌二十六日午前六時五十分御宿舍御出發に際し、特に町長を召され、畏くも御挨拶の御辭あり、町及び其の他へ酒肴料を御下賜あらせられ、次で玄關前に於て記念樹御撮影謹寫を差し許され、日野小學校に成らせられ、御日程を終へさせらるゝや、午前八時十分奉安庫前に記念樹の松を御手植あり、午前八時三十一分龜山方面へ向け御機嫌麗わしく御出發遊されたり。是實に日野町未曾有の光榮なりき。御滞在中在郷軍人分會、及消防組員は警察署員と共に秘に徹







四、本籍人口動態

出生	男 一三二	女 一一八	死亡	男 八二	女 七三
----	-------	-------	----	------	------

昭和四年調

二四八

婚姻

離婚

死産

五、現住人口職業別

昭和五年十月一日調 (國勢調査数)

農業		工業		商業		水産業		礦業	
自作兼小作	九四	自作農	五四七	品物販賣業	二九九	漁業	一	土石採取業	二
小作	二二一	化學工業	一〇八四	媒介周旋業	二五八	蠶業	一	窯業	六
畜産	二二六	織維工業	一八八	其他	一八	其他	一		
其他	三	紙工業	四四二						
合計	一、〇八四	木及竹類ニ關スル製造業	四三二						
		飲食料品嗜好品製造業	一九						
		被服身廻り品製造業	三						
		土木建築業	一						
		製版印刷製本業	二						
		其他	二						
		合計	四四五						
		其他ノ有業者	一〇						
		家事使用人	二						
		無職業者	二						
		單ニ收入ニ依ル者	二						
		無職	一						
		合計	四五						

公務自由業

金融保險業	九	其他ノ有業者	三九
旅宿、飲食、浴場業	二〇	其他ノ有業者	三九
其他	七	家事使用人	一五
陸海軍人	一	無職業者	二七八
官吏	三二	單ニ收入ニ依ル者	二七八
宗教ニ關スル業	二五	無職	一、四九八
教育ニ關スル業	二五	合計	六、七二〇
醫務ニ關スル業	二五		
法務ニ關スル業	一		
記者著述者	一		
藝術家	一		

六、生産

種別	昭和四年調	昭和四年調	
農産	三、四三三、三九円	林産	二〇、九五九円
工業	九、六六、七九九円	礦産	二八五円
畜産	二、六、四九九円	合計	一、三五八、四六八円
水産	一、七、一七七円		

七、財政

租税	直接國税	縣税	町税	計
總額	九一、三三二円	三六、七九六円	五、三三三円	一八三、四三四円

第三十八章 最近の諸統計

二四九



大字細別

大字名	國稅	縣稅	町稅	計	一戸當リ
大字	一四、八三四	五、六四〇	九、〇〇八	二九、四八二	百貳拾壹圓八拾錢
村井	四七一	七五	九八六	二、三三三	六拾參圓四拾錢
小井	五四〇	七四九	七八〇	二、〇六九	五拾圓四拾錢
寺尻	二、七七三	二、三七五	三、〇九四	八、二四三	百五拾貳圓六拾錢
木津	一、二二三	一、七三六	二、四〇一	一五、二五九	四百六拾貳圓參拾錢
日田	三六、六三六	一五、八八一	二三、六七九	七六、一八六	百貳拾五圓五拾錢
大窪	六二〇	九五九	一、〇三六	二、六〇七	六拾八圓六拾錢
河原	一八、九五二	五、七〇九	六、六七八	三二、三三九	百七拾二圓拾錢
松尾	一、八七四	三、二三四	三、九六五	九、〇六三	五拾八圓四拾錢
上野	六五七	七九五	一、〇九〇	二、五四二	八拾貳圓也
大谷	八五三	九三六	六三四	二、四三三	(納人百九拾四戸)拾貳圓五拾錢
他村	九、三三二	三六、七六九	五、三三三	一八三、四三四	
計	一〇一、〇五九	三一、一六三	一四、六六六	五〇〇、〇〇〇	

八、町吏員

昭和五年十一月現在

町	町歳入	町歳出	基本財産	其他財産	計
町	一〇一、〇五九	八二、四三八	三一、一六三	五〇〇、〇〇〇	五四五、七七九

九、議員選舉有權者數

昭和五年九月十五日現在

町長	助役	収入役	書記	雇	常設委員	區長	區長代理者
一	一	一	七	四	一〇	一八	一八

衆議院 一、四八六  
縣會 一、四四九  
町會 一、四四九  
町會議員定員 一八

十、衛生

昭和五年十一月調

猩紅熱	赤痢	腸チブス	ダフテリア	其他	計	醫師	藥劑師	産婆	鍼灸按摩
三	一	一	一	四	七	五	六	七	七

傳染病患者  
善感種痘計  
不善感種痘計  
檢診未了種痘計

十一、慈善

昭和五年十一月調

赤十字	愛國婦人會	特別社員	正社員	特別社員	通常會員	計
六	一二	一八	四七四	一七六	二二二	四九八

佩有功章特別社員  
佩有功章特別會員  
特別會員  
通常會員

第三十八章 最近の諸統計



十二、諸 車

昭和五年十一月現在

自動車	乗用	四	普通	二輪車	八五三	轉	三輪車	三一	發動機付	二輪車	二	人力車	一	荷積車	四八一	牛馬車	八
	貨物用	三		三輪車	三		三輪車	一									

此の他の統計は該當せる各編の章尾に附せり。

第八篇 教育及衛生

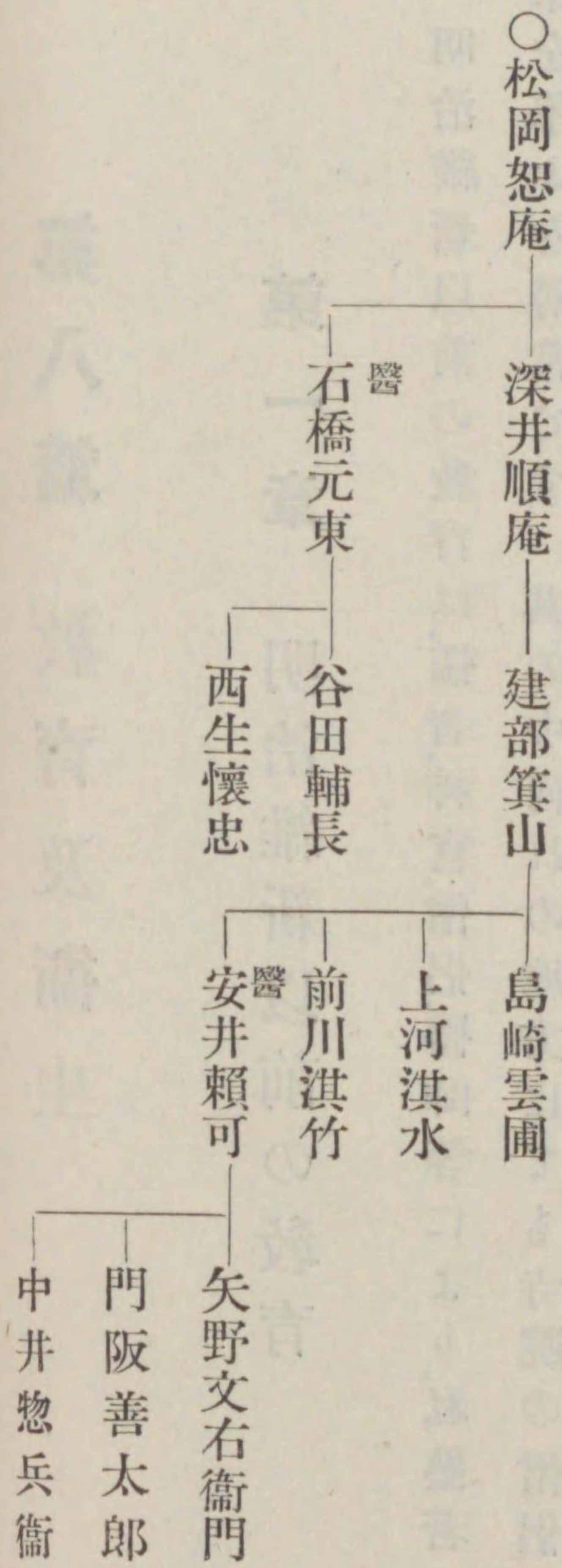
第一章 明治維新以前の教育

明治維新以前の教育は、儒者、神官、僧侶、醫師等により、私塾若くは師邸に於て、讀書算筆を學ぶを尋常とす。其の中何れの地方にても、寺院の僧侶によりて修學する者尤も多く、依つて學童を寺子と稱し、俗人にして子弟を教授する者を、寺子屋と稱したり。本町に於ける教育狀況は尋常村落とは異り、醫にして傍ら子弟を教育するあり、各寺の僧侶は、多少とも寺子を集めて初歩の學を授けたり。儒者として一家をなす者、深井順庵、建部箕山、木田綿溪、伊藤經德、池田道齋、田中壽且あり。醫にして門生を教育せしは、長島町の安井頼可、石橋元東、田島順輔あり。僧にして私塾を開く者には、能化法霖、長島伏明、安部大圓、瑕丘宗興等あり。之等は、皆に地方の子弟のみにあらずして、遠近諸國より來學する者多く、又國文學には、社紫殘、大野美庭、石岡桃園、中野石叟、島崎美景、濱崎景齋、坂田茂富、武本成言、谷弘道等あり。畫人には、高田法橋、敬輔、月岡法橋、雪鼎、高田三敬、島村立仙、島崎玉淵等を數ふ可し。西大路藩主市橋長昭は文學を好み、弘道



館を建て、藩士の子弟を教育したれば、隣接の町として其の教化に浴したるものもあり。文久年中劉冷窓の弘道館教授となるやその門に賞をとりし者あり。高井愛蓮の如き其の一人なり。幕府の末造に於ける、寺子屋教育家として、十字墨溪は多くの子弟を教育せる一人なり。又伊勢の楓井古齋は當町に來り、正野玄三の經營する樹人學館の教授として、多くの子弟を教授せしも、一年餘にして亡したり。其他謠曲、音樂園基、蹴鞠、聞香、淨瑠璃等の名士も少からず。以上儒家僧家文學者以下の小傳は、人物志に記したれば、詳細は同志を見る可し。左に其の師承の系統の明なるものを表記す。

漢學者



○伊藤東涯 — 木田綿溪 — 岡崎南溪

伊藤經徳

正野玄三

宗教學者

○雲華大舍 — 長島伏明 — 安部大圓

瑕丘宗興

福田覺城

藤島了穩

神守空觀

寛大行

了英<sup>伊豫</sup>

見勵<sup>出雲</sup>

道英<sup>江戸</sup>

藤澤英齋

安井千代



○太田錦城——藤澤新齋

○山崎闇齋——池田道齋

○土井贅牙——正野玄三尙旨

楓井古齋

國文學者

○植村信安——石岡桃園——坂田桃雨

二股湖風

桃井

○平田篤胤——大野美庭

○小澤蘆庵——濱崎景齋——武本成言

中野石叟——谷弘道

島崎美景——島崎春景

坂田茂富——山中松月

○飛鳥井雅章——伊藤弘風

○鬼貫——社紫殘——紫英

小谷如泉

醫學者

○丘遜齋——醫星野玄覽——二世醫玄覽

○高階枳園

○緒方洪庵——醫田島順輔

○名護屋玄醫——初代法橋正野玄三

井田玄泉

○外科醫本間養軒——佐治宗甫

畫家

○狩野永敬——高田敬輔——月岡雪鼎

島崎雲圃

高田三敬

中井文壽



前川淇水  
 滿田敬格  
 中澤敬眞  
 北岸惟親

○狩野永伯——島村立仙

謠 曲

○淺野多左衛門

相坂秀雄  
 相坂忠治  
 脇村犁丈

○中井 如水

○川地太兵衛——清左衛門

○中澤庸治

蹴 鞠

○興仙寺湛水

○飛鳥井雅章——中井光昌

○飛鳥井雅——中井光熙

圍 碁

○家里即子——茶 香

西園寺僧  
星野順康

笛

○太田太兵衛

太 鼓

○小西德治

淨 瑠 璃

○矢川千山

## 第二章 明治以後の初等教育

### 第一節 小學校の創設及啓廸學校の開校式

明治五年學制の發布あり。翌六年に至り大窪町に啓廸學校興仙寺に假設、村井町に文子學校、松尾町に西野學校、上野田村に麗澤學校、松尾村に正研學校、寺尻村に德隣學校を創設し、各其所屬部内の兒童を教育せり。當時啓廸學校開校の狀況並に課業表等を掲



げ、五十餘年前に於ける小學教育實施の一斑を擧げん。啓廸學校は當時第三大學區第十番、中學區内第九十六番、第九十七番、第九十八番、第九十九番の小學聯區なり。

小學校開校式

一、當日午前第八時令、參事、學校專務官員、當區正副戶長、當區内各町正副戶長、篤志出金之者、教官等禮服着並生徒平服にて出校す。但各扣所に着席す。

一、次に學校專務官員正副總戶長を指揮して正堂、此正堂は校中最も廣濶の室を以て之に充つ則講堂なり、儀式の諸具を點檢し、教官並に生徒の姓名人員を點檢し畢て令、參事に告ぐ。

一、次に令、參事、學校專務官員、正副總戶長、正副戶長、篤志出金之者、教官並に生徒正堂に出席椅子に踞す。

但、此時專務官員名簿に就きて之を呼ぶ。

正堂着席位置圖其校の廣狹に應じて宜しく變更あるべし。



元 啓 廸 學 校





令			
参事	専務	戸長	事務
總戸長	副戸長	簿長	教員
官	官	官	官
生徒	生徒	生徒	生徒

一、次に正副總戸長、篤志出金之者に對し建校盡力褒詞書を渡す。此時本人令の正面に向ひ、二の間江着席、令褒詞讀了て本人令の前に進みて取之拜し退く。

一、次に世界地圖本朝地圖の幅各一軸當校に附與する旨を以て正副戸長に渡す。此時進退前同斷

一、次に正副總戸長、正副戸長、篤志出金之者教官生徒等に熨斗を取らしめ了て各復席。次に縣令告諭書を讀知す。(令之を讀む)

一、次に學制讀知(専務之を讀む)  
 一、次に孝經を講ず。(句讀教師之を勤む)  
 一、次に各退校

右之通相定候事

滋賀縣廳



規則

- 一、生徒男女共六歳以上拾歳に滿つる迄、但有志の者は年齢を不論入學を許す。
  - 一、生徒學に在れば學業の優劣を以て等級をなす。但毎月十日の試験の上定之。
  - 一、生徒毎朝寮に登らば賦與の氏名札を教官へ差出すべし。
  - 一、生徒午前八時より午後第三時迄を正課とす。
  - 一、疾病事故ありて正則中、退散の者は教官の許可を乞ふべし。
  - 一、中食持參すべし、但近邊の者は歸宅喫飯を許す。
  - 一、生徒教官と語を交るは何先生と呼ぶべし。
  - 一、生徒男子の向、互に何氏と呼ぶべし。
  - 一、生徒女子の向、互に何様と呼ぶべし。
  - 一、生徒男女語を交るを禁す。
  - 一、喧嘩口論を禁す。
  - 一、生徒金錢を懷中するを禁す。
  - 一、生徒都て貿易を禁す。
- 右之條々堅く可相守者也

小學課業表

術算	習字	誦讀	句讀	
開開開開求必 立立平平要 雜雜平雜雜 問法問法積問	即題手束 公用文	英獨外內 語語國外 學學里國 五五五五 百百百百 言言言言 程程程程	太萬易日 政國知本 諸國公知 規則法法 錄錄錄錄	第一等
北例雜問	復諸諸世 職職券千 往往來狀 文來狀文	英獨本內 語語語語 學學學學 三三三三 百百百百 言言言言 程程程程	西眞五日 洋政政政 事大大意 情意意意	第二等
(筆)諸諸珠 分等算兼 數諸諸法 諸法法修	私商諸 用賣國 文往郡 來來名	英獨帝 語語學 學學一 一一百 百言言 言言	生地小孟國 產學小孟國 道事學子略 案始學子略	第三等
除乘法上	京山苗受 都城郡字 町郡村地 名地名盡	國年 名號	窮世論學戶職 理界論學戶職 圖國語庸法令 解盡語庸法令	第四等
減加法上	名三支數五 枚御高片半 頭札千名カ ナ	五十音 音	府町郡市孝 縣役中中中 名村制制制 得役制制制 心役制制制 得役制制制	第五等



教官人員

句讀	教師	壹人	月給
習字	教師	壹人	同
算術	教師	壹人	同
世話役	四人	内男二人 女二人	
小使の者	二人		
總計	九人		

右開校式に關する記録

明治六年六月十一日、日野學校出來開校式、榊原様河村様御出役、午前正八時生徒人數不殘罷出候事

三町役人有志の者麻袴 御熨斗頂戴 生徒總代正野猪五郎、十字一太郎、西田房之助、建部寅之助、社貞丸、右村井町五人袴羽織 席は興仙寺 十六日習字始、一人宛赤飯出し、竹の皮に煮入渡す。見物人へも遣す。以下略

第二節 啓迪學校の新築及落成式

明治十三年に至り建築費八千餘圓を以て新に啓迪學校を造營し現今の舊幼稚園の位置十月竣成せり。其結構壯麗當時縣下に其比なかりしと云ふ。開校の日縣知事の朗讀せられたる祝詞に曰く。

夫レ教育ヲ盛ニセント欲スレバ先ヅ校舍ノ完備ナランコトヲ要ス 故ニ世ノ教育ニ志アルモノ必ズ校舍ノ善良ヲ希圖ス。是レ啓迪校新設ノ舉アル所以ナリ。始メ議ヲ起スヤ各奮勵其業ニ拮据シ、以テ速ニ落成ノ功ヲ奏スルニ至ル。今之ヲ觀ルニ、構造其宜シキヲ得テ且ツ輪奐ノ美ヲ盡ス。宏壯此ノ如キハ未ダ多ク見ルヲ得ザル所ニシテ、有志ノ功亦大ナリト謂フベシ。乃チ本日ヲトシ以テ開校ノ典ヲ舉行ス。實ニ盛事ト謂フベシ。雖然凡ソ創業ハ易ク守成ハ難シ。父兄タルモノ豈注意セザルベケンヤ。業ハ勤ムルニ精シク嬉ムニ荒ム。子弟タルモノ焉ゾ忍耐ノ精神ヲ振起セザルベケンヤ。安定切ニ望ム。將來各子弟ノ勉メテ倦マズ以テ父兄ノ厚意ニ背カザランコトヲ。因テ本日ノ盛舉ヲ祝シ併セテ後來ノ隆盛ヲ期ス。

明治十三年十月十四日

滋賀縣令從五位 籠手田安定



### 第三節 小學校の維持資金附受賞

明治十五年頃に至り、各小學校には維持費として若干の資金を備へざるべからざる事となりしに依り、家産等級其他の方法を以て之を所屬部内各戸に割賦徴收し、全額を學務委員に提供し、學務委員は之を確實なる者に預入若くは貸附し、其利子を以て學校の維持費に充當すべきを正當の順序とすれども、各地往々之を略し割賦せられたる金額に對する規定の利子のみを納付し、其元金は帳簿に記するも之を提出せず。正面借用或は預金の形式を取れる者多し。次に載する所の學資金預り證も蓋し後者に屬せるものなる可し。但し斯の如き證書に各小學部内毎に之あるべきものあれども、未だ他に於て得る所あらざるを以て、こゝには唯西野學校に關するものゝみを掲げて止む。以て當時に於ける學校經濟の狀況一斑を見るべし。

#### 學資金預り確證

印 紙 五拾四錢貼付

一、金五百三拾四圓五拾五錢八厘 但利長年壹制定

右者當組合西野學校維持資本金之内、前記金額正ニ受取當町甲組中へ預ケ置候處

實正明白也。然ル上ハ必用之節ハ元金何時ニテモ無相違返金可致候。利子金ハ三ヶ月毎ニ無滯相渡可申候。爲後證如件。

同 組總代

明治十六年

島村 由兵衛 印

七月八日

同 松尾町甲組

總代 島村 治郎 助 印

蒲生郡日野松尾町

戶長 藤河 市兵衛 印

西野學校

學務委員御中

以下金額と預り場所の外前同文

印 紙 廿錢貼付

一、金貳百三拾六圓七拾四錢九厘

當町乙組中へ預ケ置

蒲生郡日野松尾町

明治十六年

總代 中田武左衛門 印

七月二日

同 坂田治右衛門 印



印 紙 五拾八錢貼付

一、金五百八拾八圓六拾貳錢貳厘

組中へ預り置

戸長 藤河市兵衛印

明治十六

午七月二日

蒲生郡日野松尾町

丙組總代 高井作右衛門印

同 福井七右衛門印

戸長 藤河市兵衛印

印 紙 廿六錢貼付

一、金貳百六拾五圓貳拾壹錢

當村中へ預り置

明治十六年

七月二日

蒲生郡大谷村

總代 木瀬利右衛門印

同 溝口伊兵衛印

選舉中ニ付 戸長代 小森孫四郎印

印 紙 四拾錢貼付

一、金四百〇五圓八拾貳錢四厘

當村中へ預り置

明治十六年

蒲生郡日田村

總代 野田六左衛門印

七月二日

同 野田萬吉印

戸長 吉永榮二印

明治十七年三月二十六日文部省の褒賞

滋賀縣蒲生郡第六十一小學區

町立啓廸學校

二等獎勵品目錄之附與候事

明治十七年三月六日

文部省

目 錄

- 化學器械 一組
- 理化小試器械 一組
- 理化小試書 一部
- 庶物標本 一組
- 度量衡標本 一組
- 地學用具 一組
- 圖引具 三組



繪具

二組

地理描圖法

一部

以上

明治三十六年三月二十四日本縣より左の通り附與せらる。

蒲生郡日野尋常高等小學校

教育基金令第八條ノ旨趣ニ基キ

金五拾圓附與ス

明治三十六年三月二十四日

滋賀縣

明治四十五年一月十三日、本縣教育會主催教育品展覽會に出品して左の賞狀を受く

二等賞 各學年算術教授要具及教授資料

同 綴方細目及文例集

同 新定畫帖並工作圖形體物

同 讀本教授文語口語對照要覽

參等賞 近江日野商人 壹冊

#### 第四節 小學校の廢合附當時の教育費

同十九年十一月小學校令改正あり。大窪町に高等尋常科日野小學校を置き元啓  
 廸學校を以て之に充て、村井町松尾町に各簡易小學校を置き文字、西野の二校しが、兒童増  
 加し校舍狹隘を告ぐるにより、松尾小學校内に本校尋常科假教場を設け、同二十年本  
 校二階建一棟四教室を増築し、同二十一年假教場を廢すると同時に村井小學校を廢  
 して本校に合併し、翌二十二年松尾小學校を廢し本校に合併し、爰に始めて日野町内  
 の三校は一學校に統一せり。  
 明治十九年に於ける小學校に係る經常教育費は現今に比し約十分の一に達せず  
 素より物價高低の差もあるべしと雖も、設備の未完と共に經費の僅少なりしを見る  
 べし。

教育費

一、二、二二九、七八八

高等尋常科

一、二、〇二四、一五四

教員給料

一、六〇八、〇〇〇

教員雇給

七二、〇〇〇



慰勞手当	二〇、〇〇〇
旅費	二八、七〇〇
需要費	一〇八、三三四
生徒費	二〇、〇〇〇
營繕費	一三五、一二〇
生徒旅行費	二七、〇〇〇
雜費	五、〇〇〇
簡易科	二〇五、六三四
教員給料	一三八、〇〇〇
雇給	一二、〇〇〇
慰勞手当	四、〇〇〇
旅費	四、八〇〇
需要費	二五、八三四
生徒費	五、〇〇〇
營繕費	一〇、〇〇〇

雜費

六、〇〇〇

### 第五節 小學校統一後の増築

明治二十二年町制實施の際十大字を併せて日野町を組織し、之を日野小學校の學區域となせり。十大字とは村井、大窪、松尾、河原、木津、寺尻、小井口、日田、上野田、大谷是なり。同二十四年平屋一棟三教室を増築し、同二十五年小學校令の改正により六月八日尋常科日野小學校となり、十一月二日日野尋常高等小學校となる。同二十六年二階建一棟八教室を増築し、翌二十七年に至り増築竣工落成式を擧ぐ。

#### 日野小學校増築落成式

明治二十七年二月十六日午後二時より午前は町役場新築落成式あり

#### 式次

- 一、第一號鐘 職員生徒着席 二、町名譽職及吏員着席 三、來賓着席 四、第二號鐘知事其他着席 五、校長 御影前掲簾 一同最敬禮 六、奏樂君が代 七、勅語捧讀 八、増築委員申告 九、町長式辭 十、奏樂金剛石 十一、知事其他祝辭 十二、學校職員町名譽職吏員其他有志者祝辭 十三、來賓祝辭 十四、生徒總代祝辭 十五、校長答辭

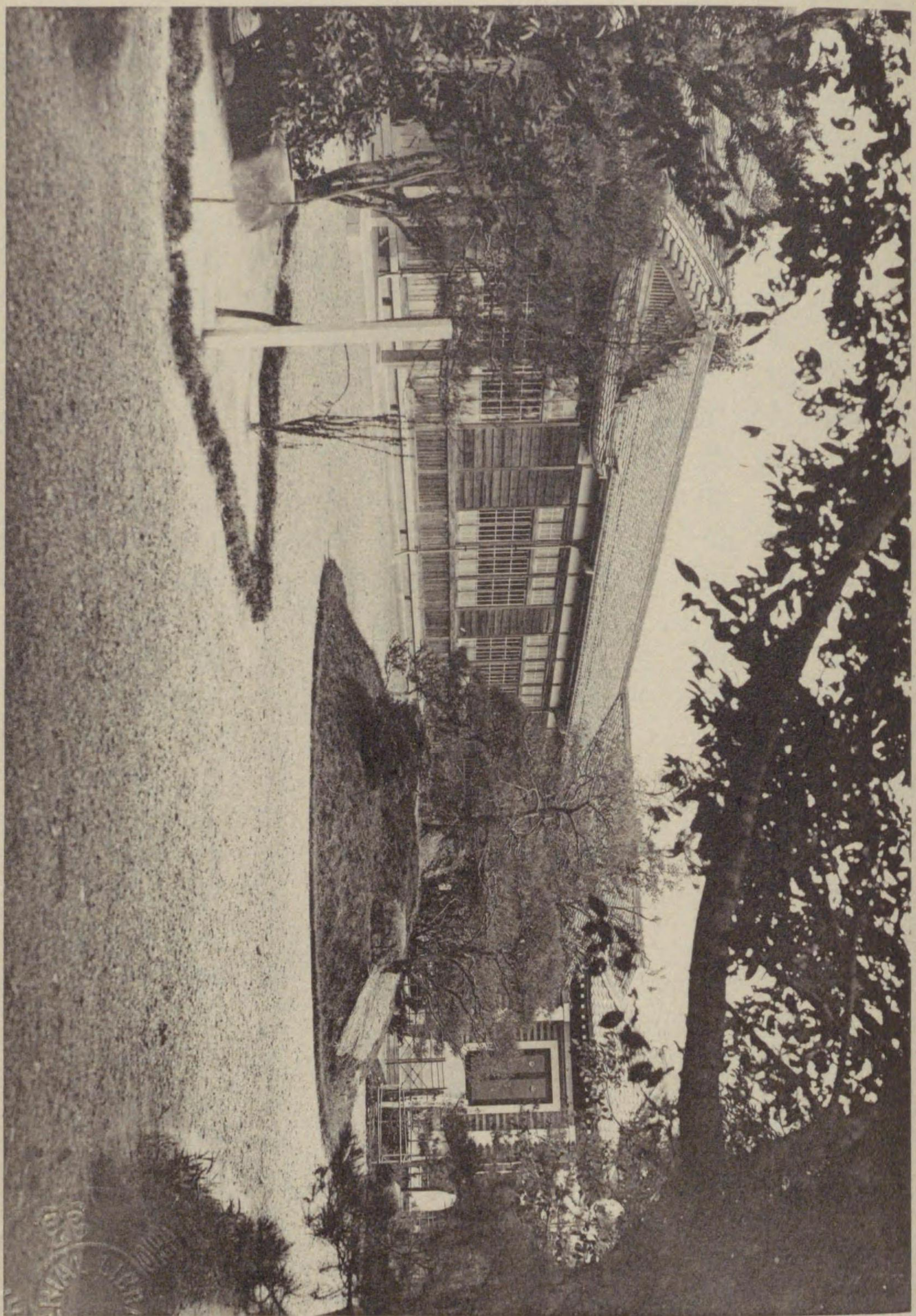


十六、奏樂勸學歌 十七、垂簾 十八、閉式 知事以下退場  
 式後餅まきあり。校内には生徒學藝品展覽會あり。今明兩日學校並に役場の縦覽を許したるを以て、町は勿論遠近鄉村より來り觀るもの頗る多く、東は大聖寺邊より西は警察分署の邊までの間は群集雜沓殊に甚しく、人と人とのゆり上げられ履物を失ひし者多く、實に空前の人出なりきと云ふ。當日餘興として南山王に相撲、村井に福引、興仙寺と遠久寺には生花會あり、其他各字の寄贈によれる餅或は蜜柑を校庭にて撒き、晝夜煙花を打ち上げ盛況を極めたり。

同二十九年暴風雨の爲に二階建一棟倒潰せしを以て、直に平屋四教室を再築し、三十年四月落成せり。時恰も日清戰役の後を承け、高等小學教育の必要を感じ來り、附近村落より續々其子女の委託教育を請ふに至り、校舍復た狹隘を訴へたれば、同三十一年更に平屋一棟四教室の増築に着手し、翌三十二年二月落成せり。

### 第六節 校地の移轉校舍の新築及落成式

曩に啓迪學校を改稱し數回増築したる校舍は兒童の増加に伴ひ漸次狹隘を告げ、折柄三十七八年の戰役と共に町民の教育思想頓に向上し、就學兒童愈々多きを加へ、



校學小等高常尋立町野日



學校に於ける各種教育事業も大に發展し、到底姑息の増築にては時勢の進運に應ずる能はざるを以て、明治四十一年三月校地を移轉し、校舍全部を新築するの議を決し、同年九月工事に着手し、大正元年十二月竣功、翌二年一月全部之に移り、四月十一日落成式を擧ぐ。其狀況ハ建築委員の申告書並に町長の式辭を見て之を知るべし。

#### 申告書

町立日野尋常高等小學校建築工ヲ竣へ、本日ヲトシ落成式ヲ擧ゲラル、ニ方リ、工事ノ概要ヲ陳ブルコト左ノ如シ。

本校建築ハ明治四十一年六月着手、敷地二町一畝十六歩ヲ買收シ、直チニ整地工事ヲ起シ、同四十一年九月校舍ノ建築ニ移リ、第一期工事トシテ正面教室百八十五坪、右翼教室二百六十六坪二合四勺、左翼教室二百四十五坪四合四勺、正面玄關三坪、便所十六坪、傳ヒ廊下七坪二合、之レニ要セシ費額四千五百三十九圓二十二錢、校地買收費金七千三百三十一圓十六錢五厘、整地工事費、第一期校舍建築及之レニ附隨セラル井戸及建築事務所貯木場、其他雜費此費額三萬一千七百四十二圓五十三錢ナリ。同四十四年六月第二期工事トシテ教室、教員室、教具室、二百十九坪四合四勺、雨天體操場、附屬昇降口百九十二坪、便所及傳ヒ廊下百三十五坪二合六勺、小使室及湯呑場



並ニ附屬廊下二十三坪二合、此費額二萬六千七百五十五圓六十六錢八厘ヲ要シ、校門周圍木柵、排水工事、附屬校庭整理、井戸其他雜費、此費額三千五百十八圓四十三錢七厘ヲ費シ、猶他ニ利用シタル舊校舍百八十三坪ノ古材見積價格二千七百九十三圓ヲ算入シ、以上總工費額實ニ七萬六千六百七十九圓九十二錢ニ達セリ。而シテ本費額ノ財源ハ篤志家ノ寄附金二萬七千九十四圓七十七錢、町公債金二萬二千四百圓、基本財産繰入金三千九百圓、其他二萬四百九十二圓十五錢ハ不用校舍校地並ニ不用物品賣却代金及町稅ヲ以テ支ヘタリ。斯テ本工事ハ歲月ヲ閱スル四年十ヶ月、構造ハ輪奐ノ美ヲ避ケ質實堅牢ヲ旨トシ、生徒教養上ノ利便ニ意ヲ注ギ、内部完整ノ實ヲ圖リタルモノニシテ、吾々委員ハ終始其任ノ重キニ省ミ、夙夜懸念具サニ成功ヲ期セリ。幸ニ當局者ノ督勵其宜シキヲ得タルト、監督技術員並ニ請負者ノ勉勵トニ因リ、茲ニ竣工ヲ見ルヲ得タルハ欣喜ニ堪ヘザルナリ。謹テ工事ノ概要ヲ申告ス。

大正二年四月十一日

小學校建築委員

總代 島崎善平

式 辭

本日ヲトシ、我日野小學校建築落成ノ式ヲ舉グルニ當リ、縣知事閣下ヲ始メ貴賓ノ貴臨ヲ辱ウシタルハ、本町ノ最モ光榮トスル所ナリ。

惟フニ小學校教育ノ事タル國運隆昌ノ根底ヲ培養スル所以ナルガ故ニ、其改善發達ヲ促スコト眞ニ旦日モ忽ニスベカラズ。特ニ現今中外ノ情勢ハ益々斯ノ教育ノ實績ニ期待スルモノ多キヲ見ル。然リ而シテ之ガ效果ヲ收ムルニ至大ノ關係アル、校舍設備ニシテ缺クル所アラシカ、教師ノ技倆如何ニ秀拔ナリトモ、教育ノ目的ヲ達スルコト蓋シ難カルベシ。

本校舊校舍ハ明治十三年ノ造營ニ係リ、當時教室ノ配置輪奐ノ美、縣下多ク其ノ比ヲ見ザリシト云フ。而カモ時勢ノ進步教育ノ發展ハ忽チ狹隘不便ヲ告グ、都度必要ニ應ジテ數次増改築ヲナシタリト雖モ、日露戰役後頓ニ地方教育思想向上シ、本校教育ノ内容亦著シキ發達ヲ遂グルト共ニ、義務教育年限延長ノ爲メ就學兒童ノ増加ヲ來シ、到底姑息ノ設營ヲ許サルニ至リ、明治四十一年三月町會ニ於テ斷然校地ヲ移轉シ、校舍全部ヲ改築スルノ議ヲ決シ、同四十二年六月工ヲ起シ、爾來年ヲ閱スル五、之ニ要セシ費額七萬餘圓ニ達セリ。實ニ本町ノ大事業ト謂フベシ。幸ニ前任管理者ノ設計監督宜シキヲ得タルト、建築委員及監督技術員諸氏ノ勵精ト



ニヨリ、茲ニ遺憾ナク竣工ヲ見ルニ至レルハ、本職ノ町民ト共ニ感謝已ム能ハザル所ナリ。本日此ノ式典ヲ行フニ會シ欣喜ノ至リニ堪ヘザルナリ。本工事ハ専ラ實用ト堅牢トヲ旨トシタレバ、外觀ノ美固ヨリ見ルニ足ラズト雖モ、兒童ノ教養上ノ利便ニ至リテハ敢テ遺漏ナキヲ期セリ。希クハ教職各位益々奮勵以テ本校ノ内容充實ニ盡力セラレンコトヲ。又生徒諸子ハ不撓不屈ノ精神ヲ以テ學ヲ修メ徳ヲ養ヒ、以テ大成ヲ期セラレン事ヲ望ム。此ニ謹ンデ蕪詞ヲ陳ベテ式辭トス。

大正二年四月十一日

日野町長 石岡清藏

校舎新築費中へ寄附者

但壹百圓以上

松尾	高井作右衛門	一金七百圓	木津	岸和田藤八
大窪	山中安太郎	一金七百圓	大窪	矢野久左衛門
村井	辻惣兵衛	一金七百圓	大窪	谷米太郎
日田	野田六左衛門	一金七百圓	大窪	深井吉兵衛
村井	若村源左衛門	一金七百圓	上野田	北浦彌左衛門
村井	正野玄三	一金五百圓	大窪	中井源左衛門
大窪	島崎善平	一金四百五十圓	村井	西田定吉
大窪	阿伊右衛門	一金四百五十圓	村井	村井重助
大窪	井上喜兵衛	一金四百五十圓	大窪	岡治兵衛

大窪	藤村市郎治	一金壹百五十圓	村井	若村留吉
大窪	中井宗兵衛	一金壹百五十圓	村井	小西貞
上野田	辻善兵衛	一金壹百五十圓	木津	岡安吉
大谷	小森久左衛門	一金壹百五十圓	大窪	谷すて
上野田	中野六兵衛	一金壹百五十圓	大窪	中井源三郎
村井	中森彦兵衛	一金壹百圓	大窪	門阪善太郎
村井	村井久三郎	一金壹百圓	大窪	田中忠次郎
村井	村井福次郎	一金壹百圓	大窪	島崎泉治
日田	野田東三郎	一金壹百圓	上野田	北浦權平
大窪	西岡市兵衛	一金壹百圓	上野田	名坂喜兵衛
大窪	松本四郎兵衛	一金壹百圓	大窪	山中萬兵衛
大窪	小谷新右衛門	一金壹百圓	松尾	石岡庄助

寄附者總人員五百四拾九名なるも省略す。

第七節 運動場擴張及び御眞影奉安庫の建設

大正十年以來本縣學務當局體育を獎勵せるを以て、縣下各地に屋外運動場を擴張するもの多く、隣村西大路校、北比都佐校亦擴張を行ふ。本校は明治四十一年小學校敷地選定の際全部面積五千四百坪内に屋外運動場壹千七百坪を分ち、縣下稀觀の大







内 譯

金參千四百拾四圓五拾壹錢	建 設 費
金百九拾四圓拾五錢	庭 園 費
金百六拾四圓五拾九錢	落 成 式 費
金七拾八圓五拾七錢	郵 便 及 印 刷 費
金參圓五拾錢	雜 費
以上	

昭和三年十一月十日 今上陛下御即位式記念として、運動場周圍に樺苗五十株校庭に桐苗十株を植栽す。

昭和四年十月二十五日、朝香宮殿下は陸軍歩兵大佐陸軍大學教官として、同大學生十六名を引率し給ひ、臨地戰術御指導の爲め小學校に御台臨あらせらる。廿五日は午前九時より午後三時半迄、翌二十六日は午前七時より同八時半まで御臨校在り。出發當日奉安庫前に稚松を御手植あらせられ、忝くも皇室尊崇の好記念たる跡を垂れさせ給ふ。

第八節 御眞影勅語謄本拜戴

明治天皇陛下御眞影拜戴	明治二十三年五月二日
教育に關する勅語謄本拜戴	同 二十四年二月十一日
大正天皇陛下御眞影拜戴	大正四年十月二十八日
皇太后陛下御眞影拜戴	大正五年十月三十日
天皇 皇后兩陛下御影拜戴	昭和三年十月六日

第九節 新築以後の小學校教育方針

大正貳年四月落成式を舉行したる新校舎は、普通教室二十一、特別教室七、其他諸室十、計三十七室、建坪一千二百九十二坪、縣下有數の大校舎たり。位置の選定は當を得、四隣田園にして街衢の喧騒を避け、視界は遠く開けて大氣は清澄す。東には高く綿向の秀嶺を仰ぎ、近く綿向神社の幽邃なる森林を望み、西は鏡山雪野山を隔て、比良比叡の翠嶂を遙望し、眞に育英の好適地なり。而して校舎は全部平屋建にして規模宏大特に基礎に意を用ひ、悉く花崗岩を埋めて堅牢ならしめ、正門は巨大なる石柱を



對立し、玄關に照應して自ら雄大剛健なる氣象を涵養するに足る。今や之に移轉したる兒童職員は、所謂心機一轉、勉學愈々努め修業是れ勵む。大正四年橋本校長職を辭し、豊田訓導代つて校長となる。益々教法及び教材の研究を奨励し、國民精神の涵養に盡瘁し、兒童の學習を鼓吹し、校運は愈々進展せり。

明治の末、兵庫縣明石女子師範學校に主事及川平治あり、動的教育法を高唱し、訓導、長良郡治、亦之の教育法に通じ相待つて之れが普及に勉めたれば、動的教育法は一時關西初等教育界を風靡せり。

抑明治初年に我國に入りたる教育學は、米のノーゼンド及スペンサー等の實利主義的のものなりしが、明治二十一年よりヘルバルト派の主知主義學說傳はり、爾來此の學說は一時初等教育界に盛に唱導せらるゝに至れり、次で明治の末期に至りて歐米に於ける幾多の教育學說相前後して我國に傳はり、實驗教育學、自由教育學、社會教育學、作業主義の教育、藝術教育、動的教育法、學習法等主要なるものにして、教育の八大主張等と唱ふるものあり。然れども大勢はヘルバルト派の主知的見解より主意的見解に向ひたり。久しく從來の學說に夢過したる初等教育界は、頓に生氣を帶び、教育學說の研究は隨所に勃興せり。就中動的教育法は近畿地方に喧傳せられ、本郡當

は特に此の教育法を奨励し、及川主事、長良訓導を招聘して屢講習會を開き、全郡悉く動的教育法を實行するに至れり。幾何もなく本郡の動的教育法は、其名聲明石師範を凌駕して、參觀者は郡内に集中す。當町小學校は時恰も新校長の銳意改善を企圖するあり、校舎の新築設備の完成と相須つて名聲愈々振ひ、參觀者は日々に集まり應接暇なきに至れり。

惟うに、小學校教育の精神は終始一貫教育に關する勅語の御聖旨を實踐躬行するにあるは勿論なりと雖も、その實際的方法は全く教師其人の人格、修養、手腕に待つもの多く、是れやがて各種學說の行はる所以なり、然も事業には一張一弛を免がれず。さしも全郡を風靡したる動的教育法も年次を経るに従ひ漸次其聲を潜め、奈良の學習法漸く喧傳せらるゝに至り、更に大戰以後デモクラシーの思想普及すると共に、デモクラシーを標榜する米國の思想、特にデュイイの學說に傾き、教育の社會化を主張するものあり。之に對してナトルプの理想主義社會教育學を宣傳するものあり、一方に於て精神的、歴史的、文化的を高唱する文化的教育學の漸く歡迎せらるゝあれば、他方に於て實驗教育學、及教育測定、知能測定等の盛に研究せらるゝあり。教育思想界は百花爛熳の如し。此の間校長は學說に拘泥せず、採長補短常に勅語の御聖旨を奉



戴し、孜孜として教材の研究に勉め實力の養成を計り、一意成績の向上に畫瘁せり。  
 大正十三年羽田校長職を辭す。後任宇野校長前者の施設經營を繼ぎ、大正十四年  
 運動場の擴張成るや益々運動を奨勵し、又皇運扶翼の教育を唱ふ。次で縣の指示に  
 従ひ手工科の設備を整へ、校規を印刷して實行を勸奨す。昭和四年職員の設定を増  
 加し共力一致校運の進展を企圖せり。昭和五年度に於ては兒童一千百七名學級二  
 十一、教員二十六名、經費貳萬六千貳百七拾五圓なり。

第十節 管理者學務委員校長校醫

管 理 者 學 務 委 員 學 校 長 學 校 醫

矢野定治郎 自二三、一一  
 至二三、二一  
 小谷 朝長 自二三、一一  
 至二七、六

横田喜兵衛 自二二、  
 至二五、六

河村 元房 自一九、  
 至二一、六  
 田口 義治 自二一、  
 至二二、四  
 奥野 幾藏 自二二、  
 至二三、六

中井源三郎 自二五、  
 至二八、一  
 山中安太郎 自二五、  
 至二七、九

中井源三郎 自二七、  
 至三〇、四

正野 玄三 自二五、  
 至二六、二  
 矢野定治郎 自二七、  
 至二九、二

山田 富藏 自二八、  
 至三二、一

山中安太郎 自二九、  
 至三〇、五

三添庄次郎 自三〇、  
 至三二、六

山中安太郎 自三二、  
 至三三、一

小谷作五郎 自三二、  
 至三三、一

辻 惣兵衛 自三三、  
 至三四、五

横田喜兵衛 自三三、  
 至三七、六

野澤 庄吉 自三三、  
 至三七、四

橋本 岩記 自三三、  
 至大正四、七

山中安太郎 自三四、  
 至三四、一

石井 權八 自三五、  
 至三五、八

木田 助藏 自三六、  
 至三七、二

北浦彌左衛門 自三七、  
 至三七、六

原 馨 自三〇、  
 至三七、四

橋本 岩記 自三三、  
 至大正四、七

岡田 瑞穂 自三七、  
 至四一、〇

澤田五兵衛 自三七、  
 至三九、三



管 理 者

學 務 委 員

學 校 長

學 校 醫

高井作右衛門 自三九、六  
至四〇、九

橫田喜兵衛 自三七、八  
至四一、六

西村市良右衛門 自三七、八  
至四一、三

安井萬次郎 自三七、二  
至三七、四

正野 玄三 自四二、一  
至四四、二

豐田 穰 自三八、四  
至四一、五

正野 玄三 自四一、一  
至四二、四

林 直吉 自四一、一〇  
至四二、三

山 中 安 太 郎 自四一、七  
至四四、七

島 崎 善 平 自四三、七  
至四五、七

正 野 玄 三 自四四、二  
至四四、二

石 岡 清 藏 自四五、一  
至四五、三

山 中 安 太 郎 自四五、八  
至四五、八

高 尾 甚 七 自四五、三  
至四五、三

野 田 東 三 郎 自大正三、二  
至大正七、二

岸 和 田 喜 三 郎 自大正七、二  
至大正七、二

羽 田 穰 自大正四、七  
至大正三、五

藤 村 市 郎 治 自大正八、三  
至大正九、三

寺 澤 子 有 自大正八、五  
至大正三、三

野 田 六 左 衛 門 自大正九、一  
至大正三、一

寺 田 宗 三 郎 自大正九、三  
至大正〇、三

山 中 兵 右 衛 門 自大正一〇、一〇  
至大正一〇、一〇

中 井 源 左 衛 門 自大正二、一  
至大正三、七

西 村 薰 男 自大正一、四  
至大正一、四

高 井 作 右 衛 門 自大正一、三  
至大正一、二

野 田 東 三 郎 自大正三、一  
至昭和三、一

宇 野 寬 一 自大正三、七  
至大正一三、七

中 井 源 左 衛 門 自大正三、一  
至昭和三、一

高 井 商 二 自昭和五、二  
至昭和五、二

橋 田 治 右 衛 門 自大正三、一  
至昭和三、一

北 條 宗 吉 自大正二、九  
至昭和二、三

光 吉 不 二 雄 自大正一四、一  
至大正一四、一

寺 澤 護 法 自昭和四、四  
至昭和四、四

井 上 喜 兵 衛 自昭和三、一  
至昭和三、一

岡 治 兵 衛 自昭和三、一  
至昭和三、一

高 井 作 右 衛 門 自昭和五、三  
至昭和五、三

蒲 生 厚 美 自昭和四、四  
至昭和四、四

正 野 玄 三 自昭和五、六  
至昭和五、六

島 崎 善 平 自昭和五、六  
至昭和五、六



第十一節 教員兒童經費一覽表

年度	兒童		合計	學級		合計	教員		合計	經費
	尋常	高等		尋常	高等		男	女		
明治三三	三三	三四	一〇一四	九	七	一六	一五	二	一九	四、八五三
三四	三五	三三	一〇一九	九	七	一六	一五	四	一九	五、一〇〇
三五	三六	三三	九九八	一〇	六	一六	一五	三	一八	五、〇一九
三六	三七	三三	九九四	一〇	七	一七	一四	三	一七	五、一五八
三七	三八	三三	九九九	九	六	一五	一四	三	一七	四、六七六
三八	三九	三三	九九三	八	六	一四	一四	三	一八	五、八二六
三九	四〇	三三	九八六	一〇	七	一七	一四	七	二二	五、四一三
四〇	四一	三三	九八八	一〇	七	一七	一五	六	二二	五、七三九
四一	四二	三三	一、〇四三	一〇	七	一七	一八	七	二五	六、八二九
四二	四三	三三	九八六	一七	二	一九	一六	七	二三	六、四七四
四三	四四	三三	九七一	一七	二	一九	一四	七	二二	六、七四四

第二章 明治以後の初等教育

年度	兒童		合計	學級		合計	教員		合計	經費
	尋常	高等		尋常	高等		男	女		
大正元	四九	四七	一、〇六五	一七	二	一九	一五	七	二二	七、六〇一
二	四九	四六	九八六	一六	二	一八	一三	八	二二	七、九九三
三	四九	四六	九八六	一七	二	一九	一三	八	二二	七、九四二
四	四九	四六	一、〇一〇	一七	二	一九	一四	八	二二	八、五六一
五	四九	四六	一、〇三三	一七	二	一九	一六	七	二三	八、三六三
六	四九	四六	一、〇三五	一八	二	一九	一五	七	二三	八、六一〇
七	四九	四六	一、〇三三	一八	二	二〇	一六	六	二三	一〇、三五八
八	四九	四六	一、〇八六	一八	二	二〇	一六	六	二三	一一、五六三
九	四九	四六	一、一三三	一八	三	二二	一七	七	二四	一二、五六三
一〇	四九	四六	一、〇八二	一八	三	二二	一六	七	二四	一二、〇一四
一一	四九	四六	一、〇八二	一八	三	二二	一六	七	二四	二七、三五五
一二	四九	四六	一、一〇〇	一八	三	二二	一五	八	二三	二六、五二四
一三	四九	四六	一、〇九〇	一八	三	二二	一四	八	二四	二六、五〇五
一四	四九	四六	一、〇六三	一八	三	二二	一五	八	二五	二五、七七一



昭和元		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六
一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二四、六七	二四、六七	二四、六七	二四、六七	二四、六七	二四、六七	二四、六七	二四、六七	二四、六七	二四、六七
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九
一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二七、〇三	二七、〇三	二七、〇三	二七、〇三	二七、〇三	二七、〇三	二七、〇三	二七、〇三	二七、〇三	二七、〇三
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九	四三九
一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二六、七五	二六、七五	二六、七五	二六、七五	二六、七五	二六、七五	二六、七五	二六、七五	二六、七五	二六、七五

備考 經費ハ昭和四年迄ハ精算額同五年ハ豫算ナリ

### 第三章 裁縫學校

明治三十八年戰役記念事業として裁縫學校を附設し、裁縫家事科の外に修身、國語、算術、唱歌、體操科を加へ、尋常科卒業及び高等科半途退學者の女子三十餘名を收容し、女子補習教育の目的を以て教授せしが、四十年四月町立女子手藝學校の創立の運に至るや、裁縫學校は全部之を新設の同校に移したり。

### 第四章 女子手藝學校の設置と校舎の新築

明治三十八年三月日露戰役記念事業として、町立裁縫學校を日野小學校に附設せ

るもの實に本校の濫觴なり。爾來裁縫學校の生徒は年を逐ふて増加し、獨立の經營をなさざるを得ざる情勢に赴くや、恰も好し四十年十一月縣會に於て、日野町に縣立女子手藝學校を設立すべしとの建議案成立し、翌四十一年二月本郡會に於て創立補助費金參千圓支給の議を決したり。是に於て本町會は其の三月町立女子手藝學校の設置を決議し、九月認可を稟請し、十月十三日許可を得、敷地建物を買収して建築に着手し、四十二年三月三十日竣工を告げたるを以て、爰に小學校附設の裁縫學校を廢し、其生徒と他の志願者とを併せ、四月五日入學式を舉げ、同月十六日開校の典を舉ぐ。之を日野町立女子手藝學校と稱す。  
此時より小學校に於て女子の高等科に入らんとする者を此學校に移すことなせり、小學校高等科に女子なきは是が爲なり 開校式に朗讀せる申告書並に町長の式辭左の如し。  
縣知事川島純幹氏本郡長北川良愼氏の祝詞あるも之を割愛せり

申告書

不肖等

敢テ自ラ揣ラズ乏シキヲ本町立諸學校建築委員ノ職ニ承クルヤ、以來日野町女子手藝學校設置ノ業ニ着手シ、今ヤ豫定ノ工ヲ竣ヘ、本日ヲトシ開校ノ式ヲ舉行セラ  
ル、ニ際シ、建築工事ノ梗概ヲ申告セントス。

抑々日野女子手藝學校ハ、明治四十一年六月二十九日日本町會ニ於テ之ガ設立ノ議



ヲ決セラレ、而シテ地ヲ相スルニ元日野製絲場ヲ以テセラル。同年七月十一日買收ノ約アリ、之ヲ校舍ニ改修スルニ臨ミ、或ハ範ヲ幾多ノ他府縣ニ求メ、教ヲ先輩識者ニ仰ギ、其大綱漸ク定マリ、同年九月十六日ヲ以テ工ヲ起シ、其竣功ヲ告ゲタルハ實ニ本年三月三十日ナリ。然シテ本校地ハ元日野製絲場敷地ノ外、接續要地貳筆ヲ買收シ、坪數一千六百十六坪、反別五反三畝二十六步ニシテ、建物ハ職員室、宿直室及作法室壹棟、教場八、整容室一棟、雨中體操場、食堂、割烹室、洗濯室等一棟、寄宿舎一棟、器具室兼使丁室一棟、及附屬廊下二棟、便所一棟ニシテ、建坪合計五百六十八坪七合五勺、内二階百五十二坪二合五勺ナリ。此費金土地建物代金六千五百拾八圓貳拾八錢、改修諸費金參千五百七拾六圓貳拾壹錢、計金壹萬九拾四圓四拾九錢ニシテ、外設備費約金貳千圓ヲ要シ、内建築費ハ本郡費ノ補助金ト地方有志者ノ寄附金ヲ以テ悉ク支辨ヲ了シタリ。然ルニ寄宿舎ニ充ツベキ建物ハ日野警察分署假廳舎ニ貸與ノ爲メ、未ダ以テ改修ノ完成ヲ期セザルハ事情止ムヲ得ザル所ナリ。上級ノ如ク經營ノ期間九ヶ月ノ久シキニ彌リ、且巨額ノ費金ヲ要シタルニ比シ、本校ノ希望ニ副フモノ甚ダ少キヲ覺ユ。冀クハ不肖等ノ不敏ヲ恕シ、又本校ノ元土地建物ノ所有者タル伊藤甚造等ノ買收ヲ快諾セラレタルト、中村伴ガ工事監督ノ

周到ナルト、其請負人等ノ誠實事ニ從ヒタル功績ヲ嘉賞セラレンコトヲ。

明治四十二年四月十六日

滋賀縣蒲生郡日野町立日野女子手藝學校

建築委員總代 高井作右衛門

### 式 辭

茲ニ本日ヲトシ、吾日野女子手藝學校開校式ヲ舉グルニ方リ、縣知事閣下並ニ貴賓諸賢ノ臨場ヲ忝ウシタルハ本町ノ最モ光榮トスル所ナリ。想フニ國家ノ文明ハ家庭ヲ基本トシ、一國文明ノ應ニ實現スベキ一切ノ勢力ハ皆家庭ノ裡ニ潜在スト謂フベシ。而シテ家庭ヲ主宰スルモノハ女子ニシテ、女子ハ人ノ妻トナリ、母トナリ、家政ヲ整へ、以テ男子ノ内助者タルコトヲ其天職トスベシ。女子教育ガ國運發展ノ上ニ重大ナル關係ノ存スルハ言ヲ俟タズシテ炳カナリ。本町ハ曩ニ是ニ見ル所アリ、明治三十八年三月戰役記念事業トシテ裁縫學校ヲ町立小學校ニ附設シ、其端緒ヲ開キシ以來爰ニ四ケ年ヲ經過セリ。漸次發達ノ機運ニ向ヒツ、アリシガ、適々縣知事閣下ノ指導ト郡當事者ノ贊助トニヨリ、本校經營ノ緒ニ着キ、遂ニ本日アルニ到リタルハ本町ノ深ク感謝スル所ナリ。



抑々本校ハ女子ニ須要ナル手藝及普通科ノ一斑ヲ授ケ、並ニ婦徳ヲ養フヲ以テ本旨トスルガ故ニ、本課ニアリテハ手藝科ノ外ニ諸種ノ教科ヲ設ケタリト雖モ、別ニ專修科ヲ置キテ普通學科ヲ省キ手藝ノ速成ニ便セリ。然シテ本校ノ教育ハ常ニ實用ノ適切ナルヲ以テ特色トナサントス。

特ニ本校創立ニ際シテ縣知事閣下ノ周到ナル人選ニ依リ、最モ適當ナル學校長ヲ迎フルヲ得。以下職員モ亦遺憾ナク組織セラレ、立ロニ百三十餘名ノ生徒ヲ收容スルノ盛況ヲ呈シタルハ、町民ノ歡喜措ク能ハザル所ナリ。

敢テ生徒諸子ニ望ム。本校生徒タルモノハ、師ノ命ニ從ヒ課業ヲ勵ミ其業ヲ卒フルコトヲ勉ムルハ勿論ナリト雖モ、專ラ徳性ヲ養ヒ、圓滿高潔ナル淑女タランコトヲ期スルハ一日モ忘ルベカラザルベシ。

終リニ臨ミテ、來賓諸賢ノ翼賛ヲ仰ギ將來益々本校ノ隆盛ナランコトヲ冀フ。聊カ素懷ヲ陳シテ式辭トス。

明治四十二年四月十六日

滋賀縣蒲生郡日野町長 島崎善平

建築委員

諸學校臨時建築委員

諸學校とあるは當時小學校建築の際にして兩者の兼職なり

一、事務員

正野 玄三

門阪伊三郎

寺田宗三郎

石岡清藏

西村市良右衛門

高井作右衛門

山田富藏

二、普通委員

福本 徳松

吉田源平

岡正吉

野田東三郎

山中安太郎

北川半治郎

石岡庄助

中田淺吉

北浦彌左衛門

森佐右衛門

小森徳次郎

大野岩吉

村井福次郎

一、創立事務取扱囑託

橋本 岩記

豊田 穰

中村 伴

一、校舍改築工事監督技術員

一、建築事務取扱主任

助役 澤田五兵衛

同 事務取扱

同 元藤雄司

同

同 吉田基

四十一年九月退職

四十一年十月就職



同 同

書記 中野 文七  
同 藤澤 寅藏

特に建築委員を掲げたるは、當時小學校の建築もあり、日野に於ける近來の大工事に  
して、其勞も亦多大なればなり。  
更に此工事の詳細を記すれば左の如し。

敷地總坪數

一千六百十六坪

(明治四十二年六月末調)

一、教室

百八十八坪

一、體操場

三百九十七坪

一、屋内體操場

三十六坪

一、蔬菜園

百坪六合

一、花園

十九坪四合

一、其他

三百二十三坪二合五勺

### 第五章 日野町立實科高等女學校

大正三年三月に至り、從來の女子手藝學校の名稱を廢し、日野町立實科高等女學校

と改む。爾來生徒愈々増加し教室の狹隘を告ぐるに至り、大正五年十二月二十二日  
町會は校舍増築の議を決し、同月二十五日起工せしも、近年稀なる降雪の爲め木材の  
搬出意の如くならず、且つ物價非常に暴騰し、又各種事業の勃興の爲め職工の不足を  
告げ、工事の進捗を妨げ、大正六年十一月に至りて竣成せり。即二階建教室三、教員室  
一、階段及通行廊下物入一棟、此建坪六十坪、平家建玄關一棟、此建坪三坪、同渡り廊下一  
棟、此建坪九坪三合一勺、合計七十二坪三合一勺、之に要せし費額金六千六百貳拾四圓  
なり。是に於て同月三日を以て落成の式を舉げ、建築委員總代島崎善平の申告、町長  
野田東三郎の式辭、郡長の告辭、來賓の祝詞あり。式了りて宴會を開けり。此日より  
三日間生徒の成績品を陳列し、一般公衆に縦覽せしめしに、遠近來り觀る者絡繹とし  
て踵を接せり。

#### 教科及學級編制

(自明治四十二年四月  
至大正三年三月)

##### 1 教科目

(本教科目中手藝と稱するは裁縫  
造花刺繡袋物編物等を包含す)

本科 修身 手藝 家事 國語 算術 地理 歷史 理科 圖畫 唱歌 體

標 (隨意科目 茶道 生花)

專修科 修身 手藝 家事 體操 (隨意科目 同前)



專攻科 家事手藝の一科目若くは二科目 (明治四十三年度より開始)

但し、本科の家事は第三學年より授くる事となりしが、四十三年度より第二學年より課する事に改め、專修科の隨意科目に國語算術の二科目を加へたり。

2 學級編制

明治四十二年度の分

科別	學級		學年
	第一	第二	
本	第一	第二	第一學年
科	第二	第三	第二學年
專修科	第一	第二	第三學年
科	第三	第四	第一學年

明治四十三年度以降

科別	學級			學年
	第一	第二	第三	
本	第一	第二	第三	第一學年
科	第二	第三	第四	第二學年
專修科	第一	第二	第三	第三學年
科	第四	第五	第六	第四學年

斯の如くして校を開き業を始めしが、猶寄宿舎を缺くを以て、町家を借りて寄宿舎に

充て生徒を收容せしも、年を逐ふて生徒増加し來れるにより、更に民家を借りて、第二寄宿舎とす。然るに、借家返却の期至りたれば、生徒を舊舎内に移すの已むなきに至り、明治四十四年有志相謀り寄附金を募集し九月寄宿舎新築の工を起し、翌四十五年三月竣成せり。敷地九十七坪一合、建坪九十五坪二合五勺、總坪數二百七十六坪、經費金四千參百拾五圓貳拾五錢九厘を要せり。其室數等次の如し。

- 一、寄宿舎
- 一、靜養室
- 一、食堂
- 一、理髮室
- 一、雞舎
- 一、舍監室
- 一、炊事室
- 一、物置
- 一、附屬蔬菜園
- 一、舍室
- 一、浴室
- 一、便所

寄附

明治四十四年寄宿舎建築費中へ寄附

- 金參百拾圓 高井作右衛門
- 金參百拾圓 山中安太郎
- 金百九拾五圓 正野 玄三
- 金參百拾圓 中井源左衛門
- 金百九拾五圓 若村源左衛門
- 金百拾圓 北浦彌左衛門



金百九拾五圓	島崎善平	金貳百四拾五圓	野田六左衛門
金貳百四拾五圓	辻惣兵衛	金百拾圓	岸和田藤八
金百五拾圓	井上喜兵衛	金百五拾圓	岡伊右衛門
金百拾圓	谷米太郎	金百拾圓	矢野久左衛門

合計金貳千七百四拾五圓

大正三年二月三日高井愛蓮寄附

一、日本勸業銀行株券 五拾株 此拂込金壹萬圓

二、日本勸業銀行株券<sup>第一新株</sup> 五拾株 此拂込金八千七百五拾圓

但未拂込額壹千參百五拾圓は拂込期に至り同人より拂込の事

一、金百圓 石岡清藏寄附

一、金貳百圓 岸和田ぢう寄附

一、金參百參拾圓 寄附者六人

高井作右衛門 山中安太郎 辻惣兵衛 野田六左衛門

島崎善平 若村源左衛門

大正七年校門及石牆木柵建設費

一、校旗一旒 金百貳拾圓 林直吉

一、移轉奉安所 金四拾圓 中井源左衛門

一、廣文庫一部 金百貳拾圓 高井作右衛門

此他金員物件の寄附るもの多し頗る多きも之を略せり。

大正八年本校新築費寄附

金六百圓 高井作右衛門 金五百圓 山中安太郎

金五百圓 中井源左衛門 金五百圓 島崎善平

金參百五拾圓 野田六左衛門 金貳百五拾圓 若村源左衛門

金百拾圓 藤村市郎治 金百拾圓 谷長右衛門

金百圓 井上喜兵衛 金四拾圓 辻善兵衛

合計金參千六拾圓

基本財産并蓄積條例

公債金貳千九百圓

株券金貳萬圓

現金貳拾五圓參拾貳錢



計金貳萬貳千九百貳拾五圓參拾貳錢 大正六年四月調

基本財産蓄積條例は町の部に入るべきものなれども、閱覽の便を圖りて左に之を掲げたり。

學校基本財産増殖法

日野町會の決議を経たる日野町立日野實科高等女學校基本財産蓄積條例、本縣知事の許可を得て左の通り制定す。

大正四年七月一日

日野町長 野田東三郎

日野町立實科高等女學校基本財産蓄積條例

第一條 本町は本條例の規定に依り毎年度日野實科高等女學校基本財産を蓄積す

第二條 左の収入は基本財産として蓄積す

一 日野實科高等女學校基本財産中日本勸業銀行株式より享たる配當金の八分の參

二 前號以外の日野實科高等女學校基本財産より生ずる収入の全部

三 使用の目的を定めたる寄附金を除くの外日野實科高等女學校に屬する臨時の収入

第三條 日野實科高等女學校の爲め臨時の經費を要し本町に於て公債を起す場合は町會の決議を経て其の償還を了する迄前條第二號及第三號の蓄積を停止又は減額することを得

第四條 本條例に依る蓄積額は金拾萬圓を以て最少限度とす此場合に於て有價證券は券面拂込により計算す

第五條 基本財産に編入すべきものは毎年度歳計豫算を以て之を定む

第六條 基本財産の收支決算の要領は毎翌年度之を告示す

附 則

本條例は公布の日より施行す

本條例第二條第一號の蓄積は大正四年度に限り四分の一とす從來蓄積したる財産は本條例により蓄積したるものと看做す

御眞影並に教育勅語謄本拜戴

大正七年五月二十八日

天皇陛下皇后陛下の御眞影を奉戴す。因て翌二十日午前九時拜戴式を舉行せり  
大正七年六月三日教育勅語謄本を拜戴す。



### 第六章 日野高等女學校

大正九年四月一日高等女學校に昇格し、滋賀縣日野高等女學校と改稱せり。

#### 一、教科目及學級編制 (自大正九年四月至大正十一年三月)

##### 1 教科目

本科 修身 國語 外國語(英語) 歷史 地理 數學 理科 圖畫 家事 裁

縫 手藝 音樂 體操 (但し外國語は隨意科目とす)

補習科 修身 教育 裁縫 家事 體操 (但し教育は隨意科目とす)

本科補習科共に課外として茶道及生花を授く

##### 2 學級編制

科	本			科別
	第 三	第 二	第 一	
第 三 年	第 二 年	第 一 年	第 一 年	學 年

科選	科習補		
		第 五	第 四
第 一 年	第 一 年	第 四 年	第 四 年

但し選科は校則になきも生徒の希望により、特に入學を許したるものなり。

### 第七章 滋賀縣日野高等女學校

明治三十八年三月女子手藝學校として生れし當町の女學校は、大正三年に至り町立日野實科高等女學校と改稱され、同九年四月更に日野高等女學校と改稱し、本科四年補習科一年の外選科を置く。同十一年二月二日滋賀縣立高等女學校に移管され、同四月一日より開校の認可あり。即ち四月十二日第一回入學式舉行し、町立高等女學校の生徒を引継ぎ、他に新入學生を收容す。六月十日開校式舉行、縣知事堀田義次郎臨場す。大正十三年一月校地を大字上野田に相し、校舍新築工事を創め、十二月本館竣工、同十四年三月理化教室竣成す。是に於て四月舊校舍より移轉す。大正十四年八月作法教室及び割烹教室竣り、十五年三月小使室及び便所竣工、昭和二年十月雨

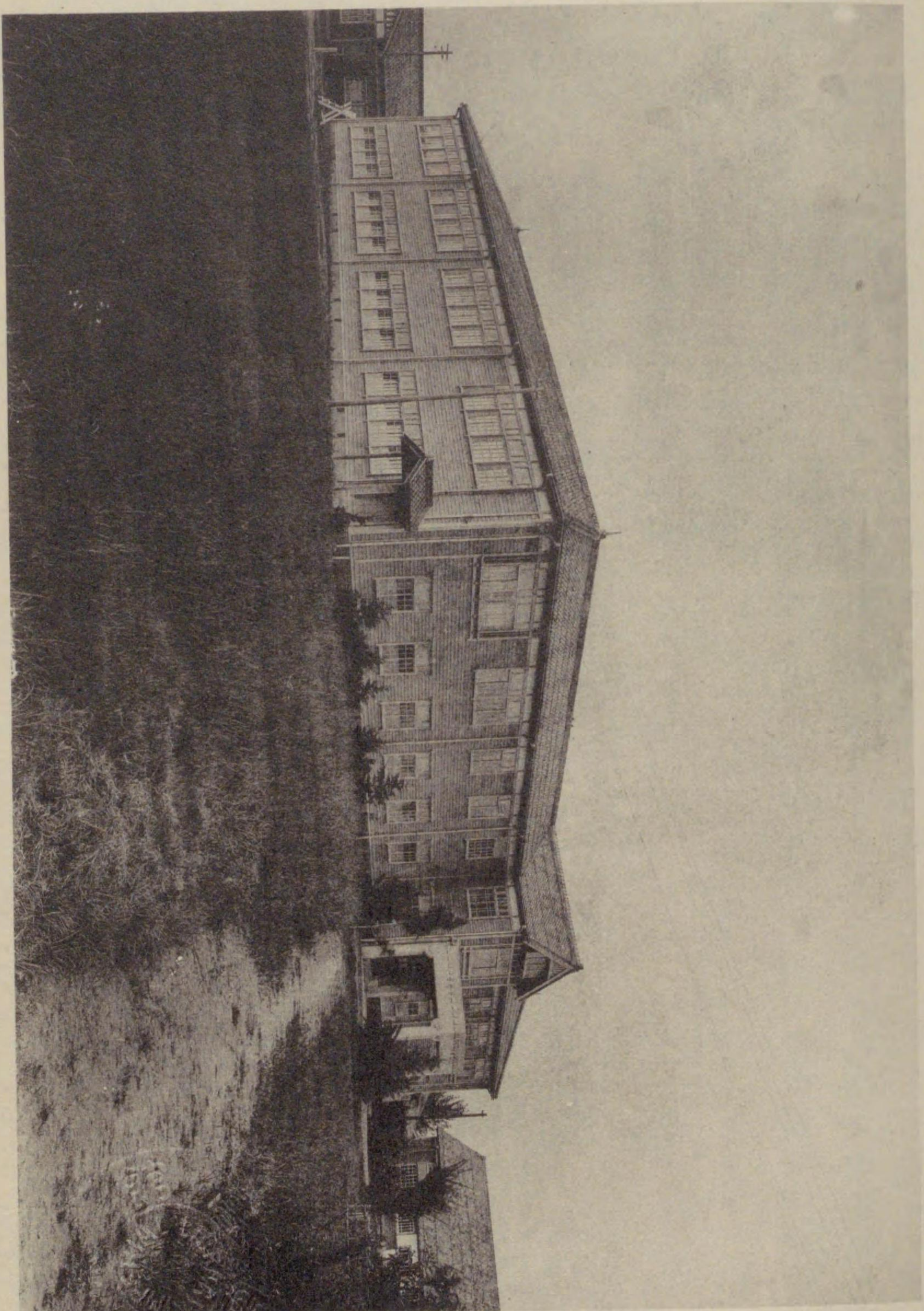


天體操場新築就る翌月六日落成披露を兼ね、音楽演奏會を開催し一般に公開す。同三年十月六日天皇后兩陛下の御眞影を拜戴す。同月二十一日校庭に於て縣下女子中等學校運動競技大會を開く。同四年六月五日大阪城東練兵城に於て學校長福惠道暢外職員五名補習科生八名本科四年生四十七名に對し御親閱を賜ふ。同年八月寄宿舍新築落成し九月移轉す。同年十月二十五日朝香宮鳩彦王殿下陸軍大學演習の爲め本町に御來臨ありし時本校に台臨あり。各教室を巡覽し給ふ當昭和五年染色兼洗濯教室及び倉庫を建築す。開校以來の校名氏名左の如し。

- |       |              |
|-------|--------------|
| 長坂民吉  | 大正十一年三月三十一日任 |
| 小村一也  | 同 年八月七日死亡    |
| 八木與二郎 | 同 年八月七日任     |
| 福惠道暢  | 同 年九月二十日免    |
| 前田靜平  | 大正十一年九月二十日任  |
|       | 同 十四年八月十九日轉任 |
|       | 大正十四年八月十九日任  |
|       | 昭和五年四月十八日轉任  |
|       | 同 年四月十八日任    |
|       | 現 中          |

### 第八章 幼稚園

#### 第一節 私立幼稚園



滋賀縣立高野高等女學校





本町小學校の設備漸く整ふるに至るや、更に幼児保育の必要なるを感じ、有志正野  
玄三、西村市良、右衛門、原馨等幹旋盡力し、相計りて大窪町興仙寺内に保育所を假設し、  
其十二月九日を以て創立の式を擧ぐ。是を日野町に於ける保育事業の嚆矢とす。

明治二十六年十二月九日開園

一名 稱 私立日野幼稚園

一、園 長 矢野定治郎

一、保 姆 竹岡登免

一、幼 兒 西村さく 本日の入園幼児なり

當時幼稚園の設置あるや、其趣意を誤解し、之に入園するものは有産階級の幼児にし  
て、一般幼児の入園すべき所にあらずと思ふ者多く、入園者極めて少きを以て、發起人  
に於て保育の旨趣を説明し、勧誘に是れ努めしを以て、十二月末日迄には左の入園兒  
を増加せり。

男 兒 小谷藤治郎 松山政太郎 小谷 正三 木村 彦三 正野玄次郎

女 兒 山中 きみ 野田 みさ 西村そと江 伴 き く 小川 すゑ

而して日を経るに従つて尙次第に入園者の數を増し、遂に男兒十五名、女兒二十名計



三十五名に達し、保育場の狹隘を告ぐるに至れり。爲に新築の必要起り、正野玄三、山田富藏、西村市良右衛門等大津に赴き、親しく幼稚園の設備を視察し、更に縣の紹介を得て京都に至り、二三幼稚園の視察調査を遂げ、新に園舎を建築することとせり。即ち歸來勿々有志者を勧誘し、寄附金の募集に奔走して、八百餘圓を得たり。依て地を今井町に卜し、直に工を起し、翌二十七年十月二十七日落成式を舉行す、即ち園兒は嬉々として新園舎に移る。

新園舎は元より私立なれば、全部有志の寄附行爲より成れり。其奇特者の氏名は確乎たる記録なきを以て、全部を網羅するを得ざるも大要左の如し。

敷地全部 中井源三郎

寄附金 正野 玄三

中井源左衛門

中井源三郎

井上喜兵衛

矢野久左衛門

岡 伊右衛門

原 馨

山田 富藏

西村市良右衛門

矢野定次郎

## 第二節 町立幼稚園

創立以來設立者及賛成有志者の醸出金を以て、支持し來りし、私立幼稚園は、明治貳拾八年七月其全部を町に寄附したるを以て之を採納し、七月二十一日より日野尋常高等小學校附屬幼稚園とす。園兒増加したるを以て之を二組とす。三十五年六月増築落成、大正二年小學校の移轉後其舊校舍に幼稚園を移す。移轉後の園舎は舊校舍なれば年次を得るに従ひ腐朽の部分多きを加ふるを以て、之を修繕するよりも寧ろ新位置を相して新築するに如かずとの議起り、即ち地を小學校の南方隣接地に定め、面積壹千七百七拾坪を劃し、整地費一萬一千八百十八圓を投じ、大正十三年五月を以て土木工事を完成せり。

大正十五年三月十四日幼稚園新築につき、建築委員を囑託す氏名左の如し。

山中兵右衛門

中井源左衛門

中野 陽平

橋田治右衛門

藤村 市郎治

石岡 清藏

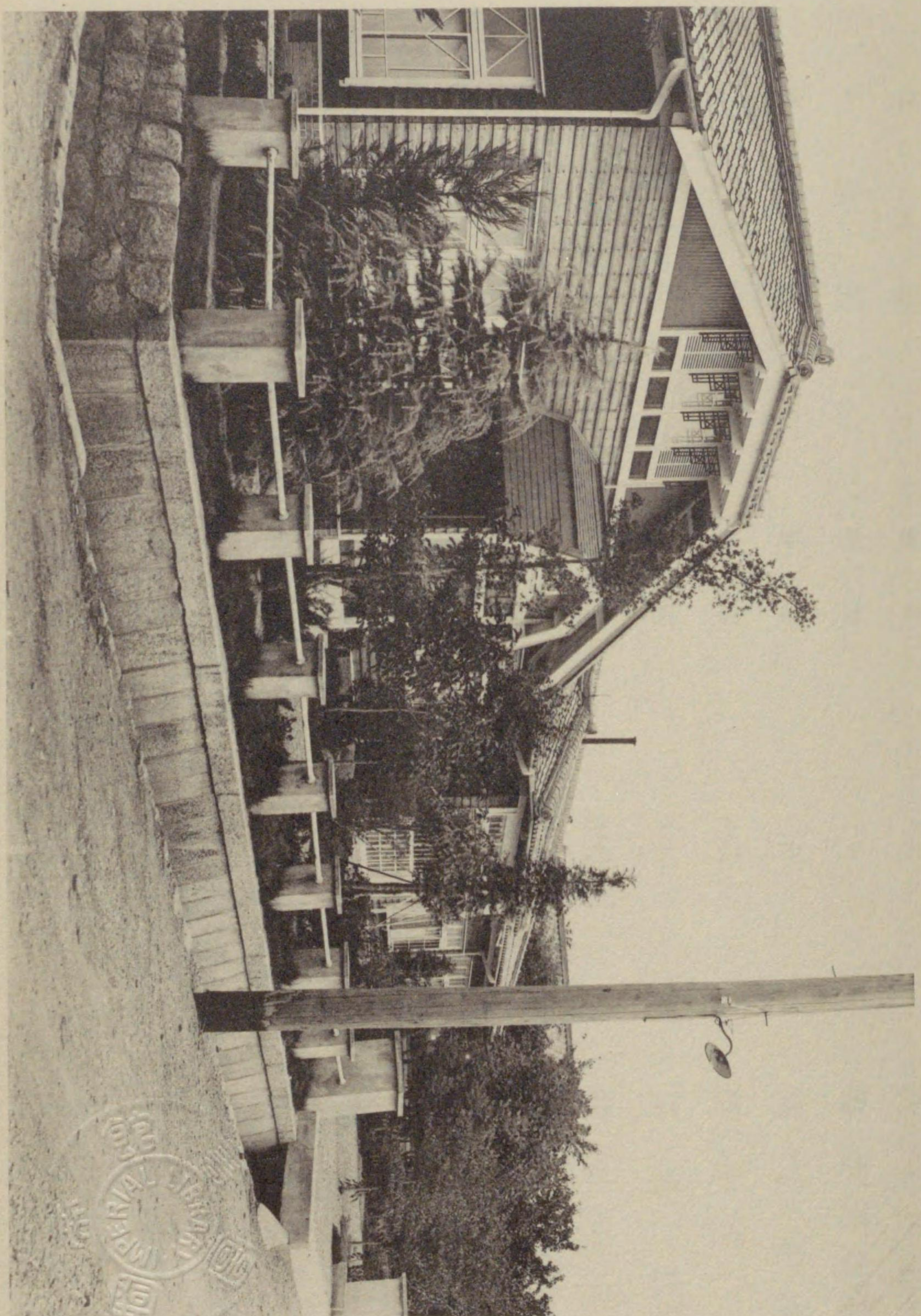
辻 與三郎

設計は本縣本多技手之を爲し、工事は請負師井上彦治郎之を擔當す。大正十五年十月着手し、昭和二年四月工を竣はる。總建坪六百十六坪、工費參萬圓、運動用具費二千八百貳拾貳圓、總經費四萬四千六百四拾圓を要せり。新園舎の建築に伴なひ、之に必要な器具機械は全部有志の寄附とす。その篤志者左の如し。



新幼稚園備品寄贈者

品目	數量	價格	寄贈氏名
オルガン	壹臺	一二四円	藤村市郎治
同	壹臺	一二四	矢野義
同	壹臺	一二四	岸和田喜三郎
同	貳臺	二四八	辻惣兵衛
移動式之リ臺	貳臺	一一六	正野玄三
回轉木馬	壹臺	八〇	若村源左衛門
同	壹臺	八〇	若村源太郎
大型遊動木	壹臺	四八	井上喜兵衛
木型汽車	貳組	三七	谷長右衛門
木型押馬	參臺	一七	守村儀一郎
砂場遊戯用具	參組	六	同人
同	拾四組	二七	小龜勝之助
椅子	拾脚	六二	野田東三郎



園稚幼立町野日



火鉢	參個	三〇	矢野 稔 亮
下駄箱	壹個	一二	岡崎與左衛門
外套掛箱	貳臺	三六	岡 伊右衛門
本箱	五個	七〇	同 人
應接室用椅子	六脚	三六	石岡 清 藏
卓子及辨當棚	六個	五七	同 人
バスケット用具	壹組	二七	小谷新右衛門
十五人乗シート	壹臺	九八	島崎善平
二人乗シート	五臺	四三	同 人
取付用プランコ	壹臺	一二	同 人
砂場用具園児用腰掛	各一〇		同 人
職員用机	一〇脚		山中兵右衛門
園児用机	四〇脚	二二〇	山中兵右衛門
ピ			
ア	壹臺	三二八	野井源左衛門
ノ	壹臺	三二八	中井左衛門
		三二八	野田六右衛門
		三二八	高井作右衛門





大正十五年四月幼稚園令の發布あり。幼稚園教育に一大刷新を加へられ、當幼稚園亦之に準じて規定を改正す。此の時園長以下職員新に任用の辭令あり。園長は従前の通り小學校長の兼任にして、保姆の數は專任五名なり。

新令に於て、幼稚園は幼兒を保育して其の心身を健全に發育せしめ、善良なる性情を涵養し、家庭教育を補うを以て目的とすと定められ。保育項目は遊戯、唱歌、觀察、談話、手技等の五項とせられたるを以て之に準據し、尙土地の狀況により、各種の年中行事を決定し、之れが實行を怠らす。職員は平素保育法を研究し、又滋賀縣保育會員となり、春秋二季に研究事項の決定發表を行ひ、又時々保育の相互觀察を行ひて以て、保育事業の充實進展を企圖せり。

昭和五年度に於ける園兒は男百一名、女九十七名、計百九十八名、組數五、園長及保姆五名、代用保姆一名にして、經費は四千六百貳拾參圓なり。

## 第九章 日野町立實業補習學校

### 一、沿革

本校は明治三十九年四月小學校に附設したりしが、未だ時機到らざる爲め、就學生

徒漸次減少の傾向ありしを以て、大正三年三月を限り廢校の止むなきに至れり。然る後幾許もなく町青年團の組織成りて、青年教育の必要を自覺するに及び、一時青年學習會を設けて、青年補習教育の復活を圖りたり。而して幾多の變遷を経て、大正七年四月再び本校を設置するに至り、同四月二日より授業を開始す。現在は農商の二科に分れ、生徒出席歩合も良好に向ひつゝあり。

### 二、本校の教育

#### 1、目的

本校は實業補習學校規程に依り、小學校の教科を卒へ、職業に従事する男子に對し、之に關する知識技能を授けると共に、公民生活に必要な教育を施すを以て目的とす。

#### 2、方針

- イ、忠良なる日本國民として、健全なる心身の發達を計り、敬神尊祖の美風を養成すること。
- ロ、質實剛健の氣風を涵養し、堅實なる公民を養成すること。
- ハ、常に勤勉力行する日野町民たるの訓練を施すこと。



三、本校の組織

1、修業年限

男子 前期二ケ年 後期三ケ年 研究科四ケ年

2、教授時期及時間數

イ、時期 四、九、十二、一、二、三、の六ヶ月

ロ、時間數 年約二五〇時 夜間授業

3、學科、課程表は別規則に依る

4、學級編成

乙組 前期一、二學年 後期一年

甲組 後期二、三學年及研究科

5、職員

學校長 專任教員二名 兼任教員四名

6、經費豫算額

十一年度正	十二年度正	十三年度正	十四年度正	十五年度正	二昭年度和	三昭年度和	四昭年度和	五昭年度和
一、二五四円	一、一八二円	一、九〇三円	二、一九三円	二、二八二円	二、三三九円	二、四六六円	二、四〇六円	二、一九四円

7、設備 小學校を兼用す

8、卒業生徒數 (自大正八年三月至昭和四年三月)

前期 三三名 後期 七九名 研究科 一四名

現在生徒數 (昭和五年四月調)

	前期	後期	研究科	計
在籍生徒數	一五	三九	二二	七六
出席生徒數	一五	三九	二一	七五
百分比				五八、四六

四、農業科の教育

- 1、實物實驗統計を重んじ、實際的教授をなす。
- 2、家庭實習を重んじ、毎學年設計を作り實習せしむ。
- 3、教員期日を定めて巡廻し、適當の指導を行ふ。
- 4、病蟲害驅除法、稗拔獎勵、耕地愛護週間など行ふ。
- 5、家庭實習地は一人水田五畝歩、畑一畝歩以上行はしむ。
- 6、副業獎勵として養蠶、養雞、果樹及び促成栽培等なさしむ。
- 7、年一回作物品評會、種苗交換會等を行ふ。



8、時機により農事試験場、又は優良農村等視察旅行を行ふ。

### 五、商業科教育

- 1、各種商業書式を配付し、適當なる要項を與へて之が實際記入をなさしむ。
- 2、簿記の記帳練習に要する取引例題には、可及的當地取引の實狀を加味す。
- 3、簿記は勿論商業に關する一切の計算には必ず算盤を使用せしむ。
- 4、一項目の授業を完了したる時は、直ちに同時同業の方法を用ひて之が模擬實踐を行ふ。
- 5、學年末に時好品展覽會を開き、生徒より之に陳列すべき各種圖案ポスター及び製作品を提出せしめ、即賣部を設け生徒をして實際の販賣に當らしむ。
- 6、適當なる機會に於て、商品の包裝及び荷造の實習をなさしむ。
- 7、生徒の家庭及勤先を訪問し、本人より營業の狀況を聴取して教授の參考に資し、且つ適當なる指導を與ふ。
- 8、町内所在の重要商業機關と連絡を保ち、商業上の統計及資料の調査には斯る機關を利用す。

### 六、學校と社會との關係

- 1、生徒の家庭を訪問し、其の從業狀態を視察すると共に、父兄の理解を求め、學校經營の精神の徹底を圖り、以て出席督勵を行ふ。
- 2、農業科は町農會老農家と聯絡し實地指導を受く。
- 3、商業科は會社銀行及び商店等と連絡を保ち、實際方面の研究を爲す。

## 第十章 日野町立日野青年訓練所

### 一、沿革

勅令第七十號青年訓練所令第三條に依り、大正十五年七月一日より開始せり。

### 二、名稱、位置

本所は滋賀縣蒲生郡日野町立日野青年訓練所と稱し、同町立日野實業補習學校に併置す。

### 三、目的

本所は青年訓練所令に依り、青年の心身を鍛練して國民たるの資質を向上せしむ。特に體育運動に留意し、教練中體操を課し、身體の均齊發育を重んず、又年に二回以上の長途行軍を實行し、身體の鍛練を行ふ。



四、訓練事項及課程

本所の訓練事項及び課程に關しては、別に之を制定す。

五、訓練年次及び實施

訓練の年次は毎年四月一日に始り、翌年三月三十一日に終る。(新制)  
訓練實施は一、二、三、四、五、七、八、九、十、十二の十ヶ月之を行ふ。

六、入所資格

本所に入所する者は日野町在住の男子にして、其の年三月三十一日に於て、十六歳以上十七歳未満の者とす。但し止むを得ざる事情ある者は、十七歳以上にて入所せしむることあるべし。

七、年次

本所生徒を第一年次より第四年次までの四組に分ち、中途入所の生徒は其の學歴及年齢に従ひ、相當の年次に編入す。

八、訓練課目及び時間

修身	五四時	普通科	二一六時
教練	一二六	職業科	一六二

九、訓練趣旨の普及

町當局を始め各學區長に依頼をなし、訓練趣旨の徹底、出席督勵を行ひ、或は小學父兄懇談會に際し、趣旨の説明に努め之が普及を計る。

十、青訓終了者

一一一名

十一、生徒及指導員

年 度	生 徒 數	主事及指導員	助 手
大正十五年度	六五	三	三
昭和二年度	七一	三	四
昭和三年度	七四	四	四
昭和四年度	六〇	四	四
昭和五年度	六四	六	一

十二、現在生徒數 (昭和五年四月調)

年 次	入所年齢該當者數	入所者數
一 年 次	六九名	一七名
二 年 次	六〇	二三
三 年 次	三八	一四
四 年 次	三五	一〇
計	二〇二	六四



十三、青訓豫算

大正十五年度	昭和二年 度	昭和三 年度	昭和四 年度	昭和五 年度
三七一	七六一	一、〇五二	七五九	七〇〇

十四、重要なる記事

- 1、大正十五年七月一日青年訓練所開所式を舉行す。  
自午前八時 至同九時 擧式  
自午前九時 至同十時 教練實施  
入所生徒 七四名 出席生徒(當日) 六五名  
參列者、關係教員、在郷軍人其他計四八名
- 2、昭和二年九月査閲行はる。
- 3、昭和三年九月二十一日午前八時より査閲行はる。  
査閲官歩兵中佐 古關友次 出席生徒 二四名
- 4、昭和四年六月五日  
聖上陛下大阪に於て二府五縣の青年男女御親閱遊ばさるに付、宇野主事、中島指導員引率生徒四年次四名三年次八名計十二名參加せり。
- 5、昭和四年十月八日

西大路小學校に於て査閲官歩兵少佐夏目廻の査閲を受く。出席生徒四十一名

第十一章 日野町處女會

日野町處女會は大正九年四月の創立にして、當時は事務所を日野町立高等女學校内に置く。町長を會長とし女學校長及小學校長を副會長とし、職員及會員中より、幹事若干名を置く。幾何ならずして女學校は縣立に移管となるや、自然に女學校との關係を失し、時期未だ到らざる爲にや、徒らに數年を経過す。大正十三年三月縣は告諭第二號を以て、處女團體經營の要領を明示し、其の普及と發達とに努力すべきを勸む。同日内務部長は處女會の指導督勵に關し依命通牒を發し、

- 一、處女會ノ入退會ニ關スルコト
- 二、設置區域ニ關スルコト
- 三、役員及主任者ニ關スルコト
- 四、會計ニ關スルコト
- 五、事業ニ關スルコト
- 六、會館ニ關スルコト



七、處女服ニ關スルコト

等の七項を定め、更に細目二十五項を掲げ以て處女會經營の方針を明にせり。本町處女會は之を機として事務所を小學校内に移し、町長を會長に小學校長を副會長とす。學校長は小學校社會係山中祥三を擧げて之が經營の衝に當らしむ。是に於て山中社會係は日夜奔走して會務に盡す。功空しからず此年四月總會を開きて會則を改正し、更に目的を定め事業の達成を期せんとす。第一條に曰く

本會ハ會員ヲシテ教育勅語成申詔書ノ趣旨ヲ奉戴シ、品性ノ向上ヲ圖リ、堅實ナル志操ヲ涵養シ、以テ賢良ナル婦人ヲ養成スルヲ以テ目的トス。

と即ち十二支部を分ち、各部に理事及幹事を置き事業の進捗を計る。今其事業の重なるものを擧れば

- 一、伊勢神宮遙拜 宮城遙拜 國旗日の勵行 神社參拜 敬老會 寺院參拜
- 一、模範處女會員表彰 作法練習 會員實行要目制定
- 一、社寺清掃 墳墓手入 愛路施設 記念事業保護 風紀肅正
- 一、新聞雜誌回覽 通信問答 講演會開催 見學旅行 家事裁縫研究 生活改善
- 研究及實行 料理法實習 競技會 旅行 遠足 運動會 衛生實行 各種講

習 災害見舞 善事義捐 唱歌練習 試食會 等

事業の遂行には、修養系統案及行事曆を設けて之を行はしむ。

昭和三年十一月十日 陛下 京都御所に於て、御即位式御執行あらせらる。式後期間を定めて拜觀を許されたるを以て、會員は其年十二月二十三日團體拜觀を行ひたり。

昭和四年六月五日 陛下 大阪城東練兵場に於て、二府五縣の學生、青年訓練所生徒、青年團、處女會員を御親閱あらせらるゝに當り、縣の通牒により會員中より二名を選抜して、之が光榮に参加せしむ。當日出席者は會員村瀬つや、中井やす引率役員北川すゑなり。當時縣より參加記念綬の配與ありたるを以て、記念として會旗を作ることを決議し、昭和五年七月十六日會旗樹立式を舉行したり。現在會員數參百七十七名なり。

年一度	會長	副會長	會員數	經費
大正九	寺田宗三郎	水谷捨太郎		
一〇		羽田穰		
一一				



一二				
一三	野田東三郎	宇野寛一	一九八	一五〇
一四			二五〇	一五〇
一五			二八六	一五〇
昭和二			三〇五	一八〇
三	高井商二		三〇〇	一八〇
四			三六〇	二〇〇
五	高井作右衛門		三七七	一八〇
	矢野緯亮			

### 第十二章 日野少年赤十字團

日野少年赤十字團は大正十一年六月之を創設し、尋常五年以上の兒童全部を團員とす。其年縣の本部より國旗を受領す。毎年三月退團式を、五月一日には入團式及總會を舉行し、事業の報告を行ふ。學年の初期には行事曆を作り、社會衛生其他公益事業の作業に従事す。又外國の兒童に對して、成績品の交換を行ひ、親睦の誼を厚う

す。昭和四年一月三十日近火に際し、團員は消防に盡力したるの故を以て、當時縣知事より賞狀を受領す。事赤十字本社に達し、越えて五年赤十字社長より褒狀を受く。團體にして赤十字社より褒賞を受くる者、本團を以て嚆矢とす。褒狀の全文左の如し。

#### 褒 狀

滋賀縣蒲生郡日野少年赤十字團

右ハ大正十一年六月本團創設以來克ク其趣旨ヲ體シ、諸種ノ行動ニ努メ成績ノ見ルベキモノ尠カラズ。殊ニ昭和四年一月三十日附近ニ起リタル火災ニ際シ、團長以下團員百六名急遽現場ニ出動シ、一致協力シテ給水作業ニ當リ、消防隊ノ活動ヲシテ有効ナラシメ、人家稠密ノ地ナルニ拘ハラズ、類焼ナク鎮火セシメタルハ、實ニ平素ノ規律アル訓練ヲ實現セルモノト云フベシ。茲ニ支部長ノ申告ヲ領シ此ノ褒狀ヲ授與ス。

昭和五年四月一日

日本赤十字社長正二位勳一等公爵 德川家達 團



## 第十三章 日曜學校

大字大窪興仙寺内に相愛日曜學校(大正四年創立)を經營し、同寺住職専ら其任に當る。同永福寺内に花園日曜學校(昭和二年創立)を同寺住職經營して、兒童の宗教教育に盡瘁しつゝ、今に之を繼續す。毎歲各宗同盟會、縣佛聯支部主催にかゝる、釋尊降誕を奉祝する花祭り、日曜學校生徒を主に、小學校生徒を伴に、一千餘名の兒童が花御堂を安置せる巨大の白象を曳いて會場西本誓寺より小學校に至り、同講堂にお伽噺を聞くは、兒童に年中行事として精神的感化を及ぼす尊とき施設なり。大字木津法興寺住職の經營せる早起周末會あり。八月の暑中休暇中は毎早朝、他は毎日日曜日の早朝を期して同寺に參拜、兒童をして早起の良習慣を附けしむる等。兩校の外日曜に宗教教育の施設を爲すもの亦尠からず。

## 第十四章 日野町教育會

日野町には從來教育會の設置なく町民教化の機關の闕如せるを遺憾とし、高等女學校長水谷捨太郎小學校長羽田穰今上御即位の記念事業として町教育會を組織す

るの議を建つ。町長野田東三郎之を贊同し、大正四年六月十四日町會に謀りて協贊を得、直に正野玄三、島崎善平、山中安太郎、高井商二、西村市良、右衛門、石岡清藏、谷源右衛門、平岡學眞、野田現淨を選舉し、會則十一章廿一條を起草せり。其要を摘めば、教育勅語並に戊申詔書の趣旨を奉體し、日野町教化事業の發達を圖るを以て目的とし、本町に居住する世帯主を總て通常會員とし、會員の家族を準會員とし、其事業としては教化事業に關する講演會、談話會、講習會、敬老會、其他諸會の開催、風俗の改善、教化事業に關する統計著述及調査、會報の發行等にして、之が經費は會員の會費、補助、及寄附金等を以て充當する等なり。同年十一月十日創立總會を開き、會長に町長野田東三郎、副會長に助役東與市を挙げ、其他の役員悉く定まり、同月二十一日小學校内に發會式を舉行したり。來賓には郡長、郡視學、郵便局長、警察分署長、隣接村長、及學校長、各宗同盟會幹事等にして、式後

精神上の記念

京都眞宗中學校教授 安藤洲一

の講演あり。餘興に神田伯龍の講談あり。又別席に於て敬老會を開催し、八十歳以上の高齢者三十四名<sup>缺席十名</sup>を招待し、郡長、講師の講話の後、幼稚園兒の遊戯あり。終て饗宴を開き、野田會長より扇子各宗同盟會より饅頭を贈呈。午後五時半散會是を創



立第一回の總集會とす。この年故高井愛蓮翁事蹟の編纂、祭禮の惡習及諸集會の不良作法の調査、時間勵行等の事を協議せり。

翌五年三月八日第二回總集會

瑞穂之國

加島諦忍

人之力

加藤咄堂

の講演あり。同年七月二十一日講演會を開く。

西藏旅行談 佛教三大要義

河口 慧海

同八月二十五日第一回會報を發刊會員に頒つ

爾後毎月友園に會報を載する事とせり

同六年三月十二日第

三回總集會を開き式後左の講演あり。

教育目的觀の變遷

文學博士 谷 本 富

教育會創立以來、會の年中行事として氏郷祭、及び敬老會を行ふ。氏郷祭は毎年四月

十七日雲雀野銅像前に於て、教育會委員外名譽職小學校兒童等列席の下に舉行す。

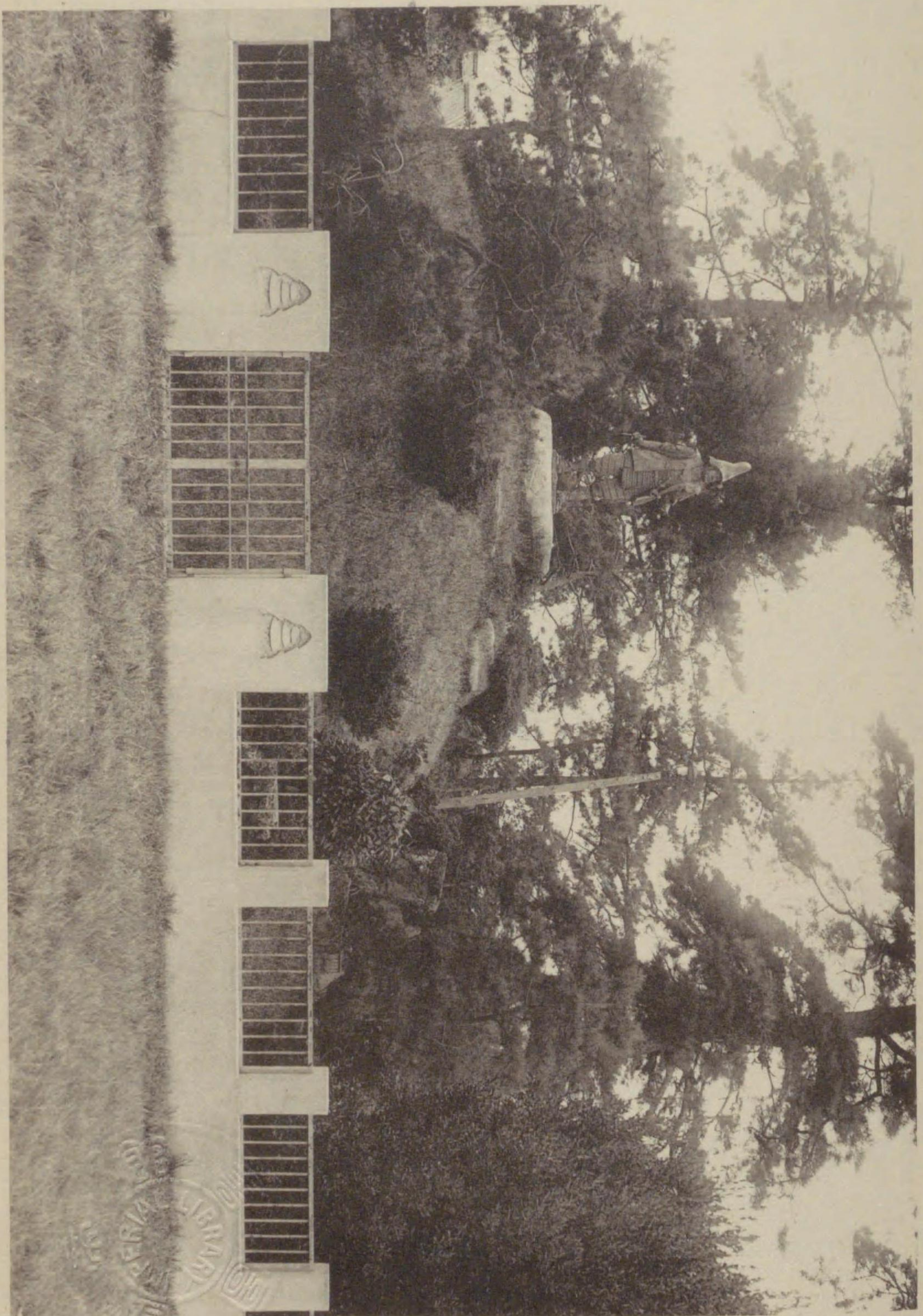
敬老會は毎年一回七十七歳以上の高齢者を幼稚園に招待し、茶菓の饗應、加ふるに園兒の遊戯を實演せしめて、一日談笑の中に樂ましむ。

### 第一節 蒲生氏郷銅像建設

大正六年十一月陸軍特別大演習を近江に行はせられ、大元帥陛下親しく統率し給ふ盛事あり。武人を偲ぶの情勃興する時、有志者總代町長野田東三郎、寺田宗三郎、吉田基、發起人として有志の會合を求め、日野町の生みし蒲生家の代表的偉人氏郷朝臣建碑の事をはかりしに、滿場立どころに賛成し殊に一建碑にては足れりとなさず。寧ろ銅像を建設して眼のあたり英雄の風貌に接するこそよからめとの説出て、會衆拍手を以て銅像説に決す。而して此の如き壯舉は有志者の企圖とせんよりは、町教育會の事業とするこそ可ならん。依て七月四日を以て日野町教育會長は理事會を開き之を附議し、全會一致を以て可決したれば、更に評議員會に諮り、同會亦全會一致之を可決したり。乃ち銅像建設委員同常務委員を選擧し、豫算編製、寄附金募集、位置選定等に奔走し、又東京帝國大學教授文學博士三上參次氏を招聘して、氏郷朝臣頌徳大講演會を小學校講堂に開き、無慮三千人の聽衆に多大の感動を與へ、一般民衆に朝臣の偉人たるを知らしめたり。午後野田東三會長石岡清藏委員等は東上して、三上博士の指導により、氏郷の風貌は會津市興徳寺所藏國寶畫像に因ることゝし、鯨尾兜



は風俗史の名家關係之助氏に問ひ稻垣子爵家の藏品に模し鑄造は原型作製を彫塑家石本曉海に託し鑄造は東京美術學校教授坂口肫氏監督の下に、神崎郡能登川村龜文堂波多野兄弟之に當り、大正七年七月鑄造場建築以來工事を進め、翌八年二月十七日鑄造全く功を竣る。是より先き銅像建設地なる雲雀野に其臺地を築き、京都の園藝家小川白楊氏に託して樹石配置の設計を請ひ、當町の橐駝師川並忠吉工事を掌り功亦竣る。四月二十日愈々銅像を鑄造場より運び建設す。像高さ八尺三寸、原銅の重量三百五十貫目なり。塑像の意匠は、氏郷が秀吉征韓後に會津より遠く西征の途上、中仙道より遙に綿向山を望み懷郷の念に堪へず。「思ひきや人の行へぞ定めなき我が故郷をよそに見んとは」の咏ありし所を表し、左手に短冊、右手に毛筆を配したるものなり。此くて四月二十六日を卜して除幕式を擧ぐ。此日天氣清朗百花皆笑ひ春色山野に滿つ。蒲生氏の緣故者を尋ぬるに前田利政の室は氏郷の息女にして、前田侯爵の先祖利家は氏郷と時を同くし、共に織田氏豊臣氏に仕へて骨肉の交友ありし緣故あれば、除幕は前田家一族に仰ぐを適當としたり。依て正野玄三、西村市良右衛門、小龜勝之助三委員は東上して、侯爵前田利爲、男爵前田直行、兩郎に伺候して賛襄を求め、且つ臨場親しく除幕せられん事を請ひ快諾を得來れり。二十六日前田直行



雲雀野・蒲生氏銅像建設地全景





蒲生氏朝銅像





男爵來町あり。侯爵は參謀本部の用務に差支親しく除幕且つ侯爵の祝辭を代讀せられたり。知事堀田次郎

郡長藤谷永三郎甲賀郡長木村市太郎伊勢松坂町長大村福五郎八幡町長大澤彌一郎郡内各村長銅像建設に係る

援助者名匠等を始め、遠近の老若男女雲集霧合して、綿向山下一帯は瑞氣靄々たり。

此舉當初以來資を要すること一萬餘圓なり。當日餘興として左の催あり。

遺品展覽會 信樂院

擊劍會 雲雀野

武者行列 雲雀野より大宮へ行列

花 幟 五十本

浪花節 雲雀野

工事報告

我地出身の偉人蒲生氏郷銅像建設の議は本町多年の宿望なりしが、會々歐洲大陸に於て空前の大動亂勃發し、尋で青島攻圍戰興起し、戰時氣分は國民の血漿をして漲溢せしめ、加ふるに本縣下に於て陸軍特別大演習舉行せられ、幾萬の貔貅が近江山野に馳驅せる等、彼此の聯想は士氣の奮興を促し、我地方思想界に氏郷銅像の感情は一層強烈ならしめ、銅像建設の機運爛熟し、議立所に纏まりたるを以て、本



會は其首途を壯ならしめんが爲に、大正六年九月教育會夏期講演會に、東京帝國大學教授文學博士三上參次氏を特聘し、蒲生氏郷卿頌徳大講演會を開き、蒲生氏郷卿に就て「と題する、豊富なる考證によれる博士の講演を聞くに及び、痛切に我地方が卿に負ふ所頗る重大なるを感じ、事に従ふの勇氣倍徙せり。是に於て幹部各部署を分ち、一面大方有志の協賛を求むると共に、一面措畫着々進捗するに至れり。鑄造に際し、第一に逢著せる問題は卿の容貌如何の點なりき。幸に三上博士の熱心なる援助に依り、各地に散在せる卿の畫像を蒐集參酌して之に據り、形態は本邦風俗史の大家關保之助氏と合議の下に、彫塑家石本曉海氏に原型作製を託し、鑄造は東京美術學校教授坂口腕氏監督の下に、龜文堂波多野氏之に當り、築山水石の配置は園藝家小川白楊氏に立案設計を依頼し、當町豪駄師川並忠吉氏工事を掌る。銅像高さ八尺三寸、原銅の重量三百五十餘貫、斯くて計畫の當初より二星霜を閲し、今や工事竣成を告げ、本日除幕式舉行に際し、氏郷卿と因縁淺からざる前田侯爵閣下は、特に代理として卿が十一代の遠孫に當らせらるゝ前田男爵を派して此式に臨ましめ、閣下の手により除幕せらるゝの光榮に接す。茲に工事の概要を報告するは欣喜措く能はざる所なり。謹みて多大の金品を寄贈せられ、或は此事業に關

し直接指導援助を與へられたる閣下並に諸君に對し、深甚なる感謝の意を表す。

大正八年四月二十六日

## 日野町教育會

蒲生氏郷卿銅像建設委員長 野田東三郎

是より前田直行男親しく幕を除き、會長の式辭に次で前田利爲侯、滋賀縣知事堀田義次郎、甲賀郡長木村市太郎、蒲生郡長藤谷永三郎、三重縣松阪町長大村福五郎、本郡町村長總代八幡町長大澤彌一郎、中川泉三諸氏の祝辭、文學博士三上參次、醫學博士村地長孝、内務省地方局長添田敬一郎、衆議院議員藤井善助、福島縣若松市長松本時正、島根縣松江市蒲生鏗市諸氏の祝電あり。式後前田男は侯爵寄贈の月桂樹を銅像前右側に手植せられ、饗宴場にて來賓三百餘名を饗應したり。當日幾多の餘興來觀者の雜沓等は、蒲生氏郷卿銅像除幕記念帖に詳記しあるを以てこゝには省略せり。

越て五月二十日藤村會長は寺田委員と共に東上し、二十七日前田侯爵、前田男爵、三上博士の邸を訪ひ、感謝狀並に記念品蒲生氏郷卿銅像壹軀原形四分之一宛を贈呈し、尋で關、坂口、石本、小川、波多野、其他關係功勞者に感謝狀記念品を贈與せり。

此銅像建設並に之に關する經費、實に金壹萬貳千七百五拾七圓四拾五錢五厘を要



せり。而して此經費中へ寄附せし金拾圓以上金五百圓以内の人員は、町内百〇八人、縣内四十六人、縣外四十九人、計二百〇三人なり。

## 衛生

### 第一章 醫師

醫師の史料は存するもの少く、元祿十一年正野玄三が京都の名醫名護屋丹水の門より出て京都に業を開き、名聲籍甚門前市を爲し、寶永二年六月法橋に叙せられて後、日野に歸り業を開きしは現存史料中の古きものなり。其の後延享、寶曆の頃、石橋元東醫と文學を以て名高き門下より谷田輔長、西生懷忠等出づ。又安井頼可あり、田中壽且あり、佐治宗甫、星野玄覽父子、辻秀伯、田島順輔父子の史料存す。就中辻秀伯の家は寛政以後今に醫業を以て世襲せるにより、稍其の業系を明にす。星野玄覽は西圓寺僧格同の弟なるが、京都に出て名醫高階枳園の門に入り業就りて歸り、上鍛冶町に門戸を張る。醫名高し。文化八年岡本町に移る。文學の造詣深く、太田錦城等と交る。子無きを以て、甲賀郡毛牧の人望月氏の男が高階枳園の門に學びしを養ひ、嗣と

し醫業を繼ぐ。二世玄覽又よく醫名あり。水口藩主召して侍醫とす。佐治宗甫は愛知川町に在りし外科醫本間養軒に就きて學び、後に奇効由なる賣藥を以て世人を治す。田島柳郷は山城より當郡佐久良に移り、更に日野に移りて醫を業とし、傍ら天文學を好みたり。其子順輔は大坂に緒方洪庵を訪ひ、洋醫を研修し、大森陣屋最上家の招により、仕へて儒と醫を兼ね。之れ町人洋醫の始めなり。天保中豊後の人賀來壽平來りて醫業を開き、夙に種痘を施す時人驚異したり。之れ當町種痘の創めなり。田中文藏壽且は大窪町に住せし醫なるも、其の業系詳ならず、天明八年八月四十九歳を以て歿す。以上數多の醫家ありしも子孫に世襲せし家無し。獨り上野田村に辻秀伯の一家は、文化開業以來世襲して今に醫門を張る。辻家はもと佐々木家の臣として栗太郡に勢力を張りし字野氏の族にして、大永年中上野田村に移住し、蒲生氏に仕ふ。後醫業を創めしは寛政、文化の頃の人にして名を甚五郎といふ。寛政十一年三月尾張國海東郡大野村の醫立松養庵に師事し、享和元年二月攝津高槻の和田儀仙の門に入り、内科外科を修業し、文化三年五月領主の許可を得て上野田村に開業し、名を秀伯と改む。名字帶刀を許さる。天保六年には年々の宗門改に村人等と別に一枚別記の特典を許されたり。其の子秀次文政十年十六歳にして、尾張國知多郡名和



村の醫師田中文圭の門に修業し、天保二年六月家に歸りて父の業を補助す。當時の許可書は左の如き簡單なるものなり。

江州蒲生郡上野田村 醫師 辻 秀 伯

其方倅秀次儀本道醫術壹人立療治爲致度旨願之趣其筋ね申達願之通相濟候。領主尾州藩の大代官役所より交附せし許狀なり。爾來同家は子孫に世襲して刀圭を業とす。外に弘化、嘉永の頃上野田村に林篤安なる醫士ありしこと辻文書中に見ゆ。

### 第二章 産婆の養成、病院の設置

明治十七年十月日野地方に於て産婆養成の必要を感じ、有志者の義捐金を集め滋賀縣に由請し、同廳の紹介に依り彦根町速水たけを教師に聘し講習會を開き、舊來の産婆十名に學理を教へ、同十八年十二月三名の内務省免許産婆を出せり。

明治十九年一月縣下數箇所に公立大津病院の出張所を設置せらるゝを聞き、日野町に於て其設置を希望し、西村市良右衛門、正野玄三等町内有志者に謀り金五百圓を獻納して設立を請願し、同年五月十日大窪町縣下に日野以外三ヶ所にも設立すに大津病院出張所を創設せ

られ大津病院副院長原馨院長となる。爾來十數年間、日野町の衛生上に貢獻せし功沒すべからず。而已ならず、原氏は秀才の子弟に學資を給して教養し、其援助により成功せし人醫師政治家等少からず。後ち林直吉院長となり縣立を廢して町立に移し、更に故人經營となる林醫院是なり。林直吉歿し松尾昇其後を經營す。現在の松尾醫院是なり。

### 第三章 日野町開業醫一覽

大窪越川町	松尾昇醫院 <small>(舊林病院繼承)</small>	内科、外科
同 杉之神町	杉原周輔醫院	内科、婦人科
同 仕出町	朝日秀雄醫院	小兒科、内科
同 岡本町	光吉不二雄 <small>日野病院</small>	内科
同 大窪町	和田孝太郎醫院	内外科、眼科
同 上野田	辻直三醫院	内科、小兒科
同 松尾甲	池内禎三醫院	齒科



## 第四章 日野町衛生組合

日野町衛生組合は明治二十五年七月設置せられたるも、當時一般衛生思想未だ普及するに至らず。規約亦暫定的のものにして完全ならざりき。明治三十年本縣訓令を以て衛生組合準則を發布せらるゝに際り、翌三十一年四月本組合同規約を改正し、全世帯主捺印を調へ之が勵行を誓ひたり。當時組合長に矢野定治郎、副組合長に岡崎與左衛門就任し、全町を第一部大字村井、第二部大字小井口、寺尻、木津、第三部大字大窪の南部、第四部大字大窪の中部及大字日田、第五部大字大窪の北部及大字河原、第六部大字松尾の甲、乙、丙、第七部大字上野田、大谷の七部に分ち、部に幹事副幹事各一名を置き、爾來組合長始め各役員は、春秋二期の定期並臨時清潔法の施行、及患家の消毒、其他衛生事務に従事し、他を指導誘掖して其の普及徹底に竭しつゝあり。而して一般の衛生思想自ら向上し、惡疫の發生亦昔日の如き流行を見ず。漸次低減しつゝあるは洵に喜ばしき現象なり。歴代組合長左の如し。

矢野 定治郎

岡崎與左衛門

横田 喜兵衛

中井 宗兵衛

福地 與兵衛

## 第九篇 商業志

## 序論

蒲生氏の轉封は日野城下町に大打撃を與へて、恰も深夜電燈の一時に消えたるが如く暗又黒、昨日迄は軍馬の嘶や登城武士の武者振勇ましかりし日野城頭は、忽ち雀羅を張りて閑寂太古の如く、町々街々の多くは戸を鎖す家、さては取壊たれて殘礎苔を生ずるもの次第に多く、到底從來の業務を以て活計を立つる事能はず。新らしき領主の政令の下に支配され已むなく農に歸するもあり、又農事に堪へざるものは地を轉じて他國に移住するもあり、又行商を初めて活路を求むる者も生じ、天正十二年秋以後の日野町は、落寞寧ろ悲慘とも謂ふ可き状態なりき。蒲生上郡の宗廟と仰がれ給ひし大宮綿向神社の祭禮さへ、廢絶すること十餘年間に及びしといへば、如何に衰微の甚しかりしを推想せしむ。斯る困窮に陥りし町民が三百有餘年を経過せし今日に於て、近江の富を語る者先づ指を日野八幡に屈するは、そも如何なる經路をたどりて然かるを得たるかを推究すれば、蒲生氏郷の轉封以後早く商界に身を投じて、

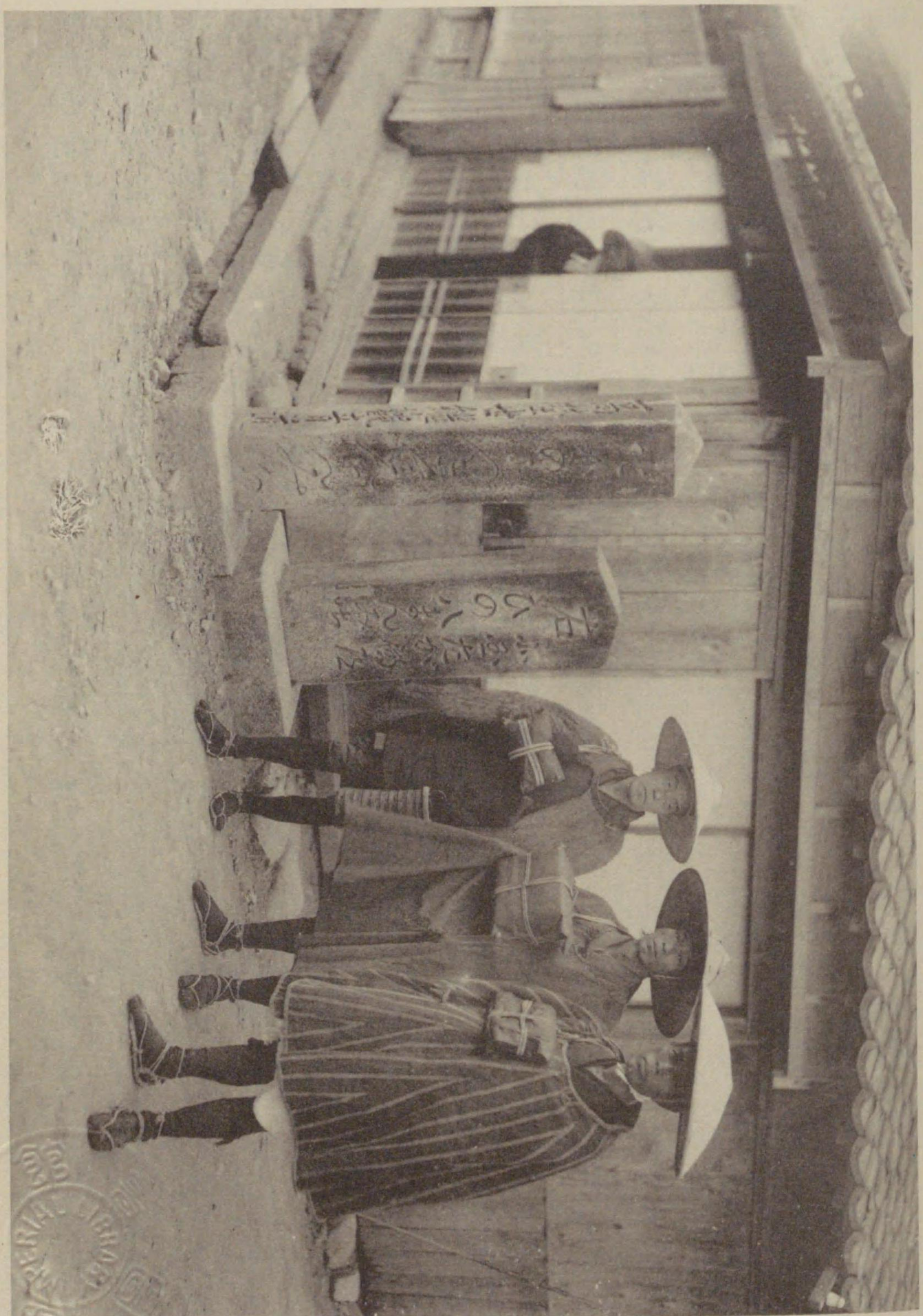


蒲生氏の會津城下を目的として千辛萬苦を尋常事とし、炎熱金を爍すの盛夏も寒烈骨を刺するの嚴冬も、商業の爲には困苦を知らざる者の如く、縦横に奮闘し専心努力を重ねたる結果なるべし。路傍の水を茶の代用として晝食したるは尋常事にして、彼の畑の生大根を農夫に請ひ嚙りて一飯に代へたるもあり、又雪に道を迷ひては運を天に賭し、笥笠を敷物とし天險の山嶺を下りたる苦談を傳へ、或は商事一敗悲涙を吞みつゝ歸國の途中に野宿し、曉星の吉夢に再舉を圖りて大成したる美談を存する等、移して以て他の商人苦辛の状も亦推想するに足る。凡そ日野商人持下りの商品は日野製産の荷嵩高き日野椀や漆器を主とし、他に京吳服さては量重き太物近江麻布等を一竿の天秤棒に擔ひ、三冬猶汗を拭ひて險路を攀ぢ、雨には笥笠、風には蘭胡坐を唯一の武器とし、纏ふ所の股引脚絆は綴り糸を重ね、恰も糸にて編みし物の如くに至るまで着用したり。實にやそれ等の着用衣類や天秤棒は、子孫に祭られて祖先苦辛の記念の神と尊敬さるゝを見る。斯る日野商人の行商は江戸時代の初期より開始されて、東は奥羽西は山陽九州にまで足跡を印し、遂に世人が吳服麻布を總稱して「日野きれ」と呼ぶに至れり。之等行商人の史料の存するもの甚だ少きも、明暦二年春新町の人西田半兵衛が西之宮神社の再建費用の奉加を諸國行商先にて請ひ



(雙個) 裝旅商行人商野日代時戸江





（裝 假） 驛山土・裝旅商人商野日代時戶江

